横井時冬著

日本商業史

維新後の商業史

二

東京　金港堂書籍株式會社

緒言

一本書はさきに刊行せし日本商業史の續編にして維新後の商業史なり

一本書中往々工業に亘ることあれどもそはすべて日本工業史に讓りてこゝには略しおけり

一本書は官府の法令記錄の類を經とし會社の報告書幷に其事柄に實際關係したる人々の談話を緯として編述しおけりもとより疎漏杜撰の譏を免れず再刊の時を期して訂正すべし

一本書は明治三十三年八月脫稿せしものゆゑ統計はすべて三十一年度の分をとれり

明治三十三年八月二十五日

著者識す

日本商業史

目次

第六編　維新後……一
第五十四章　通貨……一
第一款　貨幣……八
第二款　紙幣……一七
第五十五章　公債……二五
第五十六章　度量衡……三一
第五十七章　郵便……四〇
第五十八章　電信電話……四六
第五十九章　鐵道……五二
第六十章　海運……六九

第六十一章　商業教育……八七
第六十二章　商業會議所……九二
第六十三章　商業會社……九八
第六十四章　銀行……一〇七
第一款　國立銀行……一一一
第二款　橫濱正金銀行……一一七
第三款　日本銀行……一二一
第四款　日本勸業銀行　農工銀行……一二八
第五款　臺灣銀行　北海道拓殖銀行……一三〇
第六款　私立銀行……一三二
第七款　手形交換所　商業與信所……一三五
第六十五章　取引所……一四二
第一款　米穀取引所……一四七
第二款　株式取引所……一五二
第三款　橫濱洋銀取引所……一五六
第四款　取引所……一五七
第六十六章　保險……一六〇
第一款　海上保險……一六四
第二款　生命保險……一七一
第三款　火災保險……一七六
第六十七章　倉庫業……一八二
第六十八章　條約改正　內地貿易……一八七
第六十九章　東洋貿易……一九六
第七十章　米國貿易……二〇六
第七十一章　歐洲貿易　附濠洲貿易……二一三

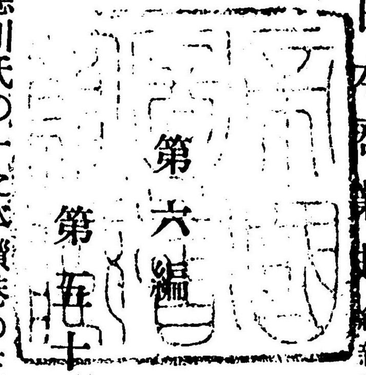

第六編　維新後

第五十四章　通貨

横井時冬著

德川氏の一たび鎖港の主義を變じて外國貿易を許すや忽國家的の經費膨脹し到底八百萬石の收穫にては支へられざる有樣となりぬこゝにおいて一時財政の困難國用の缺乏を彌縫せんがために貨幣改鑄の事起れりかの安政より萬延にわたりて改鑄せし金銀貨は天保に改鑄せし金銀貨よりも一層劣惡のものとなれり加之幕府の威力漸く衰へ其政綱の弛廢するや各藩において濫に藩札を發行し又私に劣惡の金銀貨を鑄造するに至れり明治元年大政維新を布告して新政府は建てられたれども東北地方の戰塵尚未だ收まらず國帑缺乏して頗る困難を極めしか

新貨條例

洋銀の通用
古金銀の通用

ば舊幕府の末より積年紊亂を極めたる貨政の如きは未だこれを顧るの遑あらざりきされば一時姑息彌縫の策をとり洋銀の通用を許し古金銀をも通用せしむるなど其錯亂せることいはんかたなかりき德川慶喜は大政を奉還したるも新政府は財政の實權を握ること能はさりしかば撫民出師の如き費用はいふまでもなく日用の入費だも尙且支ふること能はさる有樣なりきこゝにおいて國用焦眉の急を救ふ爲全國田畑の石高に照して金札を發行するの議を決し明治元年五月太政官札を發行せらるされども太政官札は大札多くして小札少きより民間の不便甚しかりしかば更に二年十月民部省札を發行せらるさはいへ我政府は夙に寶貨整理の必要を感せられしかば元年四月香港へ人を遣し貨幣鑄造器械を買入れ地を大坂の川崎村に卜して工場の建築に着手せらるこの工場は四年二月落成して開業式を擧げられたり最初は銀貨本位の計畫なりしが其後大藏少輔伊藤博文の說をいれて金貨本位の制をとられ銀貨銅貨の補助貨を置きことに一圓銀貨を鑄造して貿易銀に定めらるかくて四年五月に至り新貨條例を發布せられついで七年

貨幣條例
金貨本位

九月舊金銀貨の通用を停止せしめられしが明くる八年六月新貨條例を廢して貨幣條例を發布せらるこれよりさき政府の金貨本位の制に改むるや各國領事東洋銀行支配人等異論を唱へしも我政府は斷然金貨本位の制を施行し將來十年の後を期して我邦一般に金貨本位通用の國たらしめんことを企望せり然るにこの企望は中途にして全く齟齬するに至れりそは金銀新貨を鑄造發行すると豫期の如くならざりしと我邦鑛山金銀の產出甚た匱乏せしことゝこの外不換紙幣增發のため新鑄の金銀貨就中金貨海外に流出せしとによれりこゝにおいて寧ろ金銀双本位の制をとるの便利なるに如かずとなしつひに十一年五月從來各開港場貿易上の便利の爲鑄造して各開港場限通用せしめられし一圓の貿易銀を一般に通用せしむることゝなれりこれ表面上本位の名なしと雖も其實は金貨と共に並行して本位の資格を具へ金銀双本位となりたるなり官省札につぎて發行せられたるものを大藏省兌換證券及開拓使兌換證券とす大藏省兌換證券は歲計の不足を補給し造幣の地金を吸集する爲に四年十月よりこれ

金銀双本位
大藏省兌換證券
開拓使兌換證券

を發行せられ又開拓使兌換證券は北海道開拓の資本を充足せしむるため五年一月よりこれを發行せらる官省札は兵馬倥傯の際發行せしものにて紙質印刷兩ながら不完全にして僞造のもの多く市場に顯れしかば其弊害を豫防し且從來舊藩において發行せし金札錢札に交換して國内の正貨を畫一に歸せしむるためつひに紙幣の製造を獨逸のビードンドルフ會社に命じ壹億萬圓を造らし め五年四月より發行せらる新紙幣（さいふこの新紙幣の豫備紙幣をつくらんが爲獨逸より取寄たる原版を用ゐ損傷札交換に供すべき豫備新紙幣製造の工場を東京常盤橋紙幣寮構内に建設せしが此工場は十年七月工を始め明くる年六月竣工せりこの新紙幣を以て官省札舊藩札と交換せしめられしより人民いづれも喜びてこれを受授し始めて紙幣に信用をおくことゝなれりさるを五年四月新紙幣を發行せられしより漸々發行の制限を破り或は開拓使へ貸付の爲に發行せられ或は歳計の不足を塡補する爲に發行せられ或は爲替會社處分の爲に發行せられ或は西南征討費支辨の爲に發行せられたりことに六七年以降は各會計年度の初において國

庫收入の其支出に及はさるを補はんが爲一時權に損札交換豫備の新紙幣を發行するの端緒を啓きしよりこの事つひに財政上の一慣例となり益す新紙幣の增發を助成したり（豫備新紙幣は十四年の冬より回收に從事し十五年十二月に至り全く回收し了れり）其後又政府はこの新紙幣にも種々の缺點あることを發見せしかば紙幣寮頭得能了介の建議をいれ九年二月東京府王子村に抄紙場を設立して紙幣の用紙を抄造すると同時に銅版彫刻製肉法等を研究せし結果つひに十二年五月に至り始めて内國において完全なる紙幣を製造することを得たりこれより大坂の造幣寮と相並びて盛に紙幣を製造することゝなりこの紙幣は十四年二月より發行して漸々新紙幣と交換せしめらる世に此紙幣をさして改造紙幣といふ政府紙幣の信用漸次に增加し其價格も亦從ひて騰貴し十八年末に至りては銀紙價格の差異殆ど消滅したりこゝにおいて不換紙幣制度を一變して兌換制度となすの時機に達せしことを認め十八年六月（十四號布告）紙幣交換の事を布告し明くる十九年一月より紙幣交換の途を開かる（銀行紙幣整理のことは十六年五月十四號布告を以て國立銀行條例を改正し銀行紙幣合同銷却の方法を定め三十二年十二月三十一日限り其通用を禁ぜらる）されども政府が紙幣の整理に際して銀貨兌換の制を施し

銀貨本位

ゝ結果事實上銀貨本位國たらしめたりこれ貨幣制度の整理上止むを得ざることなりきさはいへ世界共通的の經濟界に入らんには金貨本位制をとらざるべからずこゝにおいて金貨制度論起りしが其後二十七八年戰役の賠償として清國より巨額の英金を受領するや大藏大臣松方正義この機に乘じて金貨本位の制を布くことを計畫しつひに議會の協贊を得三十二年三月貨幣法を發布して金貨本位の貨政を施行することゝなれり

貨幣法金貨本位

新舊貨幣價格表

明治七年八月

慶長	小判	一個	十圓六錢四二	元祿	小判	一個	六圓八十六錢五七
武藏	一分判（正德金）	一個	二圓五十一錢六〇		一分判	一個	一圓七十一錢六四
					二朱判	一個	八十五錢八二
乾字	小判	一個	五圓十五錢六五	享保	小判	一個	十圓十一錢五六
	一分判	一個	一圓二十八錢九一		一分判	一個	二圓五十二錢八九
元文	小判	一個	五圓七十五錢八九	文政	二分判（眞文）	一個	二圓五十二錢三六
	一分判（眞文）	一個	一圓四十三錢九七				

文政	小判	一個	五圓二錢九二	古二朱金		一個	三十六錢四五
	一分判（草文）	一個	一圓二十五錢七三				
文政	二分判（草文）	一個	二圓二十二錢二七	五兩判		一個	十八圓七十錢四四
				天保	小判	一個	四圓三十六錢六二
					一分判（保字）	一個	一圓九錢一五
古二朱金		一個	三十六錢四五	安政	二分判	一個	九十五錢〇三
五兩判		一個	十八圓七十錢四四	新	二朱金	一個	十三錢六一
天保	小判	一個	四圓三十六錢六二	慶長	大判	一個	七十四圓七十一錢八六
	一分判（保字）	一個	一圓九錢一五	享保			
安政	小判	一個	三圓五十錢五一	天保吹增			
	一分判（正字）	一個	八十七錢六三	新	大判	一個	二十八圓廿六錢六八
新	小判	一個	一圓三十錢四二	安永	二朱銀	一個	二十九錢六七
	一分判	一個	三十二錢六一	文政	二朱銀	一個	四十錢二六
新	二分判	一個	五十四錢三二	元祿	大判	一個	五十九圓廿七錢一〇
安永	二朱銀	一個	四十錢二六				

文政	一朱銀	一個	十錢三五
	一朱銀	一個	七錢四〇
安政 大形	二朱銀	一個	四十六錢五一
			古一分銀 一個 三十四錢七〇
			一分銀 一個 三十一錢一七
			舊貨幣の量目品位及改鑄の費用等は貨幣條例備考を參考すべし

第一款　貨幣

洋銀の通用

古金銀の通用

大政維新を布告して我政府は設立せられたれども兵馬倥傯國事多端にして國帑の缺乏一方ならず實に困難の極に達せしかば舊政府以來多年紊亂せし寶貨に關する積弊の如きはこれを匡正するの遑あらざりき故に一時止を得ず姑息彌縫の策をとり先づ明治元年二月二十日洋銀（墨西哥銀一枚を我一分銀三枚に比當せしむ）を一般に通用せしめ又つゞいて古金銀通用停止の禁を解き民間自在に時價を以て通用せしめらる當時國內

舊金銀貨の流出

劣位銀の鑄造

に流通せし金銀銅の舊貨幣は凡壹億四千六百參拾萬餘兩（金貨八千七百六十一萬六百五十餘兩銀貨五千二百六十六萬五千餘兩銅錢鐵錢六百三萬三千餘兩この外古金銀凡九千七百三萬餘兩明治八年十二月大藏省取調による）なりき舊政府開港の初寶貨の比例不倫なりしより我金貨外國に濫出するの傾ありしかば米國公使ハーリス（安政六年十一月二十四日舊政府の執政間部脇坂等に書を呈して貨制を速に改正すべき理由を懇に忠告したり）金と銀との法價の比例甚だ當を失へる事を忠告せしが當時政府現行の貨制は金一銀十強なりしも民間就中開港場の市價は金一銀十五强に當れるを以て開港場の奉行に命し金貨の輸出を防ぎしかど其効なかりき明治元年より二年に亘りことに奸商輩外國人の昭利に狃れて濫に舊金銀貨を買集しこれを外國人に賣渡すを以て無二の射利的營業となせり劣位貨幣（萬延元年より明治二年まで十年間に鑄造發行せし劣惡の二分判金二朱判金及一分判銀は凡七千三百四十九萬三千二百五十八兩二分にして其中金貨五千四百四十七萬三千六百二十六兩銀貨千九百一萬九千六百三十二兩二分）の世に行はるゝや外國人は益す射利を其間に運らし內國通貨の混亂に乘じ一方には香港其他便宜の地方に就いて盛に我劣位銀一分判を僞造して（墨西哥銀を熔解して鑄造せしもの）一方には我舊金銀貨に交換するの資となせり（東洋銀行が我政府に呈せし所の書面によれば明治二年正月一箇月中のみにて橫濱より海外へ輸出せし一分銀貨凡二百萬枚即五十萬兩なり初舊幕府の財政に困難を極むるや劣位二分判金一分判銀をあまた鑄造して一

時彌縫せしが此際諸大藩も亦私に鑄造して財政の困難を救ひしといふ其後新政府はたてられしもなほ列藩の私鑄を禁ずること能はざりしかば東北の叛藩及他の諸大藩其領地において二分判金一歩判銀二朱判金を鑄造せしもの忽流布して質僞の二分判金江戸、大坂、京都兩換店に出入するもの凡十三四種ありて十中八九は贋金なりきとぞされば上下一般に困難し其弊を除かんことを欲せしかど其効なかりしに二年正月本邦に駐在する外國公使領事等濫惡貨幣の弊害を訴へいで〻其處分を強請せしかば新政府もつひに同じき年二月金銀貨幣簽封所を東京本町に設け一般人民に令して諸公納金は必ず其簽封を受くること〻し又貨幣改所を京都、大坂、横濱、兵庫、長崎に置きて檢査せしめらる又政府は大隈參與を擧げて惡金處分の任に當らしめらるこ〻において同じき年五月各國公使と會議し會津、仙臺、薩摩、筑前、安藝等贋金を鑄造せしものを罰し居留外國人所持の濫惡二分判金を墨西科銀貨幷に東洋銀行證券と引換へしめらる

これよりさき我政府は慶應四年戊辰二月（後に改元せられて明年元年となれり）參與兼會計事務係三岡八郎、

簽封所

貨幣改所

二分判金の僞造

濫惡一分判金の引換

小原二兵衛の二人に實貨改鑄の事を命せらるるよりて久世治作を擢て〻貨幣改鑄取調の事務を專擔せしめ治作の意見を採用して貨幣分拆所を京都二條金座中に設け我邦慶長以來の古金銀貨を分拆すると同時に歐洲各國の貨幣五十餘種をもて分拆して其品位量目の精粗優劣を審査して金譜一卷を作り太政官に呈すこ〻において畫一純正の貨幣を新鑄すべきことに決せり是實に我邦維新後實貨改正の濫觴なりとす政府既に貨幣改鑄の議に決せしかば明治元年四月直に香港に在る英國造幣器械六千弗を購求することを英商ガラバ（長崎居留）に約し上野敬輔（原範）を遣して其購求事務を管理せしめらるこの年八月造幣器械香港より廻漕せられて大坂に到着せりよりて地を今の川崎村舊幕府米廩の址に卜して造幣塲新築の所と定め英人ウオートルスを雇ひ建築一切の事を任せらる其後工事を督して漸く緒に就かんとするや二年十一月十四日誤りて火を失し屋舍木材悉く燒亡し延いて庫内に及ひ造幣器械の大半を灰燼に歸せしめたり政府は直に再築を議し東洋銀行に委託し（三年四月）英國より器械を買入れ再ひ工事に着手し（造幣寮建築費用及器械代合計九十五萬五千二百兩餘）數月ならずして竣

造幣塲の新築

造幣寮の開業

工せしかば造幣技師英人ウイリヤム、キンドルこの年十月より銀貨の鑄造を試みしがつひに四年二月十五日各國公使を請待し右大臣三條實美諸官員を率ゐて開業の典を擧けらる初め政府は銀貨本位の計畫なりしかは墨西科ドルラルと同品位の一圓銀貨（銀九分銅一分）を本位とし別に補助貨として五十錢、二十錢、十錢を鑄造することを定めしもこれよりさき大藏少輔伊藤博文財政講究の爲に命を奉じて米國に在り歐米近世貨制の實況を察するに金貨本位の說方に盛んに行はれ將來東洋諸國も亦金貨本位の趨勢に順はさるを得ざるの姿なるを以て本位變更の意見書を寄せらる（庚午十二月廿九日）大隈參議、井上少輔、澁澤少丞等も亦この說を贊成し斷然金貨本位に變更し二十圓金貨を以て其基本と定め（二十圓、十圓、五圓、二圓、一圓の五種）別に銀貨（五十錢、二十錢、十錢、五錢の四種）銅貨（一錢、半錢、一厘の三種）の補助貨を置きことに一圓銀貨を鑄造して貿易銀と定めらる（貨幣本位に變更の事起るやまづ各國公使異議を唱へついで東洋銀行支配人ウイリヤムカールもまた異議を大隈參議に申入れしが政府はこれらの異議を排して斷然金貨本位に決せらる）又大隈參與の建議（二年三月四日）により貨幣の形を圓となし算則はすべて十進一位の法を用ゐ一厘十を合せて一錢とし一錢十を合せて十錢といひ十錢十（即百錢）を以て一圓とす一圓より上十百千萬に至るといへども皆十數を合せて一位を進むるのみかくて四年五月に至り新貨條例を發布せられついで七年九月舊金銀貨を停止せしめらる又政府は新貨の通用を速に全國に普及せしめ且舊金銀貨をして改鑄に就かしめんことを期し專ら舊金銀貨を東京、大坂に集合せしむるの策をとり古金銀預證券を發行せらる（四年十月伊藤大藏少輔の建議）

新貨條例

八年六月（太政官百八號布告）新貨條例を改正して貨幣條例（二十圓、十圓、五圓、二圓、一圓の中一圓金を以て原貨と定め別に補助貨として五十錢、二十錢、十錢、五錢の銀貨幷に二錢、一錢、半錢、一厘の銅貨を鑄造せり前者は一口の拂方に十圓の高を限とし後者は一口の拂方に一圓の高を限として用ゐしむ二十一年十一月勅令七十四號を以て補助銀貨の次に白銅貨を置かる）を發布し十一年五月廿七日（太政官十二號布告）從來各開港場貿易上の便利の爲鑄造し各開港場限通用せし貿易銀一圓を一般に通用せしむることとなれり表面上本位の名なしと雖も其實は金貨と共に並行して本位の資格を具へ金銀双本位となりたるものなり

貿易銀の通用

金銀双本位

新貨條例

獨逸帝國が戰勝の餘勢金貨制度を採用して銀の賣出しを始めたるより漸く下落の傾向を生しついて羅甸同盟の銀貨鑄造制限及停止あり加ふるに米大陸において銀坑の發見ありしかば其下落の度頗る著く遂に千八百九十三年（我明治廿六年）東洋銀貨國の魁たる印度が貨制の改革に着手するやまた

貨幣法
金貨本位

頓に暴落を來したり當時事實上銀貨本位の制をとりたる我邦は其影響を被ること甚くして外國爲替の相場は乍昂り乍降り外國貿易をして其適從する所を失はしめ商工業者をして貨物價格の變動の外に常に貨幣相場の變動に注意せしめ貿易は變じて一種の投機事業となれるの勢を呈せりされば我政府においても金貨本位制度を布くの計畫ありしが偶廿七八年戰役の結果たる償金の領收はこれを實行するの好機會を與へたり當初償金は庫平銀を以て受授するの約なりしがつひに英貨を以て領收することに變更し三十年三月廿六日（法律十六號）貨幣法を發布し金貨、二十圓、十圓、五圓、銀貨、五十錢、二十錢、十錢、白銅五錢、青銅、二錢、一錢、五厘、この年十月一日より實施せらる淸國より領收したる償金の一部分を以て金塊を海外より購入し造幣局をして日夜金貨の鑄造に從事せしめ三十年七月より明くる三十一年四月までに金貨七千四百四拾五萬五千七百參拾五圓を鑄造し一圓銀貨引換の準備をなし貨幣法の實施と共に三十年十月一日より引換を開始し明くる三十一年七月三十一日を以て全く完了せらる

金貨を以て引換へたるもの四千五百五十八萬八千三百六十九圓

明治の初年國內に通用せし所の寶貨

金貨	大判	禮典儀式上にのみ用ゐしもの	
	一兩小判	十枚を以て大判の一枚に換ふ	
	二分判	二枚を以て小判金一兩に換ふ	
	二朱判	八枚を以て小判金一兩に換ふ	
	一分判	四枚を以て小判金一兩に換ふ	
銀貨	一朱判	十六枚を以て小判金一兩に換ふ	
	丁銀	量目六十匁乃至百匁を以て金一兩に當つ明治元年五月以後通用を停止せらる	
	豆板銀	丁銀に同じ	
銅錢	永錢	一貫文を以て金一兩に當つ只稱呼のみ存在せしも曾て實林の流通せしことなし	
	寬永通寶 一文錢	六千枚乃至八千枚を以て金一兩に當つ	
	文久通寶 四文錢	千五百枚乃至二千五百枚を以て金一兩に當つ	
	寬永通寶 四文錢	千五百枚乃至二千枚を以て金一兩に當つ	
眞鍮錢	天保通寶 當百錢	六十枚乃至百枚を以て金一兩に當つ	

鐵錢	寛永通寶 四文錢	千八百枚乃至三千五百枚を以て金一兩に當つ
	寛永通寶 一文錢	七千枚乃至一萬枚を以て金一兩に當つ

新貨幣品位量目表

明治四年辛未五月

	品位	徑	量目	性・合
金貨	二十圓	一寸一分五厘七毛	(日本 四洋 五百十四「グレイン」七厘三毛六)八匁八分	金九銅一
	十圓	九分七厘一毛	(日本 四洋 二百五十七「グレイン」六毛八)四匁四分三厘	金九銅一
	五圓	七分八厘七毛	(日本 四洋 百二十八「グレイン」四毛)二匁二分一厘	金九銅一
	二圓	五分七厘七毛	(日本 四洋 五十一「グレイン」三六)八分八厘七毛	金九銅一
	一圓	四分四厘六毛	(日本 四洋 二十五「グレイン」七二)四分四厘三毛六八	金九銅一
銀貨	五十錢	一寸〇四厘	(日本 四洋 百九十三「グレイン」二五)三匁三分二厘九毛二五	銀八銅二
	二十錢	七分七厘	(日本 四洋 七十七「グレイン」二)一匁三分二厘一毛七	銀八銅二
	十錢	五分八厘	(日本 四洋 三十八「グレイン」六)六分六厘五毛八五	銀八銅二
	五錢	五分	(日本 四洋 十九「グレイン」三)三分三厘三毛九二五	銀八銅二

銅貨	一錢	九分	(日本 四洋 百十「グレイン」)一匁八分九厘七毛五	
	半錢	七分七厘	(日本 四洋 五十五「グレイン」)九分四厘八毛七五	
	一厘	五分二厘	(日本 四洋 十四「グレイン」)二分四厘一毛五	
銀貨	一圓	一寸二分四厘	(日本 四洋 四百十六「グレイン」)七匁一分七厘六毛	銀九銅一

第二款　紙幣

慶應三年十月十四日將軍德川慶喜大政を奉還せしを以て同じき年十二月十日大政復古を全國に告諭せらるされども朝廷の土地は僅に尺寸の禁領にとゞまり幕府は名義上日本全國に對する政權を奉還したりと雖も其直領八百拾九萬石内に於ける政權に至りては毫も前日と異る所なかりきこの他諸藩といひ社寺といひ各其領地を所有し朝廷は更に新領を得るの途なかりき其後伏見鳥羽の變あるやつひに明治元年正月七日德川慶喜征討を布告しついて其領地を朝廷の直隸となす旨布告せらるさはいへ當時政府の歳入は僅に七〇〇〇拾餘萬兩に過ぎず東北地方賊

太政官札の發行

徒猖獗を極め出師征討の費用殆んと貲られず財政の困難いはんかたなし時の參與兼會計事務係三岡八郎全國の田畑石高に照して紙幣を製造し一時の急を救ひ十三年の後に至りて全くこれを回收し代ふるに正貨を以てするの方案を建議すこの建議に基き三岡八郎をして紙幣製造の事務を管理せしめ京都府内二條兩替町銀座において製造に著手せしめらるこれ實に我邦中央政府が紙幣を製造するの濫觴なりとすつひに同じき年五月この紙幣を發行す世にこれを太政官札といふ（明治元年閏四月より着手し明くる二年六月に至りて全く製造し終れり其製造高は四千八百九十七万三千九百七十三兩一分三朱にして、この中九十七万三千九百七十三兩一分三朱は發行せずして燒棄に付したり）太政官札を發行するや人民其札に慣れざると政府の信用未だ厚からざるとにより流通最も困難を極め從ひて其價格非常に下落して正金と併行すること能はず當時紙幣の流通上最も困難少き三都の地と雖も紙幣百兩を以て僅に正金四十兩に交換せしといふされば政府も勉めて紙幣の流通を計りまづ租稅金納の分幷に諸上納金共紙幣を以て納むべき旨を令しついて紙幣の相場を立つることを禁し紙幣と正貨との交換に打歩を取りしものを禁錮の刑に處するに至れりされども到底法律の力をもて防ぐこと能はざりしかばつひにこの年（元年）十二月紙幣は時の相場を以て流通すべきことを公許し嚮に紙幣の相場を立てし罪によりて禁錮せられし者を放てり又租稅其他人民より政府に納むべきものは正貨百兩に對し紙幣百貳拾兩の割を以てし月給其他政府より仕拂ふものは一箇月中十日平均の相場を以てすることせりさきに時の相場通用の令下りしや紙幣の相場は益す高低し紙幣の流通いよ〳〵梗塞することゝなれり且政府自ら紙幣の價位を落して受授するは財政上大に不利なるをもて僅に五箇月にして紙幣時の相場通用の主義を一變し二年四月紙幣と正貨と其間に差位を立つることを禁止しこれと同時に十三年の通用を五年に短縮し引換の方法を明示せりとにかく太政官札は漸次全國に流通せしも壹兩以上多くして壹兩以下のもの少き爲民間日常の取引上頗る不便を感ぜしかば政府は更に小紙幣數種（二分、一分、一朱、二朱、）を發行し從來の大札に換へて不便を除くことに決し民部省通商司をして其製造に從事せしめ明治二年九月十七日始めて發行を布告せらる所謂民部省札これなり（二年十月着手し明くる三年十月全く製造を終れり其發行高七百五十萬兩なり）官札省札（略稱）について發

紙幣相場の下落

民部省札の發行

大藏省兌換證券の發行

開拓使兌換證券の發行

行せられたるを大藏省兌換證券幷に開拓使兌換證券の二種とす大藏省兌換證券は爲換座三井組の名義を以て四年十月はじめて發行せらるこれよりさき明治二年五月廿八日官省札の發行を參千貳百五拾萬兩に限止する旨を內外人に明示せられたるを以てその後官省札を增發すること能はざると二分金の不通用より起りたる會計上の困難とを救濟し併せて二分金の外出を豫防する爲この兌換證券は發行せられたるなり（發行高六百八十萬圓）又五年一月開拓使兌換證券を發行せらる前の大藏省兌換證券と同じく三井組の名義なりき明治二年七月開拓使を建設せられ北海道一圓を統轄せしめ一方においては其開拓を勸め他の一方においては北門の守備を修められしが充分なる資金を供給すること能はざるより定額外の資金を得る爲大藏省と協議して發行することゝなれり（發行高二百五十萬圓）官省札とも紙質印刷兩ながら不完全にして贋造のもの多く市場に顯れしかば其弊害を豫防し且從來舊藩にて發行せし金銀錢札（明治四年七月十四日廢藩の擧あるに際し政府は斷然藩札を廢止し貨幣は天下一定の品によらしめらるる當時の調査によれば札を發行せしもの藩二百四十四縣（蒔繪川氏直領）十四旗下領九にして金札銀札米札錢札永札金札認承札雜體札等大小種々あり合計千六百九十四種其流通高新貨に換算して三千八百五十五萬千百三十二圓其中維新後に發行せしもの三百四萬七千八百八十六圓餘なりき）の如き錯雜せるも

獨逸製の新紙幣

のを一掃し國內の通貨をして畫一に歸せしむるためつひに紙幣の製造を獨逸人ビー、トンドルフ會社に命し壹億萬圓（この外豫備紙幣四千餘萬圓をつくらしめらるる）をつくらしめ五年四月より發行せらるる世にこれを新紙幣といふ（百圓、五十圓、十圓、五圓、二圓、一圓、半圓、二十錢、十錢、の九種）この新紙幣の豫備紙幣をつくらんが爲獨逸より取寄たる原版を用る損傷札交換に供すべき豫備新紙幣製造の工場を常盤橋紙幣寮構內に建設せしめらるこの工場は明治十年七月其工を始め明くる年六月に至り竣工せり政府は漸々この新紙幣を以て官省札舊藩札と交換せしめしより人民いづれも喜びてこれを受授しはじめて紙幣に信用を置くことゝなれりこれよりさき政府紙幣の流通盛なるに從ひ支那人及諸藩の中にて贋造せしものありて再び政府紙幣の信用を墜すの勢ありしかば三府、橫濱、神戶に贋札改所を置きて其眞僞を檢査せられしがこゝに至りて全く贋造の弊を防き大に人民の信用を得たりかくして八九年のころ我邦各種の政府紙幣は殆と新紙幣の一種に歸せりされども大藏省はなほこの新紙幣にも三箇の缺點あることを發見せりそは各種の紙幣其幅を同うして金額の字樣を異にせざる事且字形の細

贋札改所

新紙幣の信用

懸備新紙幣の製造工場

小に過きたるを以て描改し易き事又其用紙機械製なるを以て彩色のよく浸染せざる事等なり故に姦巧の手段を施せば彩色を變更し地紋を消滅し易し加ふるに歐洲製の紙は脆弱にして破裂し易く流通未だ年を經ざるに損廢に歸し交換に無用の勞費を要する事多しされば五年十一月紙幣寮頭得能了介紙幣製造を外國に託することをやめ本邦において製造することの必要を建議しつひに其事に決せしかば九年二月府下王子村に抄紙局を設置し諸紙試驗抄造の業に着手せしが明くる十年五月紙幣の用紙に供すべき防贋の秘訣を存する一種特絶の抄法を發明することを得たりこゝにおいて伊太利人キヨソヲを聘して其版下をかゝしめさきに發明せられし精良不磨の朱肉、青肉を用ゐて十二年五月始めて新紙幣の製造に着手せらるゝに至りて外國人の手を假らず獨立して完全なる紙幣を製造することを得たり十四年二月より發行して漸々新紙幣と交換せらるこれを世に改造紙幣といふ（一圓、五圓、十圓、の三種）

王子の抄紙局

改造紙幣

明治の初年新政府にて發行せし所の楮幣

太政官札	十兩札	二〇三三二、八九〇、〇〇 兩分朱
	五兩札	
	一兩札	五九六九、六八五、〇〇
	一分札	
	一朱札	一五四八五、七九八、〇〇
	合計	
民部省札	二分札	五一六一、二九六、一〇
	一分札	
	二朱札	一〇五〇、三三〇、三〇
	一朱札	四八〇〇〇、〇〇〇、〇〇
	合計	
大藏省兌	十圓券	三六八三、〇〇九、〇〇
	五圓券	
		二四〇七、一〇七、三〇
		一〇九三、八九五、〇二
		三一五、九八八、〇二
		七五〇〇、〇〇〇、〇〇
		三五二〇、〇〇〇 円
		二二八〇、〇〇〇

換證券		
一圓券	一〇〇〇、〇〇〇	
合計	六八〇〇、〇〇〇	
開拓使兌換證券		
十圓券	四八〇、〇〇〇	
五圓券	二二〇、〇〇〇	
一圓券	五〇〇、〇〇〇	
五十錢券	五六〇、〇〇〇	
二十錢券	四四〇、〇〇〇	
十錢券	三〇〇、〇〇〇	
合計	二五〇〇、〇〇〇	
新紙幣		
百圓札	二四三三、〇〇〇、〇〇圓	
五十圓札	一一六三、〇五〇、〇〇	
十圓札	二六八九二、五二〇、〇〇	
五圓札	一五五二二、三七〇、〇〇	
二圓札	二四九七六、五七四、〇〇	

幣（紙幣寮製）	
一圓札	四五二〇九、八五九、〇〇
半圓札	一一三五八、七八四、五〇
二十錢札	九二二〇、一一一、四〇
十錢札	一二六六五、一二八、〇〇
合計	一四九四四一、三九六、九〇

第五十五章　公債

明治元年維新の大業既に成りしと雖も政府の歳入缺乏して手をつくるの術なかりきこゝにおいて二年十一月我政府は民部卿伊達宗城、民部大輔大隈重信、大藏少輔伊藤博文等をして英國人ホラシヨ、チルソン、レイと約條を結ばしめ海關稅幷に將來收入すべき鐵道收益を以て償還の資に充て公債若干額を募集するの議を決せられたり然るにレイの公債募集に着手するや專ら英國普通の募集法に依り當初の約定に背きしを以て我政府は大藏權大丞上野景範を倫敦に遣しレイと

外國濶公債
外國新公債

新濶公債證書條例

の契約を解き更に募集の事を倫敦の東洋銀行に委囑し遂に年九分利付にて英貨九拾八萬磅實收額即我金貨四百七拾八萬貳千四百圓を得これを以て鐵道建築費東京橫濱間鐵道敷設貨幣改鑄、紙幣製造費其他一般有益の事業に使用せらる又五年一月理事官吉田清成を米國に遣し外債を募集せしめられしが故ありて其意を得ず去りて英國に渡り六年一月年七分利付にて英貨貳百貳拾貳萬磅實收入即我金貨千八拾參萬參千六百圓を得華士族中秩祿を奉還する者に就業の資金を給し併せて一般有益の事業に使用せらる世に前者を外國舊公債といひ後者を外國新公債といふ初め吉田清成の英國に赴き直接發行の方法を以て廣く公衆より募集するや當時我邦の信用未た外國市場に普からざるこゝてこの公債募集に對し倫敦經濟雜誌の如きは口を極めて我政府經濟の分明ならざる旨を論せしかど募集の方法宜しかりしかば應募額に超過するにいたりしといふこれよりさき明治二年の秩祿奉還の事ありしかど暫く舊藩主を以て知藩事となし現石十分一を其家祿として附與し十分九を以て藩制經費及士族の祿に供せしめられしが……に至りて大改革を斷行し全國悉く政府の直轄となれり

よりて六年

金札引換公債證書發行條例

家祿引換公債證書發行條例

金祿公債證書發行條例

諸神官配當祿公債

三月百十五號布告新舊公債證書條例を發布し舊藩債を改めて政府の公債とし弘化元年より慶應三年までの藩債を舊公債とせらる公債處分なしたるもの三千七百六十六萬五千餘圓又この月六年三月金札引換公債證書發行條例百廿一號布告を發布して官省札及維新後發行せられし所の新圓札即新紙幣を引換せしめらる當時人民未だ紙幣の使用に慣れず都鄙共に正金と紙幣との間に差違を生じ金札の通用圓滑ならざりしによれり更に明治十六年十二月紙幣消却の爲金札引換無記名公債證書を發布せらるこの公債證書は外國人に應募を許し且無記名にして受授賣買の際手數を省くの方法をさられたり又いよ〳〵華、士族、卒に農工商營業の自由を許し其資金を供給する爲七年三月三十九號布告家祿引換公債證書發行條例秩祿公債を發布し永世祿は六箇年終身祿は四箇年分を合計し其高の半は公債證書半は現金にて交付せられたり其交付の公債證書は千六百五十六萬五千八百圓現金の交付高千九百二十二萬七千八百圓餘就業を慫慂せられしかど其目的を達すること能はざりきよりて遂に八年九月家祿賞典祿米給の制を廢し金祿に改定しついて九年八月百八號布告金祿公債證書發行條例を發布して華、士族、卒に分與せらる其發行高壹億七千參百八拾六萬千餘圓端數現金にて交付せられし分七十三萬四千八百八十圓三十五錢三厘に達せり第六十四章銀行の部を參照すべしこゝにおいて封建の遺法なりし家祿賞典祿の制全く廢せられたりこれにつきて十年三月舊神官配當祿公債を發布

して維新前舊幕府舊藩主より寄附したる朱印黒印除地の收入により配當をうけて生計をたてし神官に分與せらるの明治三年十二月舊社領すべて上地となれり○この年二月より九月に亘り四南こと能はざりしを以て儀華族にて十五銀行設立の計畫ありしかども人心惴々たる有樣にて普通の公債を起すの年五月政府より同行に下付の紙幣中千五百萬圓を借入たり非常の軍費を要せしかども以上の內外公債は我政府が創業の際封建制度を破りて明治中興の新政をたつるとて其用途に供せられたるものにて皆其目的を達したるものといふべし

起業公債證書發行條例

又我政府は十年西南の役後內國運輸の便を開き農工百般の事業を發達伸張せしめんが爲十一年五月七號布告起業公債證書發行條例を發布せらるこの公債の募集金は豫定の如く築港、新道開鑿、水路開鑿、疏水工事、鹽田修築、勸業、鑛山開坑、炭山興業、鐵道線路測量及建設等の爲に使用せられき又十六年十二月四十七號布告中山道鐵道公債證書發行條例を發布し上州高崎より濃州大垣に至るまで中山道に沿ひて鐵道を敷設し江州長濱より大垣に至る線路に聯絡し以て東西兩京を貫通することを計畫せらるることにこの公債には金祿引換無記名公債證書と共に本邦の公債中外國人の應募を許されたり明治十九年七月閣令二十四號を以て十六年十二月中山道鐵道敷設の爲に募集したる公債の現在殘額千萬圓を轉じてこれを東海道鐵道工事に使用することを公布せられたり

中山道鐵道公債證書發行條例

海軍公債條例

この外神奈川縣戸塚橫須賀の間に東海道鐵道の支線を敷設し又滋賀縣大津長濱間に一線を敷設する爲北賛金を補充する目的にて二十二年一月勅令六號を以て鐵道費補充公債證書發行條例を發布せらる又十九年六月勅令四十七號海軍公債條例無記名證書を發布し造船費、海軍水雷費、吳佐世保鎭守府設立費、火藥製造所設立費等の爲に公債を募集せられたり明治十一年以來種々の事情によりて內外公債を起されしかば利子歩合償還年限其他證書の取扱等各異りて頗る錯雜を極めき且金利頻に低落し諸銀行の預金は年利三四分の間にありこゝにおいて從前發行の六分以上利付の內國債を償還整理するが爲壹億七千五百萬圓を限り財政の便宜を計り漸次募集して公債の借換を行ふことに決し遂に十九年十月勅令六十五號整理公債條例を發布せらる無記名を以て本體とせられしかど所有者の望により記名することを許されたり二十七年清國との戰爭起りし爲軍費支辨としてこの年八月勅令百四五千萬圓の軍事公債を募集せれしが又戰勝の結果事業擴張のため二十九年三月法律五十九號事業公債條例を發布しついて三十二年三月法律七十五號臺灣事業公債條例を發布して鐵道敷設、土地調查、築港、廠舍建築等に使用せらる又この年四月法律百一號國債を外國において募集する場合を規定し五月大藏省令三十二號英國において四分利付英貨千萬磅の公債無記名證書を募集せらるこの公債は橫濱正金銀

公債の整理

整理公債條例

事業公債條例

臺灣事業公債條例

外國債

行、バース銀行、香港上海銀行及チヤータード銀行の組織するシンヂゲート(Syndicate)をしてこれを引受けしめられたり

諸公債要目

名稱	條例發布及約定年月	利子歩合	元金償還末年
外國舊公債	明治三年四月廿三日	九分	明治十五年八月
外國新公債	同六年一月十三日	七分	同三十年
舊公債	同六年三月廿五日	——同五年ヨリ十四年マデ五十箇年賦	
新公債	同六年三月廿五日	四分	同二十九年
金札引換公債	同六年三月三十日	六分	同三十年
秩祿公債	同七年三月廿八日	八分	同十七年
金祿公債	同九年八月五日	五分七分一割六分	同三十九年
舊神官配當祿公債	同十年三月十三日	八分	同十九年
征討費借入金	同十年五月廿二日	七分五厘	同三十年

起業公債	同十一年五月一日	六分	同三十五年	
金札引換無記名公債	同十六年十二月廿八日	六分	同五十三年	
中山道鐵道公債	同十六年十二月廿八日	七分	同四十七年	
海軍公債	同十九年六月十二日	五分	同五十五年	
整理公債	同十九年十月十六日	五分	同七十六年	
鐵道費補充公債	同二十二年一月廿八日	五分	同七十六年	
軍事公債	同二十七年八月	六分	向五十箇年以內	
事業公債	同二十九年三月	五分	——	
臺灣事業公債	同三十二年三月	五分以下	向四十五箇年以內	
英國倫敦ニテ募集スル公債	同三十二年五月卅一日	四分	十箇年據置後四十五箇年間	

第五十六章　度量衡

維新後明治三年六月正院より度量衡改制の可否を諸省に下問せられ遂に四年八月大藏省中に度量衡改正掛を置き度量衡取締議案を調査せしめこれと同時に

度量衡取締條例

改正度量衡の原器

度量衡の原器を定めて正院に上申せしめられきされども百事改制に際し實施するの遑なくして一時中止せられしが漸く八年八月に至り度量衡取締條例（五十三號布告）幷に度量衡種類表、度量衡檢查規則、度量衡器械配達員數表等を制定して使府縣へ達せる當時確定せられし原器の要旨をあぐれば尺度は享保尺と又四郎尺とを折衷したる所謂折衷尺を以てこれを曲尺と定め別に此一尺二寸五分に當たる尺を製して鯨尺と定められる故に尺度の原器は曲尺鯨尺の外は稱呼とも一切廢止せしめらる又斗量は曲尺鯨尺折衷にて立方寸積六十四個八二七を以て一升量とする事及穀量に弦鐵を施す事等すべて舊制の如し只穀量は從來の七升桝を廢し更に五勺桝を加へ水量はすべて改正せらる又權衡は其製作舊製の如くなるも其用具の純銅を黃銅にかへ緒紐を黃銅鎖にかへさしめらる又衡量分銅は舊製によれるも從來一定の原器あらさるより稱量區々にして不便なりしかば造幣寮定むる所の貨幣條例中外衡量比較に據り佛量三ガラム七五六七二一（廿三分の八十六ガラム四）を我一錢に當つその佛量原器は明治四年岩倉大使が洋行中佛國より購求し來りたるものによれ

桝座秤座の廢止

度量衡改定規則

度量衡法米突法の併用

りこゝにおいて舊桝座、舊秤座及尺工は製作賣捌とも一切停止せしめられたり明くる九年二月更に度量衡改定規則（十七號布告）を發布して新製度量衡發賣の期限幷に其製作修理の心得方を制定せらるされとも前年發布せられし所の度量衡取締條例、度量衡檢查規則等を廢したるものにはあらざりき十四年四月新に農商務省を設置せらるゝや度量衡原器檢印製作幷に賣捌免許鑑札等の事を大藏省よりさきて農商務省の管理に屬せしめらる十七年度量衡原器、度量衡取締條例、度量衡檢查規則等の不完全なるを發見し改制の議起り其調查に着手し更に原器の改造を試驗する等種々改制の設備をなしたれども完全なる結果を得ず延いて二十二年に至り始めて右改制の原稿成れりよりて明くる二十三年議會のはじめて開くるや政府案として提出せられ貴衆兩院の協贊を經てつひに明くる二十四年三月二十三日（法律三號）度量衡法の名を以て發布せらるこの法律は本邦法度量衡及米突法（メートル）度量衡を併用せしむるものにて廿六年一月一日より施行せしめらる尺衡は貫を以て基本となし其原器は白金イリヂウム合金の棒及分銅とす其棒の面に記した

度量衡法施行規則

る標線間の攝氏〇、一五度に於ける長さ三十三分の十を尺とし分銅の質量四分の十五を貫とす又右の外從來慣用の鯨尺は布帛を度る時に限り用ゐることを許され其鯨尺一尺は曲尺の一尺二寸五分にあたれること舊の如し又メートル法度量衡と本邦法度量衡とを比較してその法則を定めらる度量衡の原器は農商務大臣これを保管し別に副原器二組を製作せしめて一を同大臣一を文部大臣にて保管す農商務大臣は副原器に依り地方原器を製作せしめ地方長官に保管せしめこの器をもて度量衡檢定の標準に供せしめらるべし

施行規則（農商務省令十一號）幷に度量衡檢定規程（農商務省令十九號）を發布せらる

これよりさき明治八年千八百七十五年五月十日佛國巴里に於いて獨逸國外十六國の間に萬國米突條約（メートル）を締結するや我邦政府にも加入せむことを勸告し來りしかど種々の事情ありて加入することを能はざりき其後又十七年十二月駐佛蜂須賀特命全權公使よりこの年九月巴里において開かれたる米突條約委員會の決議にて米突原器をプラチヌにて製造しこれを各聯合國へ配分することに定まりたる次第幷に

米突條約に加入

米突法の沿革

同會幹事より我邦政府に加入せむことを冀望する旨を申入たる由報道せりよりて明くる年十八年一月西郷農商務卿より米突條約加入の上原器の配分を冀望する旨を蜂須賀公使へ通報し十九年四月米突條約加入の件を公布せらる二十二年九月廿四日佛國巴里において萬國新原器確定の爲萬國度量衡總會を開かるゝや我邦政府も亦在佛公使館書記官大山綱介をして參列せしめらるこの月巴里萬國度量衡中央局において製造せしキログラム及米突原器各一箇寒暖計二箇を送付し來れり

米突法は佛國において革命の後大學院の意見に基き諸般の新制と共に起りたるものゝ一にして一千七百九十三年八月我寛政五年佛國代議院は斷然この米突法を發布するに至りぬ米突法は地球子午線度の一千萬分一の長さをもて基本度となしたるものなりき米突法の効力は其後漸々他の政府にも認められつゝひに伊太利千八百六十一年獨逸千八百六十八年澳地利千八百七十二年其他和蘭、白耳義、西班牙、葡萄牙、希臘、土耳古、那威、瑞典及南亞米利加諸國の如き皆舊來の度量衡を棄却して單に米突法のみを採用するに

萬國度量衡の中央局

至れり又英國千八百六十四年亞米利加合衆國千八百六十六年瑞西千八百六十八年の如きも契約上米突法を用ゐるも妨けなきことを布告せりされば學問上の測定は殆とこの米突法のみを用ゐる勢とはなれりこゝにおいて米突法は各國貿易上にも大に勢力を有したるを以て各國通商の取引を將來容易ならしむるの目的にて有名なる萬國度量衡會議を巴里に開きつひに一千八百七十五年五月我明治八年十七國の政府より共同費をいだし萬國度量衡中央局を巴里に置くことゝなれり

明治廿四年三月公布
度量衡法

度量衡の名稱命位

度			
毛	尺の萬分の一		
厘	尺の千分の一		
分	尺の百分の一		
寸	尺の十分の一		
尺		十	尺
丈			

量		地積			
勺	升の百分の一	勺	歩の百分の一	間	六尺
合	升の十分の一	合	歩の十分の一	町	三百六十尺（六十間）
升	六萬四千八百二十七立方分	歩	或は坪（六尺平方）	里	一萬二千九百六十尺（三十六町）
斗	十升	畝	三十歩		
石	百升	段	三百歩		
		町	三千歩		

衡		
	毛	貫の百萬分の一
	厘	貫の十萬分の一
	分	貫の萬分の一
	匁	貫の千分の一
	貫	
	斤	百六十匁

米突度量衡と本邦度量衡法との比較

（度量衡法 明治廿四年三月公布）

度	毛	〜〇・〇〇〇三三〇（三萬三千分ノ一）	Millimetre	〇・〇〇三三三〇
	厘	〜〇・〇〇〇三三〇（三萬三千分ノ十）	Centimetre	〇・〇三三三〇〇
	分	〜〇・〇〇三三三〇（三萬三千分ノ一百）	Decimetre	〇・三三三〇〇〇
	寸	〜〇・〇三三三三〇（三萬三千分ノ一千）	Metre	三・三三〇〇〇〇
	尺	〜〇・三三三三三〇（三萬三千分ノ一萬）	Decametre	三三・〇〇〇〇〇
	丈	〜三・三三三三〇（三萬三千分ノ十萬）	Hectometre	三三三・〇〇〇〇〇
			Kilometre	三三三〇・〇〇〇〇〇
積地	勺	〜〇・〇〇〇三三（三千〇二十五分ノ一）	Centiare	〇・三三〇三五〇
	合	〜〇・〇〇三三三一（三千〇二十五分ノ十）	Are	三三・三五〇〇〇
	歩	〜〇・〇三三三三〇六（三千〇二十五分ノ一百）	Hectare	三三〇三五・〇〇〇〇
	畝	〜〇・九九一七四（三千九一〇二十五分ノ三千）		
	段	〜九・九一七三六（三千一〇七三六分ノ三萬）		
	町	〜九九・一七三五五（三千一〇七三五五分ノ三十萬）		
量	勺	〜〇・〇〇一八〇（十三萬八〇三千四百分ノ二千四百〇二）	Centilitre	〇・〇〇一八〇二五（二〇一十四萬五千四百分ノ一千三百三十二）
	合	〜〇・〇一八〇三九（十三萬八〇三千九百分ノ二萬四千〇十）	Decilitre	〇・〇一八〇二五（二〇一十四萬五千四百分ノ一萬三千三百十）
	升	〜一・八〇三九（十八〇三萬九千一百分ノ一萬四千〇一百）	litre	〇・一八〇二五（二〇一十四萬五千四百分ノ十三萬三千一百）
	斗	〜一八・〇三九（十三萬八〇三千九百分ノ二百四十〇萬一千）	Decalitre	五・一八〇二五（二〇一十四萬五千四百分ノ一百三十三萬一千）
	石	〜一八〇・三九（十三萬八〇三千九百分ノ二千四百〇一萬）	Hectolitre	五一・八〇二五（二〇一十四萬五千四百分ノ一千三百十一萬）

衡		
毛	Milligramme	○、○三七五（グラム）（一萬五千分ノ四）
厘	Centigramme	○、三七五○（一萬五千分ノ四十）
分	Decigramme	○、三七五○○（一萬五千分ノ四百）
匁	Gramme	三、七五○○（一萬五千分ノ四千）
貫	Decagramme	三七五○、○○○○（一萬五千分ノ四萬）
斤	Hectogramme	六○○、○○○○（一萬五千分ノ四十萬）
	Kilogramme	二六六、六六六六（一萬五千分ノ四百萬）

第五十七章　郵便

明治元年内國事務局中に諸國水陸運輸及驛遞の職を置き徵士山中獻を内國事務局權判事に任し專ら驛遞の事に當らしめ勉めて舊慣を改革し海内一般異同なく助鄕課役を命せらる且京都に宿驛役所を置き諸道驛遞のことを統轄せしめられしが其後官制改定ありて會計官中に驛遞司を置き京都宿次御役所を改めて驛遞

宿驛役所
驛遞司

御役所と稱せられついて驛遞規則を定められる二年東幸以來東海道の賃錢俄に騰貴し元賃錢の九倍十倍となれり此年七月京都の驛遞司を廢し民部省中に驛遞司をおかる三年郵便規則幷に驛遞改正表を發布せらるこの年五月租稅權正前島密驛遞權正を兼ぬ官吏を遣して東海道各驛を巡回せしめ人馬遞傳會社設立のことを勸奬せしむ又當時飛脚屋の賃錢非常に騰貴し其贅の莫大なるを感し

驛遞規則
郵便規則

（官の仕立便兩京間三日半凡一個金二十三兩これに夜間賊難防禦の爲人夫一人々加よれば其賃錢十二兩にて一個金三十五兩なり）

新式郵便創設の事に著手せしが前島密この年六月特例辨務使上野大藏大丞に隨行して英國に赴き稅關國債紙幣製造等の調査を命せらるよりて杉浦讓代りて驛遞の權正となる各驛本陣脇本陣を廢し通常の旅舍に於て玄關及上段を造くることを許さる人馬賃錢十二倍に騰貴せり四年正月飛脚便法を設け三月より毎日東京、京都間三十六時間東京、大坂間三十九時間の飛脚を發せしめらる東海道新式郵便賃錢切手を發行し東京、京都、大坂の三府に郵便役所及各地に賣捌所を置き信書の集函を設けらるついて横濱、函館、新潟、長崎神戸五港に郵便役所を置かる八月前島密驛遞頭となる十月東海道通行の公用物

水陸脇本陣々廢す
郵便役所
郵便賃錢切手
前島密驛遞頭となる

陸運會社

皆各驛傳馬所に於て遞傳せしめしも東海道各驛新設陸運會社の請願をいれて公私一切の荷物運送をなすことを許さる十一月公私士民の別なく東海道各驛陸運會社の人馬を使用し相對賃錢を以て旅行すべき旨を令せらる五年三月始めて改正增補郵便規則を發布しまづ府下に郵便を開き毎日朝、中、晝三度信書新聞紙等を配達すこゝに至り各驛傳馬所幷に助鄕を廢し公私の荷物一切陸運會社によらしめらる六年四月量目等一の信書は市内郵便及市外增稅の制を除く外國内を通じて等一の郵便稅を徵收することゝせらるこれよりさき郵便の稅率は里程の遠近に依りてこれを區別せしかば遠距離の通信に利あらさるは勿論取扱上の不便も亦少からざるを以てなり蓋し千八百四十年英國人 ローランド、ヒル Rouland Hill の按出せし遠近均一說を採用せしものなりきとぞまたこの年六年十一月郵便葉書を發行し十七年十二月往復葉書を發行せらる七年九月郵便爲替規則を發布し明くる年一月より實施せらる政府において一時に飛脚業を禁せしゆゑこれがため糊口の道を失ひしもの多かりしかば八年二月陸運元會社總代佐々木莊助陸運會社と異れり飛脚商を聯合して内

改正郵便の開設

傳馬所助鄕を廢す

郵便の遠近均一

郵便葉書

郵便爲替

内國通運

會社

國通運會社を建つよりてこの年十二月限陸運會社を解停せしめ官私悉く内國通運會社をして公私荷物の運送をなさしめらる内國通運會社設立に關しては前島密指導誘掖の功多きに居れり（驛遞寮より内國通運會社に對し各郵便局の收金受授郵便用の物品運送貨幣封入郵便送遞等のことを命せらる）この年八年四月郵便貯金をはじめ（三十三年三月郵便切手貯金を施行せらる）ついで十月前島密自ら清國上海に赴き上海に郵便局を置きそれより北京及開港場に郵便線を延長することの計畫をなしゝがつひに九年一月上海に郵便局を置き郵便滊船三菱會社に助成金を（二十五萬圓）を給與して横濱、上海間に定期の郵便線を開かしめらる其後朝鮮にも郵便局を置かれき郵便制度も十一年に至り略全國各地を連絡し十五年に至り前後無比の大數となり事業の擴張殆と其極に達せしも郵便規則は明治六年改定のものを基礎とし年々多少の改正を加へたるに過ざりしかば十三年中起草せしものを基礎とし十五年十二月大に改正して郵便條例を發布せらるこの時市内郵便市外增稅及地方郵便の制を廢し均一共擔主義を完成せらる十九年以後電信事業と合同經營の便あるを以て漸次其取扱局を合併するの方針をとられきついて二十五年六月（法律二號）小包郵便法

郵便貯金

上海郵便局の開設

郵便條例

市内郵便

市外增稅の制を廢す

小包郵便法

郵便條例改正法

を發布して大に便益を與へらる其後三十二年二月（法律廿六號）郵便條例改正法を發布しこの年四月一日より施行せらる（重なる改正は郵便稅を增加したるにあり）この改正に關しては世其得失を論じたるもの多かりき明くる三十三年二月（法律五十五號）郵便爲替法をも發布せらる

北米合衆國と郵便交換條約を結ぶ

明治五年三月郵便規則を發布せしも本邦未だ外國と郵便交換條約を締結せざりしを以て其郵便物は皆本邦居留地外國郵便出張所（英、米、佛三國）をして取扱しめしも六年（千八百七十三年）八月北米合衆國と郵便交換條約を結び明くる八年一月より實施せしかば橫濱郵便局にて外國郵便開業式を行ひ各國公使領事を請待せり（二代目廣重に外國郵便開業式の錦繪をかゝせしもこの時のことなり）

外國郵便開業

十年（千八百七十七年）三月つひに萬國聯合郵便條約に加盟し六月よりこれを實施せり萬國聯合郵便條約は千八百五十年普、墺兩國其他の間に行れたる郵便の聯合に胚胎し千八百七十四年（我明治七年）瑞西國白倫（ベルン）府において開きたる萬國聯合郵便大會議の結果として成立し明くる年七月より實施せるものなり故に我邦のこれに加盟したるは實に其成立より三年の後にありき十三年三月三十一日に至り英佛とも橫濱郵便出張所を引拂へり外國郵便物は初め書狀、新聞紙、書籍及見本類の三種なりしが八年十二月印刷物、商品見本の二種を加へ十年六月郵便葉書の制を敷き（十七年十二月往復葉書の一種を加へらる）十三年十二月更に商用書類の一種を加へらる

萬國聯合郵便條約に加盟

又外國郵便爲替は明治十二年十二月本邦驛遞局長と香港驛遞總長との間において其交換條約に締結せし以來英吉利、佛蘭西、北米合衆國と漸次同條約を締結し十八年三月さらに萬國郵便爲替約定に加入せり萬國郵便爲替約定は千八百七十八年（我明治十一年）佛國巴里開設萬國郵便大會議において決議せし改正萬國郵便聯合條約第十三條によれるものなり二十二年五月更に聯合以外に加那太と條約を締結せり外國郵便爲替は初め東京、大阪、京都、橫濱、神戸、長崎、函館の七局に於て取扱ひしが十八年中更に百二十局にこれを開設し二十五年七月既設の內國郵便爲替取扱局においては一般に外國郵便爲替をも取扱ふことゝなれり又外國小包郵便は外國郵便爲替と同じく明治十二年十二月始めて本邦及香港間にこれが交換條約を締結したりしかそれより二十三年九月英領加那太と條約を締結しついで二十七年七月及二十九年五月獨逸及英吉利兩國と條約を締結せり

外國郵便爲替

萬國郵便爲替約定に加入

外國小包郵便

第五十八章　電信及電話

歐洲大陸においても電信の實用をなしたるは千八百四十六年以來の事にして

千七百五十三年ステフエングレー及ボイラーの如きは既に電流の遠距離に達することを發明せしが其後千七百九十七年ローモンドの改良以來ガルバン、ウオルタ等により改良せられしかど米國人モールス Morse が幼稚なる器械を製し爾後改良を加へて漸く實用に供せらるゝになれり

後るゝこと僅に十二年のみさはいへ當時は只島津齊彬が鹿兒島本丸の休息所より二丸探勝園の茶屋へ通せしものゝみにて一般に用ゐることなかりき維新の初明治二年八月新政府も電信事業の開設に著手せしが別に官衙を設くるに至らず燈明臺局事務に附屬して外務省の管轄に屬せしとぞ

明治二年八月横濱燈明臺局より同所七町の裁判所に一線を架し官用に供せらるこれを明治政府電線架設の始とす

後民部大藏省に屬しついで英國人ジョージ、マイルス、キルベルトを雇ひ神奈川縣をして横濱裁判所東京築地運上所間に電信線を架せしめらるるよりて横濱裁判所構内に傳信機役所を置かるこの年十二月廿五日に至り東京横濱間八里一町五十四間架線成りしかば傳信機役所を傳信局と改稱し通信規則及其料金假名一字銀一分を定

めて公布せらるこれ公私一般通信の始めなり四年八月工部省中電信寮を創立し始めて獨立の官衙となれりこの後專ら線路の延長增架を計畫せしも當時文化未た洽からずこれを利用するもの甚た少く動もすれば却て此擧を妨碍し事業の進歩を阻害するに至れり其通信の如きも技術の傳習を旨とし傍ら公私の使用に供するに過きさりしかば事務振はさりしが六年電信取扱規則を定めて通信の方法順序を示しついで七年電信條例を定めらるゝに及びて電信制度の基礎漸く鞏固になれり十年西南の役起るに及びて軍事上大に必要を感ぜしかばこれが爲九州幹線の連絡四國線の新設を見ることゝなれり十一年三月二十五日工部卿伊藤博文電信中央局木挽町に於て本邦電信開業式を行ひ各電信局を公開して內外の通信を實施し明くる十二年萬國電信聯合條約に加盟し始めて海外諸國の電信局と相對峙することゝはなれりこれ實に本邦電信事業の一大進歩といふべし人民も漸次其利便を知り電信局の增設を翼望するに至りぬこゝに於て十四年八月地方人民の電信架設費及其局舍を獻納することを許可するの道を開かれしかば資金を

電信條例
電信取扱規則

電信料の全國均一

海底線の增設

大北部電信會社の海底線買收

電信法

献納して置局を請願するもの多くいで來りこれが爲順次建設を許して線路を延長したり十七八年に至り其幹線殆ど全國に達せり十八年五月電信條例、電信取扱規則を改正して事業の整理を圖られしが就中從來の各地不同料金を改め全國均一料金の制を立てられしが如きは我電信事業上著き進歩といふべし又二十一年六月三等電信局の制を改め經費請負の法を設け其便によりて置局の數を增加せしめらる嚮の（十四年八月の制令）献納許可の制と相待ちて事業の發達を助けたること少からざりきこの他鐵道專用の電線を公衆の通信に供用せしむることを許されたるも亦其利便を增進したる一端なりき二十三年大に電信局を增設して線路を延長せられしがまたこの年津輕海峽及中國、四國間に海底線を增設し明くる二十四年本州、佐渡間及北海道噴火灣に海底線を新設し又呼子、嚴原間に設置せられし所の大北部電信會社の海底線を買收せらる三十三年三月（法律五十九號）電信法を發布して電信の料金を增加せられしことは郵便に同し

外國電信は明治六年東京長崎線の竣工以來これを取扱ひしも當時本邦未だ萬國

萬國電信條約加盟

電信條約に加盟せざりしかば長崎以外に屬する電信の取扱は悉くこれを丁抹國大北部電信會社に委託せしが其後英國倫敦において萬國電信會議の開かるゝやきくや我政府は露國政府によりて萬國電信會議に加盟せんことを通じ十二年四月電信局長芳川顯正を倫敦に遣して其會議に列せしめこの年十月萬國電信條約に加盟せしことを公布し明くる十三年（千八百八十年）一月よりこれを實施せらる（これより先き明治四年二月和蘭墺地利兩國政府の勸告により伊太利羅馬において開かれしも公然加盟の手續をなすに至らざりき）萬國電信條約は千八百六十五年佛國巴里において歐洲諸國の委員を會同し萬國電信に關する各種の事項を議定したるに始まる明治十二年加盟せし以來十八年八月の獨逸國伯林萬國電信會議幷に二十三年五月巴里萬國電信會議に委員を列せしめられたり又千八百八十二年（我明治十五年）十月始めて佛國巴里において開かれし海底電信線保護萬國聯合會議にも加盟せしが期日切逼して委員を派遣することを能はざりしかば我在佛國公使館員フレデリック、マリシャルを委員としてこれに列せしめらる其後明治十六年十月第二回佛國巴里の會議幷に十九年五

（千八百八十年）萬國電信會議に英國倫敦在留外務權大記塩田三郎を特例辨務使として參列せしめらる其後又八年四月露國聖彼得堡において開かれし萬國電信會議にも外務大丞鹽田三郎を理事官として派遣せられしがごときいづれも公

月第三回巴里の會議にも委員を列せしめられたり

海底電信線を有する電信會社にして我邦に直接の關係を有するものは丁抹國大北部電信會社にして明治三年八月上海、長崎間及浦鹽斯德、長崎間の兩海底線を長崎に陸揚し且長崎横濱間に海底線を敷設することを許可し丁抹國公使とこれに關する條約を交換せり（長崎の港口電線の沈布に適せざるを以て肥前國千本の地に陸揚することを許さる）幾もなく上海、長崎間及浦鹽斯德、長崎間兩線其工を竣り海外通信を開始するに至りぬ十一年三月電信開業式を擧ぐるに當り其委託を解き我電信官吏をして直に送受せしむることゝなれり

十五年同會社と上海、長崎間及浦鹽斯德、長崎間海底線の增架幷に日本、朝鮮間海底線新設の約定をなし長崎、横濱間敷設の許可を廢す二十三年肥前國呼子より壹岐國鄕浦を經て對馬國嚴原に至る同會社海底線を買收する約定をなしつひに二十四年四月一日本邦に買收することを得たり故にこれより壹岐對島二島の電信料も亦內國普通の料金に減ぜられたり

歐米において商業上グラハム、ベルの電話（Graham Bell）の力なりきまづ明治十年十一月東京横濱間においてこれを試み通話自在なりしを以て明くる十二月より諸官廳の間にこれを使用し大に其利便を感ぜしといふ其後東京、大阪に電話交換所を創設せんことを計畫せしも費用支辨の道なかりし爲只東京諸官廳の官用のみに供せしが其間に充分試驗を施し機械線條の改良も成熟せしかば二十一年東京、熱海間においてこれを試驗し成蹟良好なりしにより更に靜岡まで延長し二十二年又これを大阪に及ぼし試驗せしにいよ〳〵支障なきことを證明せりこれよりさき電話を民業に委するの議ありたるも其不可なるを悟りつひにこの年二十二年電信條例の範圍內にて政府事業としてなすことに決したり當時既に必要の度愈加はり又費用支辨の道を得たるを以て二十三年十二月東京、横濱市內に官設電話交換局を開設せらる其後二十六年三月大阪、神戸兩市に三十年五月京都市に開設せられ明くる三十一年堺市、名古屋市に開設せらるさて又今は東京、大阪間の如き

長距離の電話をもなすことを得て其需要益す增加せり

第五十九章　鐵　道

我政府は明治二年十一月內國鐵道敷設の議を決定せられ東京に起り京都、大坂を經て兵庫に至る幹線及東京、横濱間の支線並に近江國琵琶湖より敦賀港に達する線路を定め民部兼大藏卿伊達宗城、大藏大輔大隈重信、大藏少輔伊藤博文をして同事務を擔任せしめらるよりて三年三月東京芝汐留町より横濱野毛町に至る支線の工事に着手せしめ　この年六月大坂、神戸間幹線の工事に着手せしめら

鐵道寮

鐵道略則

東京横濱間の開業

る四年八月鐵道寮を置き工部大丞井上勝を鑛山頭兼鐵道頭に任せらる五年二月六十一號布告　鐵道略則を公布せられしがついてこの年五月七日に至り東京、横濱間の線路竣工せしかば五月二十七日沙留停車場を九月十二日聖駕新橋、横濱兩停車場に臨御して鐵道開業の式を擧げさせ給ふ明くる十三日新橋、横濱間瀛車運輸を開業し旅客の乘車を許さるこれを我邦における鐵道の濫觴とす往古に於ける運搬力は偏に人力若くは馬力にとゞまり技術上の力を假り來ることなかりしも採炭業の發達は強大なる運搬力を要せしを以て世人漸く蒸瀛力の應用を悟りこれが設計を試みしも當時技術上の智識幼稚なるなほて機關車の製造は實に容易の業にあらざりしがつひに千七百八十七年シュロップシャー州コールブルックデールのウィルキンソン Wilkinson 始めて蒸瀛車の模型を作りついで千八百二年トレヴィシック Trevithick 機關車を發明せり後二年これをサウスヘッドウェールスのマーシャ、チッドヴィル鐵道 Merthyr Tydvil に應用するにこゝになれりされどもこの機關車には種々の缺點ありて到底技術者に滿足を與ふること能はざりき從ひて技術者において銳意これが改良を謀りしが千八百十四年七月に至りかの鐵道技術の鼻祖と稱せらるゝジョージ、スチヴンソン George Stephenson はつひに其研究空しからずして一機關車を完成せり千八百十八年ストックトン Stockton 及ダーリントン Darlington 間に鐵道敷設を出願せしも允准を與へざりしが千八百二十一年に至りて其允准を得千八百二十五年九月二十七日我文政八年始めて運輸を開くことを得たりこの鐵道はバーキンショー Berkinshaw の軌條とジョージ、スチヴンソンの機關車とを採用せしといふさて技師にはジョージ、スチヴンソンを聘したりとぞこの鐵道について千八百三十年九月十五日即我天保元年リヴアープール、マンチエスター間に敷設したる鐵道なりとぞこの鐵道も亦ジョージ、スチヴンソンを技師に聘し且懸賞において第一等賞を得たるこの人の製作に係るロッケット Rocket と名くる機關車を用ゐしふ鐵道開業以來横濱在留英國東洋銀行支配人ウイリヤム、ウラルタ、カーギル オリエンタルバンク を雇ひて鐵道建築事務を處理せしめ別に英國人エドモンド、モレルを雇ひて建築首長となし技術上の事を委任せられしが幾ならずしてモレル死せしかば更に英國人シャツバルト、チャルスを雇ひて建築首長に擧げらる初め鐵道敷設の事起るや官民ともに頑迷にして物議紛々たりしも參議大隈重信、工部大輔伊藤博文主として物議を排し廟議を贊決せしかばこの年五年九月二十五日天皇陛下は重信、博文に各御劍一口を賜ひて其功を嘉賞し給ひきこれよりさき清國において同治五年即我慶應二年六七月のころ英國人ジャーデン、マゼソン Garden Mageson 同

國政府の允准を得て淞滬鐵道を起し光緒二年即我明治九年六月三十日上海江灣間を開業し後延長して吳淞に達せしめたりしに當時同國の人文未だ開けずこの文明の利器に對して恐怖の念を懷き種々物議を惹起しゝかば同國政府は銀貳拾八萬五千兩を以てこれを購ひ悉く破壞せしめたりと云ふ（後光緒二十三年に至り同國政府はこの鐵道の必要を認め資本貳百五拾萬兩を以て同年四月工を起し光緒二十四年八月に至り再び全線を完成開業せり○この鐵道につぎて起りしは天津臨榆即山海關の間を連絡する榆津鐵道なりとすこの鐵道は光緒四年即我明治十一年同國政府の允准を得て清國鐵業會社が開手、北塘間石炭運搬のため起工したるを始めとす其後突然同國政府より停止を命ぜられ止を得ず馬車鐵道敷設の允准を得たりさるも其間に英國技師密に機關車を製造し光緒七年欺きて普通の鐵道を開業せりこゝにおいて同國政府は其契約に反せしことを責めて營業を停止せしめしも再三同國政府に嘆願してつひにこの年十一月に至り允准を得て開業することを得たり）十年二月五日京都、神戸間の線路起工せしかば聖駕大和及京都に行幸あらさせられこの日京都、大阪、神戸三停車場に臨御して開業の式を擧げさせ給ふ（京都大津間の開業）

十四日聖駕西巡この日京都、大津兩停車場に臨御して開業の式を擧げさせ給ふ（敦賀線の開業）又この年十三年六月敦賀線の工事に着手せしが十七年四月十六日柳瀨隧道竣工せしによりこの日全線を開業す中山道は高崎、大垣の兩端より起工する計畫にて十七年十月高崎、直江津間を起工せしが其後廟議中山道を東海道に變更せらる（中山道鐵道の變更）

よりて十八年八月横濱、大垣間を起工す（二十二年四月竣工）ついで又大船、横須賀間を起工し二十一年二月起工）敦賀、富山間を起工す二十一年十一月高崎、直江津間（碓氷峠を除く）を開業し（信越線といふ）明くる二十二年七月一日東海道全通す（東海道線といふ）此月二十二年七月大船、横須賀線も亦開業せしといふ其後二十七年十二月奥羽線の北線を開業し三十年八月北海道旭川、宗谷線を開業す（八月旭川永山間を開業しつゐて十一月永山滿留間を開業す）三十一年三月二十日敦賀、富山間全通し（北陸線といふ）この年二年五月奥羽線の南線を開業すこの外中央線八王子名古屋間篠井鐵尻間の工事に着手しつゝありとぞ（高崎直江津間の開業）（東海道線の全通）（大船橫須賀間の開業）（奥羽線の開業）（敦賀富山線の全通）

政府は官設の外私設を奬勵して交通の機關を一日も早く備ふるの計畫なりしかば明治六年一月十二日鐵道建設は自今人民の會社に任せらるゝに付結社の方法を大藏省に委任せらるゝ旨達せらるされども合資結社の方法に慣れざると鐵道の効用を認むること能はざるとによりこの令達に基きて鐵道會社を設立するものなかりしが（四年十一月京都府の三井八郎右衛門等關西鐵道會社の設立を出願して其允准を得しが六年十二月故ありて政府は解社を勸め創立費壹萬五千圓を下付せり）右大臣岩倉具視華族にすゝめて一大鐵道會社を起し國益を擧ぐるの計畫をたてられ大に盡力せら

日本鐵道會社

れしかば十四年五月池田章政初め四百六十一人より資本金五百八十一萬六千五百圓を募り日本鐵道會社設立の願書をいだし其允准を得たりよりて明くる十五年一月吉井友實を社長に推薦して間もなく工事に着手せしが此際政府は同社の工事を工部省にて擔當すべきことを令し且建築資材購入金正貨八十五萬七千圓を月賦にて貸與する旨を達せらるこの外東京、仙臺間は毎區十箇年間仙臺、青森間は毎區十五箇年間收入の純益一箇年八分に滿せざるときは其不足を補給せらるるに於ては會社線の首端を東京に改むるに於ては會社の線路は東京、横濱間官線の中品川において分線しこれを會社線の首端として高崎、前橋に達し又同線中大宮驛において分岐し宇都宮、福島、仙臺、岩手を經て青森に達する計畫なりき 北後會社線の首端を東京上野におくことに改む 十七年六月二十五日上野、高崎間竣工す聖駕上野、高崎兩停車場に臨御して 開業の式を擧げさせ給ふ十八年三月一日品川、赤羽間竣工しついで二十四年九月一日上野、青森間全通す これよりさき十四年八月華族前田利嗣等東北鐵道會社を起し敦賀線より福井、今庄を經て富山に至るまで又長濱より四日市に至るまでの間に鐵道敷設の儀を出願し其允准を得しが故ありてつひに十七年五月解社せり 日本鐵道會社につぎて十六年二月藤田傳三郎、小室信夫等資本金二十五萬圓を募り坂堺鐵道を企てしが其後允准を得て十八年十二月開業す 三十一年九月二十五日任意解散して南海鐵道會社へ全部讓與せり 政府は六年以來私設の鐵道

上野高崎間の開業 上野青森間全通

坂堺鐵道

私設鐵道條例

を企望せられしかど一定の方針をたてゝ奬勵慫慂するの道なかりしかば日本鐵道會社の外坂堺鐵道の如きいかにも短距離の鐵道起りしのみにて民間より鐵道敷設の事を願いづるものなかりきよりて二十年五月勅令二號私設鐵道條例を發布せらるこの條例の要點は鐵道を敷設して運送業を營むことを得るものは政府の允准を得たる株式會社に限り軌道の幅員は特許を得たるものゝ外は三呎六吋とし軌道の幅員は四呎八吋半をもて標準とすることなるも五年敷設の際誤りて三呎六吋の軌道を用ゐし故一朝改め難きにより全國悉く三呎六吋を用ゐしめらるゝことゝなれり只伊豫、青梅、道後、南濱、上野の五會社には二呎六吋の軌道を許さる工事は政府の監督を受け完全と認めざれば開業免許を與へず鐵道用地に必要の土地は公用徴收法により會社に下付せらるゝ等なりき明くる廿一年兩毛、三十年一月日本鐵道會社に合併す伊豫、山陽の三會社開業せしがつゞいて二十二年に至り甲武、水戸、二十五年三月日本鐵道會社に合併す大阪、讃岐、北海道炭坑二十二年十二月北海道官設鐵道の拂下けをうけて開業せり關西、九州の七會社開業せりこの中九州鐵道會社のみはこれよりさき二十一年六月政府より特別補助を受くることを契約せり 毎哩に對する募集株金に對し政府は其應募出金の翌月より毎區工事の竣工開業前月まで一箇年四朱の比例を以て特別の補助を與ふることを契約せり

開業するものなかりしが廿六年に至り參宮の一會社のみ開業し明くる二十七年

に至り佐野、播但、總武、青梅、川越の五會社開業せり其後二十八年に豐州、奈良、道後の三會社開業し二十九年に南和、房總、南豫の三會社開業せしがことに三十三十一の兩年に至り多數の會社開業するに至れりすなはち三十年に成田、京都、坂鶴、中越、北越、上野、豐川、南海、太田の九會社開業し明くる三十一年に高野、河陽、西成、七尾、紀和、尾西、豆相、近江、岩越、唐津興業、中國の十一會社開業せりこの外會社設立の允准を得ていまだ開業せさるもの十七會社ありといふ（德島、南北、伊賀、津輕、金邊、宇野、丹後、都賀、上武、備後、吉三電氣、京北、○三十一年四月調）これよりさき二十九年十一月九州鐵道は門司より八代に達し三十一年三月山陽鐵道は兵庫より三田尻に達しこの年十一月九州鐵道も鳥栖以西長崎に達せりこれと殆と同時に關西鐵道もつひに網島に達することを得たりかくの如く二十一二年ごろより私設鐵道續々起り五十八會社の多きを見るに至りしかは政府においても鐵道整理の事に注意し二十五年六月（法律四號）鐵道敷設法を發布し全國各地方に於ける重要の線路を一定しこの線路における鐵道は議會の協賛を經て公債を募集し政府自らこれを敷設しこの豫定線において既成の私設

鐵道あるときは議會の協賛を經て買收し又この豫定線に私設鐵道を許可するにも議會の協賛を經べきことを定められしが其後二十七年八月（勅令百五十三號）鐵道會議規則をも發布せらる又我政府は三十三年（千九百年）九月十五日佛國巴里において開かるゝ第六回萬國鐵道會議に鐵道作業局長官松本莊一郎事務官名倉竹次郎を遣して參列せしめらるこれを萬國鐵道會議に參列したる始めとす今三十一年度末の調によれは免許狀をうけし鐵道會社五十八會社にして線路哩數參千七百參拾七哩四拾貳鎖資本金貳億參千八百七拾七萬五千圓なりこれに官設鐵道の線路哩數貳千七拾貳哩四拾五鎖資本總額壹億六千八拾九萬四千百八拾貳圓を加ふるときは線路哩數實に五千八百拾哩七鎖資本總額參億九千九百六拾六萬九千百八拾貳圓となれり（この中開業線路三千四百二十哩五十鎖にして未開業線路二千三百八十九哩三十七鎖なり）

左に揭げし第一の鐵道列車出發時刻及賃金表は明治五年五月品川横濱間運輸假開業をなしたる際發行されたるものにて第二の汽車出發時刻表は同年九月新橋横濱間全通し十二日開業の式を行ひ翌十三日より人民の乘車を許したる際發行されたるものなりといふ

鐵道列車出發時刻及賃金表

時刻表　五月八日改

横濱發車	品川到着	品川發車	横濱到着
上り		下り	
午前八字	午前八字三十五分	午前九字	午前九字三十五分
九字	九字三十五分	十字	十字三十五分
十字	十字三十五分	午後十一字	十一字三十五分
午後二字	午後二字三十五分	三字	三字三十五分
三字	三字三十五分	四字	四字三十五分
四字	四字三十五分	五字	五字三十五分

賃金表

車ノ等級	片道	往復
上等	壹圓五拾錢	三圓
中等	同　壹圓	同　五拾錢
下等	同　五拾錢	同　壹圓

小兒四才迄ハ無賃十二才迄ハ半賃金小包胴亂ノ類ハ無賃其余目方三十斤迄ハ二十五錢三十斤以上六十斤迄ハ五十錢尤一人六十斤迄ニ限ル

汽車出發時

東京	横濱	午前	午後
出	着		
七時	八時	同五十三分	同五十三分
八時	九時	同五十三分	同五十三分
十時	十一時	同五十三分	同五十三分

壬申九月十三日ヨリ	東京迄			品川迄		
	上	中	下	上	中	下
東京ヨリ大人				金三朱	金二朱	金一朱
品川ヨリ大人	金三朱	金二朱	金一朱			
川崎ヨリ大人	金二分一朱	金一分	金一分二朱	金一分二朱	金一分	金二朱
鶴見ヨリ大人	金一分二朱	金一分	金三朱	金二分一朱	金一分二朱	金三朱
神奈川ヨリ大人	金二分一朱	金一分二朱	金三朱	金二分二朱	金二分	金三分
横濱ヨリ大人	金三分三朱	金二分	金一分	金二分二朱	金一分二朱	金一分一朱

刻及賃金表

川崎迄 上	川崎迄 中	川崎迄 下	鶴見迄 上	鶴見迄 中	鶴見迄 下	神奈川迄 上	神奈川迄 中	神奈川迄 下	横濱迄 上	横濱迄 中	横濱迄 下
金二分一朱	金一分二朱	金三朱	金三分	金二分	金一分	金三分三朱	金二分二朱	金一分一朱	金一兩二朱	金三分	金一分二朱
金一分二朱	金一分	金二朱	金二分一朱	金一分二朱	金三朱	金三分	金二分	金一分	金三分三朱	金二分二朱	金一分一朱
			金三朱	金二朱	金一朱	金一分二朱	金一分	金二朱	金二分一朱	金一分二朱	金三朱
金三朱	金二朱	金一朱				金三朱	金二朱	金一朱	命一分二朱	金一分	金二朱
金一分二朱	金一分	金二朱	金三朱	金二朱	金一朱				金三朱	金二朱	金一朱
金二分一朱	金一分二朱	金三朱	金一分二朱	金一分	金二朱	金三朱	金二朱	金一朱			

小兒四才迄ハ無賃十二才迄ハ半賃金ノ事

各年度末現在開業哩數表

年度	官設	私設	計
五年	一八哩、〇〇鎖		一八哩、〇〇鎖
六年	一八、〇〇		一八、〇〇
七年	三八、二七		三八、二七
八年	三八、二七		三八、二七
九年	六五、一一		六五、一一
十年	六五、一一		六五、一一
十一年	六五、一一		六五、一一
十二年	七三、二三		七三、二三
十三年	九八、二五		九八、二五
十四年	一二二、二六		一二二、二六
十五年	一七〇、六六		一七〇、六六
十六年	一八一、五四	三六、〇〇	二四四、五四

年	線路	哩數
十七年		一八一、五四
十八年		二二三、六五
十九年		二六四、六七
二十年		三〇〇、四三
二十一年		五〇五、六一
二十二年		五五〇、四九
二十三年		五五〇、四九
二十四年		五五〇、四九
二十五年		五五〇、四九
二十六年		五五七、四九
二十七年		五八〇、六九
二十八年		五九三、二二
二十九年		六三一、六二
三十年		六六一、六五
三十一年		七六八、三七
		八〇、六三
		一三四、五六
		一六五、七七
		二九三、二四
		四〇六、三八
		五八五、六五
		八四八、四五
		一、一六五、四二
		一、二二〇、二八
		一、三八一、〇三
		一、五三七、三五
		一、六九七、二一
		一、八七五、二九
		二、二八七、〇五
		二、六五二、一三
		二六二、三七
		三五八、四一
		四三〇、六四
		五九三、六七
		九一二、一九
		一、一三六、三四
		一、三九九、一四
		一、七一六、一一
		一、八七〇、七七
		一、九三八、五二
		二、一一八、二四
		二、二九〇、四三
		二、五〇七、一一
		二、九四八、七〇
		三、四二〇、五〇

官線哩數表　三十一年度調

	線路	哩數
鐵道作業局所管 官線	新橋、神戶間	三七六、三一
	神奈川、程谷間	二、一六
	大船、橫須賀間	一〇、〇三
	大府、武豐間	一二、〇一
	馬場、大津間	一、二六
	米原、金崎間	三一、〇一
	敦賀、富山間	一二二、四五
	高崎、直江津間	一一七、〇三
	青森、碇關間	三五、六〇
	深谷、長濱間	九、六〇
北海道鐵道部所管 官線	空知太、旭川間	三六、一七
	旭川、關留間	一四、一四
	計	七六八、三七

開業鐵道株式會社の現況　三十一年度末調

社名	開業線路哩數	資本金			
		總額	拂込額	設立認可年月	開業年月
日本鐵道	八五七、〇七哩	六六、〇〇〇、〇〇〇円	四四、七〇〇、〇〇〇円	十四年十一月	十六年七月
伊豫鐵道	一三、〇〇	三〇〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	十九年十二月	廿一年十月
山陽鐵道	二八〇、〇五	二四、〇〇〇、〇〇〇	一五、八四〇、六五七	廿一年一月	廿一年十一月
甲武鐵道	二六、七七	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇四〇、〇〇〇	廿一年二月	廿二年四月
大坂鐵道	四五、五四	三、四五〇、〇〇〇	三、一五七、四五五	廿一年二月	廿二年五月
讃岐鐵道	二七、一九	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	廿一年二月	廿二年五月
關西鐵道	一四七、三六	一四、九〇〇、〇〇〇	一一、六〇〇、〇〇〇	廿一年二月	廿二年十二月
九州鐵道	三一五、〇二	三三、三四〇、〇〇〇	二四、六三八、〇一四	廿一年六月	廿二年十二月
北海道炭鑛鐵道	二〇七、〇六	八、〇〇〇、〇〇〇	六、八二六、五〇五	廿二年十一月	廿二年十一月
總武鐵道	七一、七七	三、六〇〇、〇〇〇	二、九九九、八四〇	廿三年十二月	廿七年七月
參宮鐵道	二六、一一	一、六五〇、〇〇〇	一、四二八、〇〇〇	廿三年八月	廿六年十二月

豐州鐵道	五〇、一〇	六、八〇〇、〇〇〇	五、七〇〇、八七三	廿三年十一月	廿八年八月
青梅鐵道	一三、〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	廿五年六月	廿七年十一月
川越鐵道	一八、三六	三六〇、〇〇〇	三二四、〇〇〇	廿五年六月	廿七年十二月
佐野鐵道	九、五六	一五〇、〇〇〇	一二六、四〇〇	廿六年四月	廿七年三月
奈良鐵道	三七、一〇	二、一五〇、〇〇〇	二、一五〇、〇〇〇	廿六年四月	廿八年九月
播但鐵道	三〇、六二	三、一〇〇、〇〇〇	一、一一一、三二五	廿六年六月	廿七年七月
南和鐵道	一六、六〇	七八〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	廿六年七月	廿九年五月
房總鐵道	二六、七五	三、二四五、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	廿六年九月	廿九年一月
太田鐵道	九、七七	六八〇、〇〇〇	三四七、九一九	廿六年十二月	三十年十一月
道後鐵道	三、〇六	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	廿七年一月	廿八年八月
南豫鐵道	六、七四	一八〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	廿七年一月	廿九年七月
京都鐵道	六、二七	五、一〇〇、〇〇〇	三、三〇四、九六〇	廿八年十一月	三十年二月
成田鐵道	二四、五五	三、八五〇、〇〇〇	一、一七五、九六八	廿八年十一月	三十年一月
中越鐵道	一八、四七	七〇〇、〇〇〇	四一七、五一五	廿八年十一月	三十年五月
北越鐵道	八四、一一	三、七〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	廿八年十二月	三十年五月

上野	二一、〇〇〇	五二〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	廿八年十二月	三十年五月	
豐川	一三、三六〇	八〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	廿九年一月	三十年七月	
河陽	六、〇六〇	六〇〇、〇〇〇	三〇三、五五五	廿九年二月	三十一年三月	
西成	三、五二〇	一、六五〇、〇〇〇	一、六四九、七八〇	廿九年二月	三十一年四月	
唐津興業	七、一〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	廿九年二月	卅一年十二月	
南海	三八、七六〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	廿九年三月	三十年十月	
坂鶴	三九、一一〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、五一一、〇三六	廿九年四月	三十年二月	
高野	一〇、四〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	九七五、〇〇〇	廿九年四月	三十一年一月	
中國	三四、七六〇	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	廿九年四月	卅一年十二月	
七尾	三二、四二〇	一、〇五〇、〇〇〇	七一三、六一七	廿九年四月	三十一年四月	
紀和	一三、三六〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	廿九年四月	三十一年四月	
豆相	七、三〇〇	四〇〇、〇〇〇	二五二、七〇〇	廿九年五月	三十一年五月	
近江	一一、七二〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八七一、八五五	廿九年六月	三十一年六月	
尾西	一〇、〇六〇	六〇〇、〇〇〇	四〇八、〇〇〇	廿九年十月	三十一年四月	
岩越	一六、七八〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、九九五、五四五	三十年五月	三十一年七月	

總島	一一、六〇	八〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	三十二年二月

第六十章　海運

明治三年正月十一日通商司において東京府下の廻船問屋、定飛脚問屋、運送問屋を靈岸島廻漕會所に召集し郵便物の運送を命せられしがほどなく郵便規則を發布せらるゝことゝなりしかば漕船二艘（陽春丸、長鯨丸）を會所に屬せしめ廻漕會社と稱し郵便物を初め一般の貨物運搬の爲毎月一の日を以て東京、大坂の兩地を出帆し横濱、神戸に寄港せしめられしがこの會社は他に競爭者起りて社運振はずつひに四年正月爲換會社の人々にて新に設立せられたる廻漕取扱所に合併せりされど其社債を整理する爲なほ廻漕會社の名義を存し漕船貫効丸一艘を殘して東京、尾、勢、參の間に航通の業を營めり五年八月十日廻漕取扱所頭取高崎長右衛門等の請願に依り日本國郵便蒸漕船會社創立を允准せられ且各藩より納付したる西洋形船（この代價貳拾五萬圓餘）の年賦拂下けを許可し驛遞頭と頭取との間に約條を締結せしめら

廻漕會社

廻漕取扱所

日本國郵便蒸汽船會社

れたり（船舶牢賦拂下げの外船舶修理料として六十萬圓を逓々下附の筈）

明治七年四月の初より臺灣征討の役起るに當り政府は外國より百四拾七萬六千八百弗を費し瀛船十三艘を購入し三菱商會岩崎彌太郎（三菱商會は明治の初年高知藩の所有船紅葉、夕顏、鵜丸の三艘をもて高知、大阪、東京間を航通せしものにて初めは九十九商會と稱せしが其後三州商會と改め又三菱商會と改めたり）に託して兵馬輜重の運輸に充てられしが事平くに及び其船舶を擧げて使用せしめらる八年二月三菱商會は橫濱上海間に定期郵便船の航通を開けりこれよりさき明治三年以來北米合衆國太平洋郵便船會社は米國桑港より橫濱に達する航路を開き更に橫濱より神戸長崎を經て上海に達する航路を開きて定期の航通をなすこと久しかりき當時既に國人の沿岸航運の業を開くもの增加し同業者の競爭益す激烈になりぬこゝにおいて日本國郵便蒸瀛船會社の如きも其競爭に堪ふること能はず日に衰運に傾きほど〳〵其維持に苦みしがつひに八年九月に至り解散せしかば政府は船舶十八艘及其他の資産（凡三十五萬圓）を買上げこれを三菱商會に下附し郵便瀛船三菱會社と改稱し貳拾五萬圓の助成金を與へて日本國郵便蒸瀛船會社の事業を繼續せしめらる當時の競爭たる啻に內

國の船舶のみに止らず米國太平洋郵便船會社の船舶も亦三菱會社と激烈なる競爭を試みしが十月に至り兩社の協議まとまり三菱會社は太平洋郵便船會社の橫濱、上海間線路及船舶其他兩港の支店倉庫等を擧げて洋銀八拾壹萬弗（この八十一萬弗は內務卿大久保利通の盡力にて朝旨を經て岩崎彌太郎に貸下けらる）を以て買入たりこの競爭は凡八箇月間にして（毎週一回兩地發）其使用したる船舶は東京丸（登簿噸數千百四十六噸）新潟丸（登簿噸數千九十噸）高砂丸（登簿噸數千二十噸）金川丸（登簿噸數六百六噸）の四艘なりしがこの時太平洋郵便船會社の使用したる船舶も亦四艘にしてコスタリカ（玄海丸と改む登簿噸數千八十四噸）ゴルデンエイチ（廣島丸と改む登簿噸數千百五十八噸）オレゴニヤン（名古屋丸と改む登簿噸數千九十六噸）ヴアダ（西京丸と改む登簿噸數千六十噸）なりき三菱會社は漸く巨額の損失を釀しなから僅に競爭の局を結ふことを得たりしも九年二月に至り英國彼阿會社の船舶も亦橫濱、上海間に定期航海を開き三菱會社の航路を蹂躙すべき勢なりきこゝにおいて再ひ彼我競爭の端を啓き其極兩社各運賃の損失を顧みさるに至れり、然るに三菱會社長岩崎彌太郎屈せずして競爭し遂に彼阿（ヒーオー）會社の船舶をして此航路を見棄しむるに至れりこの二大競爭にうち勝ち三菱會社の基礎漸く鞏固となりいたく官民の信用を得たり此競爭も凡八箇月

間にして其損失太平洋郵便船會社の時よりも甚しかりき當時政府も亦外國船乘込規則を設け暗に內國船を保護せしといふ三菱會社はこの競爭にうち勝つや勢に乘じて牛莊、天津、芝罘に航路を延張するに至れり十年二月西南の役起るや兵馬輜重の運搬俄に繁劇を加へしかば政府は洋銀七拾萬弗を三菱會社に貸與して滊船十艘を購入せしめ其用に供せり政府は十三年同社をして朝鮮釜山、元山津を經て魯領浦鹽斯德に航路を開かしめらるゝにおいて支那朝鮮魯領の間やゝ航通の便を得たり十五年函館に北海道運輸會社起れり政府は同社の眞請により官有船舶十三艘を貸與せらるこの年（十五年）七月政府は海運を振起し兵商二途の用に供せんと欲し全國の有志者を奬勵し一會社を組織せしむこれを共同運輸會社といふ（明治五年の調査にては滊艦船九十六艘二萬三千三百六十四噸風帆船三十五艘千三百二十噸なりしが同十四年に至り滊滊船三百十二艘四萬二千四百六十三噸風帆船三百九十四艘四萬四千五百八十八噸となれり）政府は兵商二途の目的なるより海軍少將伊藤雋吉を社長に海軍中佐遠武秀行を副社長に任ずさてこの會社は資本金六百萬圓にして其內貳百六拾萬圓は政府にて加入し參百四拾萬圓はこれを全國の有志者より募り當時成立せし所の北海道運輸會社、

三菱會社航路の擴張

北海道運輸會社

共同運輸會社

東京風帆船會社、越中風帆船會社等を合併して明くる十六年一月日本橋箱崎町において開業せり共同運輸會社の設立に關しては農商務大輔品川彌二郎の力多かりきこれまで三菱會社にて占有せし海運業も俄に一大會社起りて其勢を分つことゝなりしかば遂に兩社の間に競爭起り互に損失を顧さるに至れりこゝにおいて全國の新聞一時に起ちて其得失を論じいと〳〵囂しかりき（當時の新聞を集めたる海運史料といふものあり就いて見るべし）されば政府においても棄おきがたくなりしかば兩社を諭し其資產を併せて十八年九月三十日新に一大會社を組織せしめらるこれを日本郵船會社といふ政府は非職農商務少輔森岡昌純を擧げて社長に任ず昌純すなはち日本橋茅場町においてこの年十月一日開業せり政府は同社の設立を允准するに當り其資本金を壹千壹百萬圓（政府株券二百六十萬圓共同人民株券三百四十萬圓三菱會社株券五百萬圓）と定め又營業年限を滿三十年とし其株金全額に對し開業の日より十五年間利益年八步に達せざる時は政府においてこれを補給すべきことを命令すると同時にこの年間において同社の必ず航通すべき航路幷に航海度數を規定し又政府は平常非常を問はず何時にても其船舶を使用す

日本郵船會社

三菱會社と共同運輸會社との競爭

ることを得べく非常の時に在りては同社の船舶は海軍の附屬となるべきこと又政府にて使用したる時支拂ふべき船賃の割合を定め又郵便物及郵便事務上必要なる器具は無賃遞送を命ずることまた同社の常に有すべき瀛船は登簿噸數三万五千噸を以て最下とし政府の允准を得るにあらざればこれを減ずるを得ざることと其他數條を命令せり二十年に至り政府は曩に命令したる利益補給の制限をたて、將來同社資本の增減收入の多寡に拘らず其年限中毎年八拾八萬圓づゝ補給することゝせらる其後綿糸紡績聯合會の請求により孟買航路を開始することに決せしがつひに二十六年十月七日廣島丸を以て第一回の航海を試み爾來定期航路となしたりこの航路には從來英國彼阿會社、墺國ロイド會社及伊國ルバチノ會社の聯合線ありしかは激烈なる競爭を受け非常の困難に遭遇せしといふ（二十九年七月に至り競爭やむ○二十六年九月の調によれは瀛船四拾五艘總噸數六萬四千百五拾七噸五合六勺なり）

孟買航路の開始

明治十二三年の頃に方り大坂以西瀨戸内を航通する小蒸瀛船頓に增加して一百十有餘艘となりしかどこれらの船主は大むね小資本をもて僅に一二艘づゝの小

蒸瀛船を有するものゆゑ其數殆と一百名ありきといふされは互に競爭を事とし爲に衝突、座礁、破鑵等の難に罹るもの相踵いて絶えず其危險いはん方なしこゝにおいて政府は檢査規則を設け脆弱の船舶を淘汰し海運の安寧を保護せんと欲せしかども元來資力薄弱なる船主が隨意に製造したる船舶なればこれに對し一定の檢査規則を施行するときは殆と合格の船舶なし擧けて其航通を停止せしむるにいたらんことを慮り先づ小蒸瀛船取締規則を設け地方官をしてこれを施行せしめられきされどもこの規則の効力は脆弱の船舶を檢束し各自の競爭を禁遏せしむるに足らず政府に於ても其方針を一變し法制によりて其弊を除かんよりは寧ろ船主をして自ら其實行を期せしむるに若かすとなし船主を網羅して利害を共同せしむるの策を講せらるゝ際大阪において廣瀨宰平、河原信可、玉手廣道、伊庭貞享等船主の間を奔走してつひに一會社を創立することを得たりこれを大阪商船會社といふ十五年十二月二十五日政府の允准を得資本金百貳拾萬圓を以て十七年五月一日大坂北區富島町において開業せり本店の開業と同時に馬

關、博多、德島、長崎、熊本、廣嶋に支店を置き且五十四港に出張所をおけり同社は大坂以西各地方の船主が從來使用したる船舶を評價しこれを株金に充てたるものなれば其船舶たるや多くは既に老朽に屬し稍其運航に堪ふるものと雖も僅に數年を保つに過きず且修繕に要する費額僅少ならず立社の日なほ淺く新船製造の途なきを以て同社は工部農商務の兩省に請願して新造船六艘の年賦拂下を受けたりされとも舊船に多額の修繕費を要し收支相償はさるを以てつひに農商務及遞信（十八年十二月工務省廢ぜられ遞信省となれり）の兩省に向ひて船舶改造資金の助成を請願せりよりて兩省は脆弱垂朽の船舶を一掃せしめ乘客貨物の安寧を保護せしむることに決し二十年五月（二十一年より向八年間）毎年助成金として五萬圓づゝ下付すべきことを允准しこれと同時に同社の船舶に搭載する郵便物を無賃とし又從來使用する所の舊船は二十一年より向七箇年を期し改造すべきこと其他の要件を命令せられたり二十三年十一月始めて大阪釜山線を開きしが其後二十六年三月釜山線を延長して大坂仁川線を開けり（二十六年十二月の調によれは航海遠船四十九隻總噸數一萬七千四百六十八噸五合三勺なり）

釜山線の開始

廿七廿八年の戰役起るや郵船會社を初大坂商船會社其他の會社より徵發せられたる船舶多かりしがことに郵船會社はかねて政府との契約もあれば廿七年六月以來千噸以下の船舶は殆と御用船となれりこれが爲運輸交通の道を杜絶せんとを慮り急速雇船をなしてこれを補ひしが軍事の進むに從ひ益す御用船の不足を感ずる有樣なりしかば元山丸、門司丸、仁川丸、宗谷丸、榮城丸、大連丸、海城丸、威海丸、天津丸の九艘（總噸數貳萬貳千九百貳拾六噸壹合九勺）を購入して御用船に供せしが政府においても兵馬粮食運送の軍務と內地交通の利害とを慮られ陸軍大臣は（二十七年六月及十一月）總噸數凡貳萬五千噸に相當する滊船を（小樽、小倉、釜山、佐倉、新發田、姫路、宇品、金州、旅順の九艘にて貳萬六千貳百八拾四噸八合八勺）又海軍大臣は（二十七年九月及十月）總噸數凡壹萬八千噸に相當する滊船を（福岡、松山、豐橋、山口、鹿兒島の五艘にて壹萬五千五百四拾九噸四合七勺）郵船會社の名義を以て購入することを命ぜらる當時購入せし滊船拾四艘總噸數四萬千八百參拾四噸參合五勺なりき（この滊船は追て軍事上の必要止みたるときは郵船會社において買受くる約束にて購入し其間借用料として船舶購入原價の百分の五に相當する金額を每年十二月納付する事又船舶の代金は其賣買の年より起算し五箇年據置き其第六年より年々原價の十五分の一を納付し第二十箇年以內に於てこれを納付し了るべきこと）陸海軍の御用船となりしものは近江丸、仙臺丸、越後丸、酒田丸、遠江丸、熊本丸等四拾六艘總噸數九萬六千七百六噸四合七勺に

二十七八年戰役後の海運業

航海奬勵業

してこの中西京丸、相模丸、近江丸、山城丸の四艘は武裝して軍艦代用の役務に服し就中西京丸の如きは黄海の戰において偉功を奏せり

大阪商船會社も朝鮮事變以來徵發せられたるもの一時は貳拾六艘なりしがなほ不足を感ずるほどなりしかば二十八年五月中獨逸瀛船貳艘（キール號總噸數千七十三噸六合三勺プレスト號總噸數九百十九噸四合勺後キール號を舞子丸と改めプレスト號を二見丸と改めたり）を購入しなほ獨逸瀛船厦門號（總噸數千七十一噸七合一勺）初永鶴丸（總噸數四百二十五噸一合一勺）豐瑞丸（總噸數七百九十四噸八合二勺）六甲丸（總噸數三百五十七噸七合八勺）等を借入れて御用船に供せしがこの際陸軍省より釜山丸（總噸數二千三百六十四噸）を海軍省より福岡丸（總噸數二千五百三十八噸三合八勺）を貸下けられたり（釜山丸は二十九年十一月拂下となれり）

十八年六月末における陸海軍御用船の供用數は瀛船拾四艘舸用小蒸瀛船貳艘外に政府貸下瀛船貳艘合計拾八艘にしてこの總噸數壹萬貳千貳百六拾六噸五合五勺なりき

二十七八年戰役後我政府は航海奬勵法（二十九年三月法律十六號）又造船奬勵法などを發布して大に航海業を奬勵せられしかばいづれも頓に面目を改め著く航路を擴張せしがことに郵船會社の如きは御用船の勘定に屬する利益金をもて海外航路擴張の費途に供用することに決し二十八年十二月取締役莊田平五郎を歐洲に遣し開航の準備新船の注文を初め支店代理店の設置同業者との交渉をなさしめしが遂に明くる二十九年三月十五日土佐丸を横濱より神戸、下關、香港、コロムボ、孟買、ポーセット諸港を經て倫敦アントウエルプに向ひて出帆せしむこれを我邦瀛船の歐洲に航したる始とす（瀛船六艘を以て毎月一回横濱倫敦の兩港を出帆して神戶、下關、香港、新嘉坡、コロムボ、ポーセット、マルセール、アントウエルプ等の諸港に寄港す）二十九年六月臨時總會を開き歐洲航路を倍數に進めて更に米國濠州の二航路を開設せんが爲以上の三航路に要する瀛船拾八艘を新造するの目的を以て新に資本金壹千參百貳拾萬圓を增加することに決しこの年（二十九年）八月一日三池丸を神戶より橫濱及ホノル、を經て北米合衆國ワシントン州シエトル港に向ひて出帆せしむ此航路は

歐洲航路の開始

米國航路の開始

シエトル港を以て合衆國橫斷鐵道の終點となせる大北鐵道會社と海陸の聯絡をなすものにして六月代理人を遣し交渉の末シエトル港に於て相互の旅客及荷物を接續すべき契約を結び且米國及歐洲各地と日本支那東洋各地との間に水陸共通の旅客切符及荷物送狀を發行するの便法を協定せり（往月一回香港シエトル間航海）又この年（二十九年）十

濠洲航路の開始

月濠洲アデレート線を開けりこの線路は神戸より門司、長崎、香港、サースデー島、タウンスウ井ル、ブリスベン、シドニー、メルボルンを經てアデレードに達するものなり（當分の中メルボルンを終點地と定めたり○政府は三十三年一月より十年間毎年歐洲線に對し二百六十七萬三千八百九十四圓十八錢四厘以内米國シヤトル線に對し毎年六十五萬四千三十圓以内を補助金として下附せらる）又北清貿易の增進するに從ひて航路擴張の必要を感ぜしかば社長近藤廉平自ら北清に赴きて其狀況を視察し新に上海、芝罘、天津間に毎週一回の定期線を開くことに決し三十二年十月二十八日より開航せり

北清航路の開始

臺灣航路の開始

大阪商船會社もいよ〳〵航路擴張の事に決しまづ社員を臺灣南清地方へ遣して調査せしめしかつひに二十九年五月五日大阪臺灣線（一箇月三回）を開けり然るに臺灣航路は風濤險惡にして艮好の港灣なき爲航路困難にして收支相償はざるより臺灣總督府に向ひて定期航路の補助を請願せしが總督府においても內地臺灣間の聯絡を通ずることの必要を感ぜし際なれば此年（二十九年）五月一日よりまづ神戸基隆間の線を開かしめられたり（一箇年六萬圓下附）こゝに於て臺灣航路及南清航路に供する爲參百萬圓の巨資を投じて英國へ基隆丸（一千七百噸）淡水丸（一千七百噸）安平丸（一千七百噸）打狗丸（一千七百噸）臺北丸（三千一百噸）臺中丸（三千一百噸）臺南丸（三千一百噸）の七艘を注文せり明くる三十年三月臺灣總督府は更に一箇年四拾六萬貳千貳百五拾圓の補助金をいだして臺灣直航線、沖繩經過臺灣線、臺灣東廻沿岸線、臺灣西廻沿岸線、基隆支線の五航路を開かしめられしが三十一年一月遞信省も亦補助金をいだして清國楊子江線を開かしめらる（一月四日開始）三十二年に至り總督府に補助金の增額及航海義務の減少を請願して允准を得新に總督府の命によりこの年四月より淡水香港線を開き（三十三年四月より更に安平香港線を開けり）つひにドグラス會社と競爭をなしつひにこれにうち勝つことを得たり（ドグラス滊船會社 Douglas は今より凡三十年前香港に時計店を開き居りし英商人あり しが其商人故ありて破產する時其財產をあげて店員に讓與せしかば店員等それを基本として更に株金を募りドグラス滊船會社を創立したり資本金百萬圓積立金十六萬圓の小會社にして海澄（アモイ）フォルモサ（臺灣）海門（ハイシン）海壁（ハイピー）セールスの五艘（此總噸數四千五百三十五噸）を有し淡水廈門油頭香港の間を往來せり）又この年五月遞信省は補助金をいだして漢口宜昌線を開かしめらるることの線路は上海漢口線と聯絡して清國內地交通の利便を開きたるものなりしが又この年朝鮮航路を遞信省補助線となし鎭南浦線を開かしめらる大阪商船會社も二十六年一月までは百八十萬圓の資本金なりしが三十三年一月には千百萬圓の大會社となれり（二十九年十月千萬圓に增資しついで三十一年二月五百五十萬圓に減せしが三十三年一月再び千百萬圓とはなしぬ）なほ現社長中橋德五郎（三十一年七月社長となる）

臺灣五航路の開始

楊子江航路の開始

淡水香港航路の開始

ドグラス會社との競爭

宜昌航路の開始

鎭南浦航路の開始

東洋滊船會社

航路を海外に擴張するの計畫ありといふ

これよりさき二十九年航海奬勵法の發布せらるゝや淺野總一郎、澁澤榮一、原六郎、塚原周造等三十餘名發起者となり資本金五百萬圓を募り東洋汽船會社を創立せんとするや横濱の資本家においても大東汽船會社創立の企ありしかども其目的同一なりしかばつひに大東汽船會社を解散して東洋汽船會社に合併することに決し更に資本金を增して七百五拾萬圓（後六百五拾萬圓に減ず）となし二十九年七月を以て創立せり初めは米國線の外露國バツーム線（石油輸送の目的）獨國漢堡線を開く計畫なりしがまづ第一に米國線を開くことに決し英國へ日本丸、亞米利加丸、香港丸を注文し社長淺野總一郎社員二名を隨へ米國へ渡り種々調査の末太平洋郵便及西東汽船の兩會社と聯合營業の約束をなして歸朝せしが其後三十年十二月太平洋郵便船會社副社長アール、ビー、シユウエリン兩社を代表して我邦に來り本契約を締結せりこゝにおいて日本丸、亞米利加丸、香港丸（三十年中に竣工せり）の三艘を以て横濱桑港間を往來しつゝあり

日本郵船會社一覽表

明治二十六年十二月		明治三十三年三月	
資本金	八百八拾萬圓	資本金	貳千貳百萬圓
航海滊船數	四拾五艘	航海滊船數	六拾七艘
總噸數	六萬四千百五拾七噸五合六勺	總噸數	貳拾萬貳千參百六拾六噸六合參勺
航海回數	壹千九百四拾九回	航海回數	九百六回
航海里數	壹百四拾六萬壹千貳百六拾九海里	航海里數	壹百參拾萬壹千七百貳拾六海里
航路		航路	
横濱上海線	每一週間一回	歐洲線	每二週間一回
横濱四日市線	毎日發船	米國線	每四週間一回
横濱半田線	四日目毎に發船	横濱メルボルン線	每月一回
横濱三陸線	不斷八戸宮古へ通航	横濱孟買線	每四週間一回
神戸小樽間東廻り線	三日目毎に發船	横濱上海線	每週一回

神戸小樽間西廻り線	一週間一回
神戸琉球線	十九日又は二十日毎に一回
神戸浦潮斯德線	每四週間一回
神戸天津線	每五週間一回
神戸牛莊線	每四週間一回
上海浦潮斯德線	每四週間一回
函館根室線	不斷往復
函館青森線	每夜發船
青森室蘭線	每日發船
根室各離島線	不斷通航殿冬中休航
神戸馬尼剌線	每月一回
横濱四日市線	隔日
横濱神戸線	每週一回
神戸小樽間東廻り線	每三日一回
神戸小樽間西廻り線	每週一回
基隆神戸線	每月四回
神戸浦潮斯德線	每十二日一回
神戸鎭南浦線	每三週間一回
神戸天津線	每四週間一回
神戸牛莊線	每四週間一回
神戸北淸線	每二週間一回
上海天津線	每週一回
長崎香港線	每四週間一回
函館根室線	不斷兩港間往復
函館青森線	每夜發船
青森室蘭線	每日發船

大坂商船會社一覽表

明治二十六年六月

資本金	壹百八拾萬圓
航海遠船數	四拾九艘
總噸數	壹萬六千百七拾八噸六合八勺
航海回數	壹千八百四回
航海里數	六拾四萬貳千貳百九拾海里
航路	
大坂若津線	每月十五回
大坂釜山線	八日目九日目每に發船
大坂仁川線	每月二回

明治三十二年十二月

資本金	五百五拾萬圓
航海遠船數	五拾七艘
總噸數	四萬貳千八百五拾壹噸壹合五勺
航海回數	壹千八百八拾貳回
航海里數	八拾六萬七千七百七拾貳海里
航路	
神戸基隆線	每月二回
宇品經過神戸基隆線	每月三回
沖繩經過神戸基隆線	每月二回
小樽稚內線	不斷兩港間往復
根室各離島北見線	

大坂鹿兒島線　八日目毎に發船
大坂琉球線　十九日目毎に發船
大坂境線　六日目毎に發船
大坂伊萬里線　八日目毎に發船
大坂細島線　隔日發船
大坂宇治島線　隔日發船
大坂大島線　毎月一回
大坂赤間關及門司尾道線　毎日發船
大坂多度津線　毎日發船
大坂和歌山線　毎日發船
大坂洲本線　毎日發船
大坂坂越線　毎日發船
大坂德島線　毎日發船
赤間關長洲線　毎日發船

以上遞信省命令定期航路

基隆打狗線　毎月二回
臺灣西廻り沿岸線　毎月二回
淡水香港線　毎週一回

以上臺灣總督府命令定期航路

臺灣東廻り沿岸線　毎月二回

陸軍補給廠契約定期航路

上海漢口線　毎月六回
漢口宜昌線　毎月三回
大坂仁川線　毎月四回
大坂鎭南浦線　毎三週間一回
大坂鹿兒島線　毎月十二回
大坂細島線　隔日發船
大坂宇和島線　隔日發船
大坂赤間關線　毎日一回
宇品三津濱線　毎日二回

大坂德島線　毎日一回
大坂三輪崎線　毎日一回
大坂由良線　毎日二回內一回自由航海
玉島多度津線　毎日二回

以上遞信省命令定期航路

此他自由營業線アリ

第六十一章　商業教育

維新後歐米の制度を移して我邦の商業を改良したるもの少からざれどもまづ第一に着手せられて最も廣く行はれしは銀行業なりとすされば銀行業はあらゆる商業の模範となり大むね銀行に倣ひて改良せらるゝ有樣なりしかば從ひて商業教育の萌芽も銀行事務講習の目的より發生し來れり

明治五年我政府の國立銀行條例を發布せらるゝや俄に銀行事務を講習せしむる

銀行學局

の必要起りしかば七年四月大藏省銀行課中に銀行學局を開き在横濱の東洋銀行の書記たりし英國人アレキサンドル、アルレン、シヤンドを雇入れて十名の官費生に簿記學及經濟學銀行必須の諸學科を教授せしめしもの實に我邦における商業教育の濫觴なりとす其後八年二月自費生二十名を募集し銀行營業上やゝ卑近の學科を學ばしめられしが九年七月若干名の卒業生をいたすや學局を廢し更に飜譯掛を置き通學生の教授をなさしめらる十年一月銀行課を大藏本省内に移すに當り一時其教授をやめ二月に至り更に傳習所を開き再ひ通學生を募集し主として簿記學を學はしめらる又同時に各銀行の請願により其役員に傳習することを許されしが十三年に至り故ありてまた廢せらる 明治十年の秋ころより三菱會社に於て商業學校を設立するの企ありしがつひに三菱商業學校と稱し十一年二月より神田錦町二丁目において開業せしも種々の事情ありて十五年廢せらるる同校は本科の外速成科を設さ六箇月にて簿記算術を傳習せしめしといふ よりて有志の徒神田錦町に私立銀行講習所を起し專ら銀行事務の講習をなしゝが十五年再び大藏省附屬のものとなりぬ十九年五月銀行事務講習所を文部省の管轄に移し東京商業學校附屬銀行專修科と稱せしめらるなほ錦町の舊地に在りて傳習せしがつひに東京商業學校内に移し二十年主計專修科と改稱し官廳及び銀行會社の會計事務を教授する所となされしが二十二年三月更に主計學校と改稱せられしもつひに二十六年九月に至り全く廢せらる明治七年四月設立以來銀行學局講習所にて前後凡六百人の講習員を養成し各地に分配せられしが如きは銀行業の發達にとりて大に効驗ありしかこの他會計制度の畫一新式簿記法の傳播爲換の發達などにとりては著き利益を與へしといふ

傳習所

私立銀行講習所

銀行專習科

商法講習所

銀行學局、銀行講習所などは商業教育中の一部分に過ぎざりしがこゝに一般の商業教育を企てられしは實に森有禮なりとす森有禮久しく米國に在り同國商工業の隆盛を視頗る商業教育の必要を感ぜしかば歸朝後明治八年八月米國人ウヰツトニーを雇入れ東京尾張町に商法講習所を開設するに至りぬ然るにこの年十一月森有禮特命全權公使となり清國駐箚の命を奉ぜしかば止むを得ず講習所の事務を東京會議所に託せしといふ明くる九年五月木挽町に移し東京府の管理する所となりぬされどもなほ商法講習所と稱せられき 矢野次郎なるあけ十四年七月一時廢して所長に任ず

京商業學校

せられしもこの年九月に至り東京府廳より農商務省に稟請して其補助を仰ぎ講習所を再興せしが遂に十七年三月に至り農商務省の直轄學校となり東京商業學校と改稱せらる十八年五月文部省の管轄に移さるこれよりさき十七年三月文部省直轄東京外國語學校中に附屬として高等商業學校を置かるゝに至り十八年九月外國語學校幷に附屬高等商業學校に東京商業學校を併せて更に東京商業學校と稱し開設せらる（神田一橋通町舊東京外國語學校跡）文部省御用係森有禮校務を監督し矢野次郎を擧げて校長に任ぜらる明くる十九年一月木挽町舊商業學校の校舍に就きて新に商工徒弟講習所を開設して商工の子弟に實地近易の學術を授けらる（二十二年十月附屬商工徒弟講習所別科を補充科と改稱す）一二十年三月教則を改正して程度を高め高等商業學校と改稱せらる（豫科一年本科四年）二十九年八月校長小山健三大に教則を改正せしがついて明くる三十年六月專攻部規程を設けこの年九月よりこれを實施し今日に至れり

神戸商業學校

地方において商業教育を最も早く起しゝは神戸、大阪にして其後横濱、新潟、名古屋に起れり神戸は明治十一年一月神戸商法講習所と稱し神戸北長狹通四丁目に

大阪商業學校

設立したるもの實にその濫觴にして十九年六月公立神戸商業學校となりぬ大阪も明治十三年十一月五代友厚等が大阪西區立賣堀北通三丁目に大阪商法講習所を設立せしがこれも十八年三月府立商業學校となれりこれらの商法講習所につぎて横濱（十五年三月）新潟（十六年十一月）名古屋（十七年六月）等に起りつゞいて十九年に至り京都、滋賀、長崎、赤間關に起れりこの後地方において商業學校を起すもの絶えてなかりしに二十七年文部大臣井上毅實業教育普及の必要を感し實業教育費國庫補助法（實業教育費國庫補助法）を議會に提出しつひに其協賛を得毎年度金十五萬圓づゝを補助することゝなし實業教育に力を盡されしためこれより各地に實業學校起れり加之二十七八年戰役後は益す貿易擴張の必要起りしかは各地において俄に勃興せり即二十七年十月鹿兒嶋に商業學校を起しゝよりこのかた熊本（二十八年四月）高知（二十八年四月）久留米（二十九年五月）四日市（二十九年六月）仙臺（二十九年九月）富山（二十九年十二月）高岡（三十年六月）七尾（三十年九月）岡山（三十一年二月）尾道（三十一年八月）靜岡（三十二年四月）沼津（三十二年四月）濱松（三十二年四月）函館（三十二年七月）等に起れり（以上二十二校三十二年十月調）この他補習學校六校あり

第六十二章　商業會議所

商業家の一大機關たる商業會議所の我邦に發生したるは實に明治十一年のことなりき其後十七八年頃より漸く各地において顯れ來りしかど規模小にして論ずるほどのものなかりきことに東京の如きは其淵源を明治の初年町會所の引繼より發し來りたれども眞に商業會議所の資格を具へしは十一年以後の事なりとす

兵右衛門神戸商法講習所長甲斐織衛等東京商法會議所の旨趣により明治十一年十月十四日兵庫に兵庫商法會議所を設立せしかど種々の事情ありて十三年八月に至り中止せり

東京につぎて十一年中大阪、兵庫に起りしかど兵庫は萎靡振はずしてやみぬ兵庫區長神田

み東京とならひ立てやゝ規模の大なるものとなれり十二年に至り大津に商法會話起り福岡に談話會起りしかど商業會議所の資格を具へしは十七八年以後の事なりとす

東京商業會議所は舊町會所より變遷し來れるものにして維新の際政變によりて町會所は自然に廢せられたれども其後故ありて再興せられしが遂に又明治五年三月に至り全く廢せられたりよりて井上大藏大輔、大久保東京府知事は七分金の殘額と舊町會所管理の地所とを府下にて信用ある豪商數名に下付して

東京營繕會議所

東京會議所

東京府中の道路橋梁等を營繕するにこの金額をもて支辨すべき旨を命せらるゝにおいて豪商等も其說諭に從ひこの年五月日本橋坂本町に東京營繕會議所金六十七萬三圓十一錢九厘地所數十箇所を設立し會議を開き委員を選擧して府廳より下付したる金及地所を受取これをもて營繕資本に充てゝ其事務に着手せしが委員等は此共有金をもて專ら道路橋梁の一分にのみ支辨し他の有益なる事業を顧みざるは市民の志に非ざるべしとてつひにこの年五月九月二十七日府廳に稟請して東京會議所と改稱することゝなれり九年一月會議所の議事行務の分割を實施し議員の投票をもて會頭副會頭を選擧せしに澁澤榮一會頭に擧げられついて會議所は收支の決議幷に商工業の諮問に與かることゝなれりこの年十一月區町村會議總則を發布せらるゝや會議所は府知事に具申して明くる十年二月十八日解散したりこれより官民共に府下の商工業に關する諮問の場所を失ひ大に其不利益を感ぜしがことに大隈大藏卿伊藤內務卿は親しく誘導の勞を執られ府下の商估もかねて志望することゝてつひに

東京商法會議所

澁澤榮一、益田孝、福地源一郎、三野村利助、竹中邦香等發起人となりこの年十二月二十七日東京商法會議所設立の事を出願せり府廳は明くる十一年三月十三日允准せられついて木挽町十丁目に商法會議所を新築して交付せらる（今の農商務省所在地）又内務省勸商局より經費一箇年金千圓づゝ商法會議所保護金として下付せられ大に奬勵保護せられしかば發起人等は歐米の商業會議所（チャンバルオフコンマルス）に倣ひて商法會議所を組織し澁澤榮一を會頭に推選したりさるを十四年五月二十三日（二十九號布告）農商工諮問會規則の發布により發達の兆を顯し來りし東京商法會議所も亦つひに解散するの止を得さるに至れりされども東京商法會議所の會員は其不利益を見て屢政府に勸告せし結果十六年五月十六日農商工諮問會規則を廢し同時に各地方の便宜に從ひ勸業諮問會幷に勸業委員を設くる事を達せらるよりて東京府知事は十六年九月二十二日東京市中の重立たる諸會社及組合の總代百二十名を木挽町の明治會堂に召集して府下十五區聯合商工業會の設立を誘導せしがつひにこの年（十六年）十一月二十日發會式を行ひ東京商工會を組織せり

東京商工會

大阪商法會議所

大阪も維新後全く商業の慣習を破壞せられ殆と二百年間發達せし信用制度の如きはつひに行はれさる事となりぬこゝにおいて明治六年四區長商議の上重立たる商業者に對し規則を設け同業者を團結すべき旨屢誘導せしも其效なかりしが其後十一年七月五代友厚、中野梧一、藤田傳三郎、廣瀨宰平等主唱者となり四區長及同志の商業者と謀り大阪商法會議所設置の事を府知事に出願し翌八月允准を得しかば九月二日西本願寺津村別院において五十五名會合しまづ役員の選擧を行ひ五代友厚を會頭に中野梧一、廣瀨宰平を副會頭に選擧し申合規則を編成せしが内務省勸商局幷に大阪府は其趣旨を嘉し各一箇月金八十三圓三十三錢づゝ經費として下附せらる十二年一月東區高麗橋通四丁目に新設し十五日移轉開場式を行ひたりこれより大坂府は毎年金千五百圓づゝを交附して保護せらるゝことゝなれり

商業會議所條例

明治十六年以來各地において商工會起りしかば政府は商業會議所條例を發布して商業家の輿論を代表する公議所たらしめんと欲し二十二年東京、大阪、京都名

古屋、神戸、横濱、大津、堺、長崎、福岡の十箇所より委員を上京せしめて種々諮問せられしが遂に二十三年九月十一日法律八十一號商業會議所條例を發布せられたりこゝにおいて東京市は有志者三十餘名發起人となり商業會議所設立のことを出願し明くる二十四年一月商工會の財産を讓受け日本橋兜町において設立したり東京商業會議所は岩崎家所有地有樂町一丁目一番地を借入れて新築することに決し明治二十九年七月工事に着手し三十二年七月落成す現今の商業會議所これなり大阪もこの年十二月芝川又右衛門、松本重太郎等條例に從ひて大阪商業會議所設立のことを出願し明くる二十四年一月允准せらるよりて舊商法會議所は解散することに決し曾て北區堂嶋濱通三丁目において新築に着手せし家屋を新設大阪商業會議所に讓渡しつひに解散したり東京大阪の外條例によりて設立せしもの今は五十三に達せり三十一年調

聯合會

かくの如く各地において商業會議所起りしかは聯合會を起して商議するの必要自ら起りぬよりて明治二十五年十月始めて第一回聯合會を京都において開きしが其後年々開會して第八回よりは毎年東京において開くことゝなれり第八回より三十二年十月十日北米合衆國ヒラデルヒヤにおいて萬國商業會議所の聯合會を開くや横濱商業會議所大谷嘉兵衛

萬國商業會議所聯合會

神戸商業會議所山本忠太郎より委員を派遣せしも其他の商業會議所よりは派遣するものなかりき只東京商業會議所は横濱商業會議所派遣委員大谷嘉兵衛に囑託して東京商業會議所をも代表せしむることゝせり

商業會議所累年比較表

年度	會議所數	會員定數	特別會員	會議度數	議事件數
二十五年	一八	五九五	四五	一八九	三五五
二十六年	三三	一〇二〇	六二	三一〇	六九五
二十七年	三五	一〇八〇	八〇	三〇九	七五四
二十八年	四一	一二七六	九五	三四七	八四六
二十九年	四六	一四三一	一一四	三六四	九三二
三十年	五一	一五六六	一二七	四三九	一一三三
三十一年	五三	一六一六	一五一	四五六	一一六八

第六十三章　商業會社

元和偃武以來凡二百五十年間幕府を初め諸藩において苦辛經營せし封建制度の商政をして一朝政變の爲に破壞し去りて覆滅の運命に陷らしめしかば明治元年における我商業社會は不意に燈火を滅して暗中に物を探らしむるが如く實に名狀すべからざる混雜を生じたりきいづれの國を問はず政治に變動あるときは多少其國の商業に影響を及ぼし一時衰頽するは常なれども商業社會と政治社會と各獨立して發達したる國においては其影響さまで大ならされども我邦の政治社會は商業社會と最も關係密なりしを以て影響を及ぼしたることも亦著かりきかくの如く俄に干渉政署の羈絆を脫し人々方向に迷ひて紛騷を極めたるに際し貨政の紊亂甚しかりしかば商業社會は一層困難に陷りたりきことに元年二年は我邦の凶年にして東北米産の地方非常の饑饉にてさなきだに困難なるを剩へ砲煙血雨處々に起りて久しくやまざりしかば實に初年の現象は盡く商業を衰頽せし

むる一點にのみ傾けり故に當時信用取引は中止せられ金融は全く杜塞し商家の閉店するもの多く百事荒廢せりこゝにおいて當時の政治家は皆農商を奬勵して物産を興し財政の困難を救治すべきを論じつひに元年四月二十五日京都において會計官中に商法司を設立し（二年三月十五日廢せられ北間値に一年に過ぎず設立の目的は大に商業を振起し政府の爲に間接稅の收入を增加せしめんするに在り本司は秩祿、田宅、租稅、徭役等の事務を管掌せしを以て其職權は收稅と勸商とを兼ねたりき雖も其活動を示したるは專に勸商にありき）支署を大坂元年四月東京元年十二月の兩所に開設したり蓋し三都は商業上樞要の地たるを以てなりまた本司の官吏は多く平民より登用し酒造營業規則、商家營業及株鑑札規則、搾油、醬油等の取締規則を制定し又商法會所を興し箱館會所と連絡を通ぜしめらる又商法大意を布達し諸仲間に二人づゝの肝煎を置き諸商賣引當に元手金拜借を許す旨を達せられたりかくの如く內地の商業に向ひて整理の道をたてまた一方において外國貿易の整理を企てつひに商法司廢止の一箇月前即明治二年二月二十二日通商司を各開港場に置かる本司の目的は專ら外國貿易を管理するにありき其初外國官に屬せしを以て當時の事情を知るべし（最初は外國官に屬し其後會計官に屬せしが明治二年七月大藏省を建てらるゝに及びて同省に屬し又この八月民部省に屬せしが三年七月再び大藏省に屬せり）明治の初年は中央政府

商法司
商法會所
商法大意
通商司

と諸藩とは全く經濟を異にせしかど中央政府財政の困難なると同樣に諸藩も維新の際非常の困難に陷り一二年藩籍奉還の前後は各所に藩政改革の論ありしがつひに諸藩とも米切手、金銀札を發行し或は藩債を募集して歲入の缺を補ひ尙不足なるを以て外人と直接の約定を結ひて資金を借入れ或は産物會所を開港場に置きて貿易に從事するに至れりこゝに於て府藩縣の資格を以て直接に外人と貸借賣買の約束をなし又商業上の要地に商會を設立するとを禁止し若し止むを得ざる事情ある時は通商司を經由せしむることゝし政府と外國貿易との關係を規定せらる通商司の組織は本司を東京會計官中に置き其支署を三都各開港場及ひ堺等の商業要地に設置し各支署の下に通商會社及爲換會社を置き支署をして其監督をなさしめられたり（北海道は大に他の府藩縣と制度を異にし政府の收入する所は專に物品にして其販賣の爲商業機關を要するを以て明治二年十月蝦夷館會所を本司に屬せしめ北海道産物改所と改稱せらる）通商司は通商會社をして大に內地の商家を聯合せしめ專ら外國貿易の衝に當らしめらるゝと同時に爲換會社をして其融通の援助をなさしめらる又北海道産物改所を大阪、敦賀、兵庫、堺等の要地に置き大に北海道の物産を興して我邦の商業を

盛ならしめ政府の歲入を豐かならしむるの計畫なりき通商會社及爲換會社の設立は專ら商社の必要を示すにありしかば通商會社は互に脣齒輔車の關係をなし通商司の命令のをも配付せられき元來この二會社に向ひて政府は特別寬大の保護を與へを受けて其事業を執りしかばこの二會社は通商社定則、商社假規則などの如きもられたるを以て二年五六月以來東京、橫濱、新潟、京都、大阪、神戶、大津、敦賀の如き商業の要地にこの二會社を設立するに至れりされど俄に政府の勸誘によりて生じたるものなりしかば何れも事業の隆盛を見ずつひに四年二月七日通商司の爲に最も有用の機關たりし通商會社（元開商會社といふ）は通商司の所管を離れて其所在地府縣廳の所轄に歸し頓に其勢力を殺かれしが又大藏省において米國の財政組織を採用するに及びて大に從前の組織を改定しつひに四年七月五日この通商司は廢せられたり

通商會社定則
商社假規則
通商司の廢止

我邦古來營業上合力併資の習慣に乏しかりきかの組合或は仲間と稱するものありしかどこは同業者聯合して年會、月會などを設け親睦を表せしに過ぎず只三井

組、小野組、島田組の如き一門中のものが合力併資して營業せしものありしのみ寛永鎖港以來も長崎の出嶋において獨和蘭人とは親睦を結びて貿易せしかばかの和蘭東印度會社が發行せし株券の制もうす〳〵は知りたる人もありしならんに當時大資本を集めて共同貿易をなすの必要なかりし爲其法を我邦にうつすこと能はさりしは遺憾の極にこそ（慶應三年六月鹿兒島藩において薩州商社といふものを企てしが其方法は一株金五千兩と定め一人にて幾株持つも又一株を幾人にて持つも勝手にまかせ廣く株主を諸地方より募り本社を泉州堺に置き諸國の産物を買集めて利益を得其中より商税を鹿兒島藩へ納め其他の純益金を株にあてゝ分配する目論見なりきされば株金の代りに產物にて差出すも苦しからずと規定しおけるなどおもひ合すべしこの商社は成立せざりしも株式の商社を企てたるはこれをもて嚆矢とすべし）されば維新の際我政府は主として結社營業の必要を認められまづ通商會社、爲換會社を起さしめられしがつゞいて鋭意人民に結社營業を勸誘せられしかば地方官も亦其意を體して從て慫慂せしとぞことに大藏省は明治四年五月福地源一郎記述の會社辨大藏少丞澁澤榮一編述の立會略則の二書を刊行して配附せらる此二書いでしより漸く結社營業の必要を感じ各地方より銀行或は銀行類似の會社設立を願いづるものいで來れりかの豐岡縣の浚疏會社、鳥取縣の融通會社、滋賀縣の大津銀行、東京府の東京銀行の類是なり其後大藏省へ結社の出願

をなすもの增加し來りしがこれと同時に或は他の同業者を緊制し或は名を結社に假りて募金を私するものなどいづ又會社保護の法律なき爲今年創立のものも來年は既に其形跡を見ざるが如きことまゝありしかば大藏省においてもかくの如く法律の據るべきものなくして漫に允准を與ふるは却て世人をして妄信を會社に置かしむるの具たるが故に會社條例制定までは寧ろ人民の相對に任すに如かずとの諭旨より明治七年四月以降は追て一般の會社條例制定まで人民の相對に任す旨達せられたり又從來會社創立の允准は大藏省の權內に在りしが十一年七月府縣官職制の改正以來諸會社設立願は府縣官の便宜處分限內に付せしめらるゝのころよりして各地に會社組織のもの續々いで來りしがことに十七八年に至り盛に起れりされども有限無限の責任すら法律上充分ならざりしとぞこの解釋の一定せしは十六年國文社の訴訟により始めて有限無限の區別も明かになれりといふ會社法其他一般商法の明かになりしは二十三年四月商法發布以來のことなりき商法は初め明治十四年四月太政官において法律顧問獨逸人ロエスレル

に命じて草案を起稿せしめ別に商法編纂委員を置きて草案編纂の事に與らしめられしが其後二十年十月更に法律取調委員を置きて他の法律と共に商法の編纂に與らしめられしかば委員において多少の修正を加へ元老院の會議に附して（明治二十一年十月元老院に總付し二十二年六月全く同院において可決せり）二十三年四月二十六日法律三十二號公布せられ明くる二十四年一月一日より施行のことゝなりしもこの商法たるや專ら獨逸主義をとりて起草せられし爲佛蘭西主義によりて起草せられたる舊民法と牴觸する所ありしかば二十三年十二月帝國議會において修正する爲其實施を民法と共に二十五年十二月まで延期することを議決せしが又二十五年六月更に二十九年十二月まで延期すべきことを議決せしかば其旨公布せられしかど（二十五年十一月法律八號）商業の取引には一日も法律なきを許さゞればとて二十六年三月六日法律九號商事會社、手形、破產の部を修正して二十六年七月一日より施行の事となれりされどもこれ畢竟姑息の修正に過ぎざりしかば其後政府は二十六年二月二十二日勅令十一號法典調査會を設け民法と共に大に修正を加へ三十二年三月九日法律四十八號公布せられこの年六月十六日より施行

せらる（三十二年六月勅令百三十三號）この商法中商事會社の規定により始めて合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社（株式合資會社は新商法によりの名なり）の區別明かになりて會社營業も安全に法律の保護を受くることゝなれりされば今は合名會社四百二十三（資本金二千百八十三萬八千五百五十六圓）合資會社二千四百八十五（資本金三千七百五十二萬二千八百七圓）株式會社三千百六十九（資本金七億九千三百八十一萬千七百四十四圓）に達せり

爲換會社一覽表

社名	調査年月	身元金	發行券	種類	發行高
東京爲換會社	六年六月	九四八、五〇〇圓	銀券	三匁七分五厘	五三四、二一〇貫
			金券	壹兩	一三一、五〇〇
				貳拾五兩	一、三六八、五〇〇
			合計		一、五〇〇、〇〇〇
			錢券	貳百文	二八三、二〇八、六〇〇文
				百文	一九三、四八三、一〇〇

會社	年月	金額	種類	券面	金額
大阪爲換會社	六年三月	四六六、五六五両		壹貫文	四六〇、九九八、〇〇〇
				五百文	四七〇、三四四、五〇〇
			合計		一、四〇八、〇三四、二〇〇
			金券	百両	一〇〇両
			金券	五拾両	五〇
			金券	拾両	三、四七〇
			金券	五両	三九二、八三〇
			金券	壹両	一、四五七、〇〇〇
			合計		一、八五三、四五〇
横濱爲換會社	六年三月	一七八、〇〇〇両	金券	貮拾五両	一、四七五、〇〇〇
			金券	壹両	二五、〇〇〇
			合計		一、五〇〇、〇〇〇
			錢券	五百文	八〇九、九九一、五〇〇
			錢券	貮百文	二九一、七四〇、二〇〇

會社	年月	金額	種類	券面	金額
京都爲換會社	六年三月	二三八、五〇〇両		百文	一〇七、一一八、八〇〇
				五拾文	六七、四七二、九五〇
			合計		一、二七六、三一三、四五〇
			金券	壹両	六四〇、〇〇〇
大津爲換會社	六年四月	一〇〇、〇〇〇両	金券	壹両	二六二、五〇〇
神戸爲換會社	六年三月	一一八、〇〇〇	金券	貮拾五両	五〇〇、〇〇〇
新潟爲換會社	七年四月	二六八、四四三両	金券	貮拾五両	四七、五〇〇
			金券	壹両	二、五〇〇
			合計		五〇、〇〇〇
敦賀爲換會社	六年二月	四五、六五〇両	金券	壹両	四一、〇〇〇

第六十四章　銀行

維新前に在りては素より完全なる金融機關なかりしも兩替屋と稱するものありて金融機關となりとにかく商業上に少からさる利益を與へしとぞそは大坂の十

兩替屋
三井組
掛屋

爲換會社

人兩替、本兩替、三郷錢屋仲間江戸の本兩替、錢兩替の類なりこれらの外幕府に十人組、三井組の爲替方あり諸大名に掛屋ありていづれも金融を助けしといふ維新後政府が各銀行に命じて稅金の取扱をなさしめこれを大藏省爲替方と稱せしも幕府の十人組三井組にて關西の稅金を受取爲替にて江戸へ送付せし慣例を襲用せしものなりとぞ政府は維新の初より深く心を財政の事に用ゐられしかばまづ明治二年會計官の下に通商司を置き更に三府五港の豪商に爲替會社を設立せしめなどして大に商業の發達を圖られしが此會社は時勢に適せずして漸々解散するに至れり其後四年十二月東京會議所より七百萬圓官民の共有金の資本金を以て東京銀行と稱する一大銀行を設立し紙幣發行の特權を得んことを政府に請願せしかど故ありて許可せられざりきさはいへ歐米のバンク Bank に倣ひたる銀行設立の擧を企てたるは蓋しこれを嚆矢とすべしこれよりさき明治三年十月大藏少輔伊藤博文理財に關する制度取調の爲米國に派遣せられしが同國滯在中彼國のナショナルバンクの方法により國立銀行設立の議を建白せられしかど種々の事情

ありて果さゞりしに明くる四年六月歸朝せられしかば政府においてもいよ〳〵國立銀行を設立せしむる事に決し五年十一月國立銀行條例を發布せらるこの條例により六年七月東京において第一國立銀行の開業を見るに至れりこれより都合四の國立銀行は設立せられしも同條例は國立銀行紙幣を正貨兌換にせしものゆゑ正貨流出して不換紙幣の價格頻に下落せしかばつひに兌換の制度を維持すること能はさる狀況に陷れりこれと同時に舊祿制の改革を行ひ壹億七千四百餘萬圓の金祿公債を發行せんとする折なりしかば九年八月同條例を改正し銀行紙幣は國債證券を以て基礎となし政府紙幣を以て引換をなさしむるの制となりしかば各地においてこの條例により國立銀行を設立するもの續々いでたりされば數年ならずして百五十三に達せりこゝにおいて政府は國立銀行を既設のものにとゞめ且兌換畫一の制を布かんことを期し十六年再び國立銀行條例を改正し銀行紙幣消却法を定め三十年を期して同紙幣を市場に絶たしむることゝせりこれよりさき明治十二年十一月國立銀行條例により横濱に外國貿易の機關として銀

正金銀行
手形交換所

貨取引の一大銀行を設立せらるこれぞ今の正金銀行にはありけるこの正金銀行設立の前後にあたり銀行集會所手形交換所の如きものいできて大に銀行事務に利益を與へたりきとぞ前にもいひし如く國立銀行條例の改正により國立銀行の數既に百五十三（發行紙幣參千四百四拾貳萬圓餘）に達せしがこの他私立銀行、銀行類似會社の類大に增加し銀行業次第に發達せしかば十五年六月日本銀行を設立せらるこの中央銀行の設立によりて全國銀行の調和を媒助し且兌換紙幣を發行して大に從來の貨政を改めしめられきされどもなほ商業の發達するに從ひて金融機關の分業を必要とすることゝなりしかば二十三年八月（法律七十三號）貯蓄銀行條例を發布し更に二十九年四月農工業改良の爲に勸業銀行を設立し其下に農工銀行を設立せしめらる三十年三月臺灣銀行を設立して新版圖なる臺灣島の金融機關となし同島の商工業幷に公共事業に資金を融通して同島開發の大業を助成せしめらる又三十二年三月北海道拓殖銀行を設立して北海道の金融機關となし同道の拓殖を實行せしめらる又三十三年三月（法律七十號）日本興業銀行法を發布しついて創立委員を置かれしかど

日本銀行
貯蓄銀行條例
勸業銀行
農工銀行
臺灣銀行
拓殖銀行
日本興業銀行

日なほ淺くして未だ設立の運に至らずこの銀行は資本金壹千萬圓の株式會社にして國債證券、地方債券、社債券及株券を質にとりて金員を貸與する主意なりきされば嚮に政府において設立の計畫をなしたる動產銀行の名を變じたるものゝみこれを要するに銀行の始まりし以來商業上に利益を與へしことはいふまでもなくこれが爲我邦の商業帳簿を一變せしめまた荷爲替を發達せしめたるなど其功偉大なりといふべし荷爲替は浮爲替と稱し九州より大阪へ輸だす荷物には往々ありたるものなれども廣く行はれざりしに銀行始まりて以來歐米の式に倣ひたる完全の荷爲替行はるゝことゝなりしかばこれが爲地方物產の發達にとりて少からざる利益を與へしといふ

荷爲換

第一款　國立銀行

明治政府は封建制度を廢して維新の大業を成就せしと雖も三百年間各領主の保護によりて成立せし商工業をして一時に其保護の道を失はしめしかば商工の業

務忽萎靡して振はずなりぬこゝにおいて明治二年まづ金融の杜塞を疏通し商估を誘掖開導するの政略をとられ通商司をして三府五港の豪商を諭し爲換會社を起さしめ大に商業の振作を圖られたりされどもこの會社は營業上少からさる困難に陷りて到底將來望みなきものとなりぬこゝをもて政府人民ともに完全なる銀行を組織することを望むの情を起すに至れり鳥取縣の融通會社滋賀縣の大津銀行東京府の東京銀行其他三井小野等の豪商より銀行の設立を請願するもの續々出で來れり（明治四年十二月東京會議所より官民の共有金七百萬圓の資本金を以て東京銀行と稱する一大銀行を設立し紙幣發行の特權を得んことを政府に請願せしかど故ありて許可せられざりきさはいへ歐米式に倣ひたる銀行設立の擧なりたるはこれをもて嚆矢とすべし）これよりさき明治三年十月大藏少輔伊藤博文理財に關する制度調査の爲米國に航せしが同國滯在中彼國のナショナルバンクの方法により國立銀行設立の議を建白せられしかど種々の事情ありて果さゞりしか明くる四年六月歸朝せられしかば政府の當事者においてもかの紙幣消却處分の如き理財上困難の問題ありしかば（明治元年より同十五年までに發行せし紙幣八千万圓に過ぎず）つひに國立銀行を設立せしむることに決し明くる五年十一月國立銀行條例を發布せらるこの條例は米國のナショナルバ

ンクの制を母法としこれにゴールドバンクの制を斟酌して編制せられしものなりといふこの條例によりて六年七月東京第一國立銀行を設立せし以來橫濱第二國立銀行七年八月大阪第三國立銀行（依願解放せり）新潟第四國立銀行成立せしも同條例は國立銀行紙幣を正貨兌換にせしもの故銀行紙幣を發行するも直に歸來し市場に流通せざりきされば橫濱第二國立銀行の如きは銀行紙幣一枚をも發行すること能はざりきとぞ七年六月三十日における銀行紙幣の流通高は百參拾五萬六千九百七拾九圓なりしが漸々減少し九年六月三十日においては僅に六萬貳千四百五拾六圓の流通を保つに過ぎざる有樣となれり銀行紙幣の流通かくの如き情況なりしかば銀行の運轉し得べき資本は僅少の預金と株金十分の四とに止まれりこゝにおいて四銀行聯合して正貨兌換の制を改めて通貨を以て兌換に充てんことを請願せり八年以來紙幣益す下落し銀行紙幣の流通いよ〳〵杜塞せしかば銀行紙幣を抵當として新紙幣の貸下げを許可するに至れりされば政府は最初豫期せし紙幣消却の目的を達せさりしのみならず併せて金

融を疏通することをもなし能はざりきこゝを以て政府の議俄に一變し紙幣消却の目的は暫くおき金融疏通の目的を達する爲國立銀行條例を改正すべきに決したり當時偶政府は舊祿制の改革を行ひ壹億七千四百餘萬圓の金祿公債を發行せんとする折なりしかば遂に九年八月同條例を改正し同公債證書を以て銀行紙幣の抵當となすことを得しめ且通貨を以て兌換の準備となすことを許可せしかば條例の改正により正貨兌換の制全く消滅し銀行紙幣は一の不換紙幣となりぬ

四朱以上の利付の國債證券なるときは其種類の如何をかくの問はずこれを抵當として紙幣を發行することを得

しを以て大に銀行の創立を促し頓に其數を加へ十二年十二月に至り百五十三行京都第百五十三國立銀行をいふに達し政府において內定せし國立銀行資本金總額四千萬圓に超過せしを以てこれより以後創立を許さず九年に五行、十年に二十三行、十一年に九十八行、十二年に二十七行を創立しつゞひに其數百五十三行となりぬ銀行の設立は必ずしも商業其他百般事業の必要より起りたるにあらず多くは條例の特典に預からんことを欲して設立したるものなりきこの結果紙幣下落の勢を助長し物價を騰貴せしめ公債證書の價格は非常の下落を見るに至れりことに十一年以

降紙幣の下落甚しかりしかば朝野において政府發行不換紙幣の弊を論ずると共に銀行紙幣の弊を論ずるもの少からざりきこゝにおいて政府は十五年日本銀行を創立しつゞいて十七年兌換銀行券條例を發布せらるこれ蓋し政府は兌換畫一の主義を取り日本銀行をして兌換券を發行せしめ將來我邦に流通する所の紙幣は獨日本銀行の兌換券の一種に歸せしむることに決したればなりされば十六年國立銀行條例を改正するに至りぬ其要は國立銀行の營業年限滿期の後は紙幣發行の權を失ひ私立銀行に變形して營業を繼續するを得ること幷に銀行紙幣は漸次に消却の方法を立て日本銀行をしてこれを取扱はしめ營業滿期と共に悉皆消却し了ること等にして全く漸々國立銀行の制度を廢止するの方法をとられたり二十九年三月法律十一號國立銀行營業滿期特別處分法の公布せらるゝや其後同法により營業滿期前に私立銀行となりて營業を繼續せしもの多かりき國立銀行は端を明治五年に開きつひに三十二年に至り全く其跡を絕つに至れり

國立銀行一覽表

行名	開業免狀下附年月日	資本金高	發行紙幣高
東京第一國立銀行	明治六年七月二十日 六年七月二十日	二、五〇〇、〇〇〇 一、五〇〇、〇〇〇	
橫濱第二國立銀行	七年七月十八日 七年八月十五日	二五〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇	
大坂第三國立銀行	依願解社 六年十二月二十四日 七年三月一日	二〇〇、〇〇〇 一二〇、〇〇〇	
新潟第四國立銀行			
大坂第五國立銀行	六年九月八日 六年十二月十日	五〇〇、〇〇〇 三〇〇、〇〇〇	
合計		三、四五〇、〇〇〇 二、〇七〇、〇〇〇	

國立銀行累年營業取引高

年次	出入金	諸預金	諸貸付金	送金手形	荷爲換手形	割引手形	代金取立手形
十年	三八六、二六八、八四七 円	三〇、五九九、四二三 円	二七、一九七、三四七 円	九、八九〇、三二五 円	二、三三六、五〇五 円	二、三九〇、二〇三 円	…… 円
十一年	七三〇、七八一、九八七	七一、七四四、六九二	五八、九一五、九四八	二五、三三六、七〇四	五、五三六、四七〇	七、八〇二、九六〇	……
十二年	一、三一〇、五五〇、三九一	二二三、〇九〇、八五一	九三、七九九、四四七	四九、八四〇、二〇七	八、八四九、八〇一	八、七〇五、四一八	……
十三年	一、六六三、三五八、二六五	三一七、九六九、七三二	一四七、六一八、五八〇	九二、三四六、五六八	一二、七四三、九三二	一三、二一八、二一五	……
十四年	二、二八六、八〇五、一三三	四二七、六六五、八四三	二〇九、六〇三、四八一	一二六、三八四	一八、四七九、二二五	二八、二〇八、九二六	……
十五年	二、一九四、一二三、二九八	四六〇、九五四、六三二	一七四、六二二、七七四	八八、三六三、〇三七	九、二六一、一二五	二五、六三四、〇三三	……
十六年	二、〇八六、四四二、一五四	三九九、七三四、〇三七	一七七、〇五五、二七五	一〇〇、五一五、六五六	九、七五六、七九四	三八、五三六、三八二	三、一一五、四一五
十七年	二、二〇九、六四五、三五〇	四三一、八三四、〇三二	一六七、〇五五、二七五	一〇〇、五一五、六五六	九、七五六、七九四	三八、五三六、三八二	三、一一五、四一五
十八年	二、一五〇、八二六、九九〇	四三五、一六五、八〇五	一四八、一三三、二七四	九八、五五〇、五六四	一二、八七六、九四五	二七、八八三、六五一	五、五五七、四三七
十九年	二、五五二、三〇一、二四四	五二、一二五、一五一	一六一、〇、八三三、四七〇	二〇、三七三、〇六一	四三、三六五、五六九	九、九四三、〇六三	
二十年	二、八三三、七五二、九七三	五三六、五七七、八一三	一九九、三六三、〇二九	一一三、八六六、九一一	二〇、八四九、二二七	六七、九四二、四三三	八、四九七、七九七
二十一年	三、〇九〇、二八一、八九七	五六三、〇〇六、二四〇	二三一、九八七、三八四	一三二、六五七、六五三	二一、五六九、七一三	七八、三八六、六一四	一八、七五九、六四六
二十二年	三、四八三、二〇六、二五三	五九七、四一六、三三二	二七九、一三八、一三五	一四九、〇九二、五九二	二五、九二〇、七八二	九九、七七五、一〇三	二八、二九六、三〇一

第二款　橫濱正金銀行

横濱正金銀行は明治十二年十一月愛知縣士族中村道太等二十三名發起人となり國立銀行條例の趣旨を奉じ銀貨參百萬圓を以て其資本金となし横濱港に正金取引の一大銀行を創立せんことを企たるに始まるさて其創立の主旨は海外に向ひて爲替荷爲替の事業を開き内外貿易の間に介して金融を調和し且漸次基本の確立するや金札引換公債證書を抵當として兌換紙幣發行の特許を得んと欲するにありき其創立の主旨營業の目的當時正貨缺乏の際理財上須要の事業にして將來大に望を屬する所ありしを以てこの年十二月其創立を許されたりされども當時紙幣其價格を失ひ增發の弊甚しかりしかば紙幣發行の一事のみは許されざりき明くる十三年二月二十八日開業の式を擧げたり開業に先ちて同銀行は資本金三分の一即百萬圓を政府より差加へられんことを請願せしが政府においても其願意を聞屆られ國庫準備金の中より銀貨百萬圓を其資本金中にさし加へられたりまた同行の資本は銀貨を以て募集するの規定なりしも其入金の五分の四は紙幣を以て入金することを得しめこの紙幣は金札引換公債證書に交換し置き漸次

内外商業の擴張するに從ひて正貨の供給缺乏を告くるの場合においては政府に請求して同公債證書を抵當として一圓銀貨を借入るゝことの計畫をたて、其允准を得たり（紙幣百四十萬圓 紙幣百六十萬圓）この年七月正金銀行の業務を二分し甲を本部となし正金を取扱ひ乙を紙幣部となし紙幣の取扱をなすことゝせりさるを經營未だ數年ならずして營業上非常の損失を蒙りつひに其組織を改革するの止むを得ざるの非運に會せり當時の頭取原六郎十六年四月二十五日臨時總會を開き資本銀貨を通貨に改め銀貨を政府に買上られ紙幣にて下付せらるゝことの允准を得たりかくの如く銀紙兩貨の差額を以て損失の一部分を補充せり既に正金銀行は其組織を改めしも創立の主旨を維持し別に銀貨を客位に置き銀紙兩貨を以て其業を營めり（十三年二月二十五日大藏省より差加へられたる株金百萬圓は十六年一月より帝室の御所有に屬せられたり）正金銀行は非常の損失を蒙り止むを得ず其組織を改めし以來衰運を挽回し其主眼たる海外爲替の事業が大に進歩せしを以て當初創立の素志に基き銀貨資本の組織に回復せんことを計り十八年七月株主總會において資本金を銀貨に漸々回復することに議決せり二十年三月三十日營業漸

く隆盛に向ひしかば從ひて資本の不足を感するに至りしを以て其額を增して六百万圓となし、が此年七月政府においても正金銀行の事業は特別の銀行にして國立銀行と同一の條例によりて支配すべきものにあらさることを了り特に橫濱正金銀行條例（勅令二十九號）を發布せらるかくて正金銀行は益す其事務を擴張し二十九年には資本金を增して千貳百萬圓となし（積立金六百九十萬圓）且日本銀行より千萬圓を限り年二分の低利にて資金を融通することを許され盛に海外爲替業を營みつゝあり

正金銀行は明治十三年七月十七日神戸港に支店を開設し內國の事業既に緒に就きしを以て更に海外に向ひて營業の範圍を擴張せんと欲し此年八月外國爲替の方法調查の爲社員を米國紐育、桑港及英國倫敦へ遣し十月漸を以て英國倫敦、佛國巴里、米國紐育、桑港及淸國上海に支店若くは代理店を設立することの允准を得たり其後海外樞要の市場に支店を設け爲換事業の擴張を圖りしが英國倫敦は世界中商業の燒點にして我邦との關係少からず殊に歐米各國の大市場と氣脈を通じて商業の方針を案ずるに尤も緊要の地たるを以て十七年一月出張所を改め

て支店となし同店をして外國出張所中の機軸をすべしむる我邦の銀行にして海外に支店を設置せしはこれをもて嚆矢とす其後漸次支店を增加し今は神戸（十三年七月設立）を初め米國紐育（十三年八月設立出張所）佛國里昂（十五年五月設立）英國倫敦（十七年十二月設立）米國桑港（十九年六月設立）布哇（二十五年八月設立）淸國天津（三十二年八月設立）淸國牛莊（三十三年一月設立）等十三に達せり二十二年このかた外國爲替金を準備金より支出することを停めしを以て正金銀行は頓に財源を失へりされども比年發達の運に向ひたる爲替事業をして一朝挫折せしむるは獨一銀行の盛衰に止らずして其影響延いて我經濟上に及ぼすべきを以て日本銀行は同行と特約を結び外國爲替手形再割引の便を開きこの年二十年十月より實行することゝなれり

第三款　日本銀行

我邦銀行の業は端を明治五年十一月國立銀行條例發布の日に開き九年八月條例の改正ありて其數遂に百五十三の多きに達せりされども國立銀行設立以來十年

間の實況によれば百五十三の銀行各小資本を擁して各地方に散在し曾て互に連絡を通じ融和するの風なかりき此弊を除かんには中央銀行を設立しこれをして財政の樞要に當り全國銀行の融和を媒助せしむるより外なしされば遂に十五年六月日本銀行條例三十二號布告を發布せらるる此年十月大藏少輔吉原重俊を日本銀行總裁に大藏大書記官富田鐵之助を同副總裁に任し十月九日開業免狀を下付せられ明くる十日を以て開業せらる日本銀行は其資本金實に壹千萬圓の巨額より成立たる一大株式會社なりき（日本銀行の株主ならんとするものは大藏卿の許可を得べし）此年十五年十二月百五拾萬圓の資本金を割きて我邦商業の中心たる大阪に支店を設置せり（後資本金を增して三百萬圓となれり）日本銀行既に設立せられて其事務緒に就きしかば政府は十六年七月より國庫金の取扱に從事せしめ十七年五月二十六日兌換銀行券條例十八號布告を發布して兌換銀行券發行の權を付與せらる（日本銀行は兌換券發行高に對して同額の金銀貨及地金銀を置き非引換準備に充つべしこの外特に七千萬圓を限り政府の公債證書大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として兌換銀行券を發行することを得）明くる十八年一月に至り始めて拾圓券を製造して五月九日よりこれを發行せり（兌換券は銀貨を以て兌換するものにて一圓、五圓、十圓、二十圓、五十圓、百圓、二百圓の七種なれども實際發行したるは一圓、五圓、十圓、百圓のみ○明治二十一年十一月日本銀行より大藏大臣に對し兌換券を改造し漸次從來發行の分を交換せんことを申請し其年十二月

日本銀行條例　大阪支店　國庫金の取扱　兌換銀行券條例

三日より新兌換券を發行せり故に兌換券には新舊二種ありと知るべしされて其改造を要せしは從來發行の兌換券は其紙質着色完全ならずして虫害變色の憂あるによれり）又十九年一月政府紙幣の交換取扱方を命せられしがなほこの年七月諸公債の元利金拂渡方をも命せらるゝや後つひに國庫金出納の如きはすべて日本銀行の取扱に屬せしめらる二十年に至り其營業一層盛大となりしかば株主總會の決議により資本金壹千萬圓を增加するに至れり明くる二十一年七月（勅令五十九號）政府は兌換銀行券條例に改正を加へられ獨逸の制に倣ひ市場紊亂して大に通貨の需要を增し銀行をして商工社會の危急を救はしむるの必要あるときは特に大藏大臣の許可を得て保證準備發行高七千萬圓を超過するを得しめその超過額に對して年五分以上の發行稅を課せらるゝことゝなれり其後二十三年五月（法律三十四號）兌換銀行券條例中更に改正を加へ保證準備額七千萬圓を八千五百萬圓となされき（從來政府への貸金には二分の利子を付すべきものなりしを改めて無利子となせり）本金壹千萬圓を增加し合せて參千萬圓となれり三十二年三月兌換銀行券發行稅法（法律五十六號）の發布と共に兌換銀行券保證準備額の改正ありて遂に八千五百萬圓を增

紙幣の交換取扱　公債の元利金拂渡　兌換銀行券條例の改正　兌換銀行券發行稅法

して壹億貳千萬圓となれりさればこゝに至りて參千五百萬圓の增加を見るに至れりこれよりさき二十六年十月大阪以西の金融を通ずる爲門司に支店を置くことに決せしが種々の都合ありて暫く支店を馬關に置かる所謂西部支店なり又二十八年六月函館出張所を廢して同地に北海道支店（この外札幌出張所あり）を置き又二十九年十月臺灣島の臺北に出張所を置き臺南、臺灣、鳳山、媽宮城の四所に派出所を設けて國庫金取扱の事務を開けり（臺灣銀行設立に及びて悉く閉店せしむ）此他三十年三月津派出所を廢して名古屋支店を置きまた北海道の小樽派出所を擴張して小樽出張所となしゝが如く營業の擴張せらるゝに從ひて支店出張所の數を增加せらるこれを要するに日本銀行は創立以來經濟社會の整理に勉め其功績も亦少からさるべし

日本銀行諸預金及諸貸付金高

年次	國庫預金	政府諸預金	人民諸預金	政金諸貸付金	人民諸貸付金
明治十五年	円	円	円	円	円
同十六年	四、二六四、三五	一〇、九二二、八一四	三〇五、六一二	—	四七七、三〇〇
同十七年	一〇、九二二、八一四	三、四三七、四一四	七五九、一二九	一、三六九、三四三	一、四一二、七九五
同十八年	一六、一三〇、〇一五	一五、四一一、六〇二	一、三六九、三四三	二、四一〇、二〇五	二、六一七、六一九
同十九年	三五、八三四、一三六	六五九、五四九	三二九、五二八	一五、七五五、三七二	四、〇一一、一九〇
同二十年	二四、五三〇、四二八	四、七〇八、七九二	六七七、九八一	一〇、二六二、四七〇	一六、七七四、〇五五
同二十一年	一六、八四五、一〇二	八、七二七、四〇〇	六六五、八六五	七、一三一、一五四	一五、八二八、八四一
同二十二年	一九、六七一、四二三	二一、九六〇、〇七一	二四二、八〇七	七七四、七一八	一七、〇七一、九八四
同二十三年	—	八一一、二三九	六、三一五、二八六	二二、〇〇〇、〇〇〇	一五、八二三、八三二
同二十四年	—	二、四八三、七〇一	三、二四六、七九二	二二、〇〇〇、〇〇〇	一一、七四七、五九一
同二十五年	—	四、〇八五、四四四	四、七〇六、七九二	二二、〇〇〇、〇〇〇	八、四六〇、四三九
同二十六年	—	一、六一八、三二七	一、九六九、五七八	二二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇六〇、四二七
同二十七年	—	三、一九二、二三二	一、七二六、二九二	三七、五〇〇、〇〇〇	一六、五六四、六一二
同二十八年	—	四、七一四、五三九	一、九三九、三七〇	六三、五〇〇、〇〇〇	二九、三二七、四一八
同二十九年	—	一九三、七〇九、三五四	一、四〇八、三一六	七二、〇〇〇、〇〇〇	四二、二四三、六四三
同三十年	—	七四、二八八、〇六〇	三、八二一、九三五	七一、九〇三、三五四	九、九七六、二二二

兌換銀行券製造高

年期	壹圓券	五圓券	拾圓券	百圓券	合計
同三十一年	—	三五、七一三、二二	六三、九一三	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、一三七、〇八五

種類	年期	壹圓券	五圓券	拾圓券	百圓券	合計
發行	十七年下半期	一円	一円	七三五、〇〇〇円	一円	七三五、〇〇〇円
	十八年	一、八九五、〇〇〇	一、五七五、〇〇〇	一〇、六三五、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一五、一八五、〇〇〇
	十九年	一七、四六三、〇〇〇	九、四三五、〇〇〇	—	—	二六、八八、〇〇〇
	二十年	一五、九八八、〇〇〇	—	—	—	一五、九八八、〇〇〇
	二十一年	九、七七一、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五五、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一一〇、六七一、〇〇〇
	小計	四六、一一七、〇〇〇	一一、四三五、〇〇〇	一一三、五〇〇、〇〇〇	一五、九〇〇、〇〇〇	一九六、九五七、〇〇〇
	二十一年下半期	二、五五〇、〇〇〇円	一円	一円	一円	二五五、〇〇〇円
	二十二年	七、九五〇、〇〇〇	一三、八五〇、〇〇〇	—	—	二一、八〇〇、〇〇〇

種類	年期	壹圓券	五圓券	拾圓券	百圓券	合計
改造	三十二年	五、九五、〇〇〇	九、四五〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	—	四二、三五、〇〇〇
	三十二年	五、三七〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	八、八四〇、〇〇〇
	三十二年	九、三〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇
	三十二年	二、四七〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	九、七一〇、〇〇〇
	三十二年	三五〇、〇〇〇	六、二一〇、〇〇〇	七四六、〇〇〇	—	一四、一〇、〇〇〇
	三十二年	九〇〇、〇〇〇	六、一九五、〇〇〇	一〇、四六、〇〇〇	—	一八、五五、〇〇〇
	三十二年	四、三〇、〇〇〇	九、七五、〇〇〇	一二、八〇〇、〇〇〇	—	二五、八三五、〇〇〇
	三十二年	八、二七〇、〇〇〇	一六、三〇〇、〇〇〇	七、一一〇、〇〇〇	—	三一、六八〇、〇〇〇
	三十二年	四、九〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	一六、三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	四一、三一〇、〇〇〇
	小計	四九、一三五、〇〇〇	七九、九五〇、〇〇〇	八〇、四〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	二三六、四三五、〇〇〇
總計		九四、二四三、〇〇〇	九一、六五〇、〇〇〇	九一、九五〇、〇〇〇	三一、九〇〇、〇〇〇	三〇九、四三五、〇〇〇

第四款　日本勸業銀行及農工銀行

明治十五年日本銀行の設立せらるゝや時の大藏大臣松方正義はこれと同時に勸農勸工の金融機關を設立するの必要を感じ政府に建議する所ありしかと種々の事情ありて實行すること能はさりしが爾來政府は其志を繼ぎ官吏を歐洲に遣して精密なる調査をなし時機の到るを待つほどに二十七二十八の戰役も終りて諸事擴張の時機到來せしかば戰後の經營として遂に二十九年四月（法律八十二號）日本勸業銀行法を發布せらる勸業銀行は壹千萬圓の株式會社にして債券發行の特權（資本金四分の一以上の拂込ありたるときは拂込金額の十倍を限り勸業債券を發行することを得るの特權を有す）及政府より利益補助を受くるの特典をも附與せられ三十年四月株主募集の公告をなし資本金總額の四分の一即貳百五拾萬圓の株式拂込を了して此年八月二日營業を開始せり勸業銀行は實に農工業の改良發達を圖るため不動產を抵當にして長期低利の貸付をなすを目的とせられたるものにて一方において不動產の信用を增進したると共に一方において農工の事業者と

資本家とを媒介して互に氣脈を通ぜしめたるものといふべし勸業銀行の開業せらるゝや時たま〳〵金融逼迫金利騰貴に際したるを以て借入請求の總額六百八拾餘萬圓の巨額に達せり

農工銀行の目的は大體において日本勸業銀行と異る所なきも勸業銀行は全國に渡り專ら大規模の事業を目的とする事故中產以下の農工業者が其僅少なる不動產を抵當として必要なる農具肥料器械等の買入をなす場合に利用するの困難なるよりこれらの小規模なる事業に向ひて資金を供給する機關として設立するの必要を認められ我政府は農工業金融の中央機關たる勸業銀行法と共に明治二十九年四月農工銀行法（法律八十四號）同補助法（法律八十三號）を發布せらる

農工銀行は資本金貳拾萬圓以上の株式會社にして北海道又は一府縣を以て一營業區域とし一區域毎に一行を設立するものとす其營業の大體は勸業銀行と略同一なれども農工銀行は二十人以上の共同團體に信用貸をなすことの自由を與へらる三十年下半期に至り各府縣知事より設立委員選定の認可を大藏大臣に申請

し三十一年一月に至り各府縣概ね開業せり（四十一行）同年中に開業せさりしは僅に京都、新潟、和歌山、德島の一府三縣のみなりき三十二年三月（法律三十三號）農工銀行に對し府縣の爲に金錢出納の取扱をなすことを許し稍其營業區域を擴張せらる勸業銀行と地方農工銀行とは各獨立して働くが如き觀あるもこの兩機關の間には常に一條の氣脉を通じ居ることゝてかの農工債券を勸業銀行に引受け其信用を以て農工銀行の狹少なる信用を助くるが如きは農工銀行を以て勸業銀行の代理店の如く見なしたるなりこれこの兩銀行の特色とする所か

第五款　臺灣銀行及北海道拓殖銀行

明治廿七廿八年戰役の結果として臺灣島我版圖に入りしも各種の事業概ね外人の專有に歸し我同胞の手腕を試むべき餘地少きのみならず金融機關の備らざるより常に金融壅塞して爲に事業上の困難少からざりしかばつひに明治三十年三月（法律三十八號）臺灣銀行法を發布せらる（臺灣銀行は資本金五百萬圓の株式會社にして之に五圓以上の無記名式一覽拂の手形を發行するの特權を附與せらる）臺灣銀行は臺灣の金融機關として商工業幷に公共事業に資金を融通し臺灣の富源を開發して經濟上の發達を圖りかねて營業の範圖を南清地方及南洋諸島に擴張しこれら諸國の商業貿易の機關となり金融を調和するを以て目的とせらる其後創立委員の決議を容れ貳百萬圓を圓銀にて無利子貸付をなし銀行券引換の準備に充てしめ又資本金五百萬圓の中政府にて百萬圓を引受け五年間政府引受株に對する配當金を準備金に加へて株主募集の困難を輕減せしめらる又三十二年三月（法律三十五號）臺灣銀行補助法を發布せられ五圓以上の無記名式一覽拂手形發行の代りに一圓銀貨一枚以上の銀行券を發布せしむることゝなれり蓋し同島は銀貨市場にして且經濟の程度低く日常の取引に小貨幣を使用するに馴るゝを以て其發行する銀行券を一圓銀貨一枚とせるなりかくてこの年六月添田壽一を頭取に任し九月二十六日臺北の本店において營業を開始せりこえて十月一日に至り日本銀行臺北出張所より臺灣島國庫金取扱の事務を引繼きしがこれと同時に神戸、臺南の二支店幷に臺中、嘉義、宜蘭、鳳山、新竹、澎湖島、滬尾（淡水）の七出張所同時に營業を開始せしむ其

後臺中、基隆（十二月一日出張所として開店せしもの）は内地との關係密接なるをもて支店に改めしといふ

又政府は臺灣の經營と共に北海道の拓殖を實行する爲　明治三十一年三月（法律七十六號）北海道拓殖銀行法を發布せらる拓殖銀行は資本金參百萬圓の株式會社にして本店を同道札幌におくことに定められしがつひに三十三年四月一日札幌において開業の式を擧ぐるに至れり

北海道拓殖銀行法

第六款　私立銀行

私立銀行

私立銀行は明治五年八月國立銀行條例（廿二條第三節）幷に六年五月大藏省の達（八十五號）により銀行の名稱は條例を奉せざる私立會社には許されざりしが九年四月三井組は大に其内部を整理して會社の組織に改め三井銀行と稱し銀行の業を營まんことを請願せり當時政府は國立銀行條例改正の内議ありて銀行も亦會社の一種なる上は既に會社を許し置き獨銀行の名稱を許さゞるの理なければとて其請願を許されたりこれを私立會社に銀行の名稱を公許したる始とすついて國立銀行條例の改正ありて公然私立銀行の名稱を用ゐることを得るに至れりされども十年十一年の二年間は國立銀行の競爭中に經過し絶えて一私立銀行の創立を請願するものなかりき十二年に至り國立銀行は既に内定の制限に滿ちたるを以て其創立を許されざるより私立銀行の創立俄に其數を增加せり三井銀行につぎて十二年六月東京に共立銀行起りたるも同銀行は幾ならずして閉店せりされどもこの年十一月安田銀行起りつゞいて十三年中大阪谷村銀行、川崎銀行、遲見銀行、川上銀行、東京貯藏銀行、壬午銀行、富岡銀行などの起りしがまた地方にても私立銀行を創立するもの續々いでしとぞされどもわけて靜岡縣に多かりき伊豆銀行、掛川銀行、中泉銀行の類にて其資本極めて少し

私立銀行は條例のこれを律すべきものなかりしかば從ひて其資產負債の實況を世上に公示せざりきされば其事業は我經濟上に如何なる影響を及ぼしたるか詳ならず明治十二三年の頃にありては全國中僅に十數個に過きずして資本も亦大ならざりしより其營業の如何は經濟上に重大の影響を及ぼさゞりしか其設立月

を追ひて増加し二十二年十二月には本支店出張店を合せて三百を超過し資本金貳千貳百七萬六百五拾圓の巨額に達せりこゝにおいて私立銀行の營業を探知して其取引の關係如何を觀察するの必要を感ずるに至りしかば大藏大臣は二十一年六月二千五百九十二號損益勘定の割合其他半季間營業の要領を記載したる報告書をいだ報告書

さしめらるゝことゝなれりこれより主務省において私立銀行の報告により其營業の大勢を察することを得るに至れり決算期は普通六月十二月の半季を以て決算することなるが中にはこの慣習によらざるものあり例へは甲年六月より乙年五月に至る一周年間を以て一回の決算をなすものあり政は曆年の一周年間を以て一回の決算をなすものありて一定せざりき

銀行類似會社

銀行類似會社元來銀行に非ずして銀行の業を兼業するものをいふは甲起乙仆れ其興廢頻繁にして地即商工業會社にして荷爲換貸付等を營むの類なり

方廳の承認を與へたるものあり又地方廳より主務省に申牒し其許可を得て承認を與へたるものありていかにも錯雜を極めしかば十五年五月十號達銀行類似會社の請願許否の權は全く大藏省にて統一し銀行類似會社の解釋も亦一定せしを以て十七年九月大藏省は地方官に令し此年六月始めて稍精確の調査を得たり其調査によれは二十六年迄に承認したる銀行類似會社の數はすべて六百九十九社にして其資本金は壹千四百拾參萬八千參百參拾參圓なりきされども其後漸々減少するの傾をなせり

第七款　手形交換所及商業興信所

銀行集會所　手形交換所　大阪銀行集會所

銀行集會所は各銀行共同の利益を圖るの目的を以て營業上必要の討議をなしかねて切手手形の賣買交換をなす爲に設立したるものにして最初は大阪、東京其他名古屋協和會九州九州銀行同盟會にありしのみなりしが其後明治十九年以來漸次增加し今は其數十所となれり大坂銀行集會所は明治十七年九月大坂交換所を改稱せしものにして大阪の交換所は實に明治十二年十二月を以て開業せらる蓋し大阪は關西運輸の咽喉を扼し四通八達物貨集散の大都會にして同地の商估は從來切手手形を授受して相互の取引を決算する慣習ありしかば切手手形の行はるゝことは他所の類にはあらざりき況して近來各銀行の本支店を同市内に設立するもの多くなりしかば從ひて其間に切手手形の行はるゝことも更に一層の繁劇を加へぬされば各銀

行互に其店頭に就いて取付をなすが如き迂遠の手段を施すに堪へさる有樣とはなりぬこゝにおいて十六の國立私立銀行相謀り倫敦及紐育交換所の規則を斟酌して申合規則を編成し明治十二年四月始めて交換所を設立しこの年九月七日其創立を出願して允准を得たり是實に我邦における交換所の嚆矢とす（手形交換制度の第一に發達したるは倫敦にして其起原詳ならざれども今日有名なる倫敦交換所の發生せしは千七百五十年より千七百七十年の間にて其利は諸銀行より夥朝派出せられたる手代等が自分の手數を省く爲一室に會して互に相取立つる手形を交換したるより起れり當時世人はかくの如きものあるをしらず又銀行内にてもこれを非難するものありきされども漸々明になりて次第に組合銀行の數を增しつゝに千八百六十四年英蘭銀行も加入するに至れり）

そも〳〵交換所は各銀行互に其債權を交換して其貸借を決算する所にして授受の煩勞と時間とを省きこれが爲大に通貨の用を節するの効あり故に交換所は獨銀行の組織において一大緊要の機關たるのみならず國家經濟の上においても亦缺くべからざるものかさて第一の設置を大阪に見るは實に偶然の事にあらざるなり其後二十八年十二月に至り交換所同盟銀行は國立私立を合せて三十三行なりしが二十九年四月日本銀行大坂支店内に交換所を新設するに及びて舊交換所はこの年十二月解散せり

東京銀行集會所は明治十年七月第一銀行頭取澁澤榮一の首唱により擇善會を起し同盟銀行者の交情を厚うし營業上必要の議論をなし互に智識を交換して處務の得失を講究するの目的を以て其會合を組織せしものにて其後十三年八月大に其組織を改良してつひに集會所とはなれり其同盟銀行は國立私立三十二行にして同集會所中爲換取組所を設け同盟銀行中の爲換取扱をなしゝが手形條例の發布せらるゝに際し更に手形の取引を擴張するの主意を以て同取組所を廢し新に手形取引所を設けて其業に從事せしに申合規則の不完全にて一時中止せしが二十年十月中これを改正して再び其取引を開けり手形交換所はこの年十二月より取引所附屬として其交換を試みしが其組織なほ不完全なる所ありしかばつひに一大革新をなすことに決し舊交換所は二十四年二月限りこれを廢し更に第一國立銀行外十行發起となり日本銀行の同意を得て新に交換所を組織しこれを東京交換所と名つけて東京銀行集會所内に設置しこの年二十四年三月一日より實施せり

この他名古屋銀行集會所（明治十三年一月の創立同盟銀行十八行）九州銀行同盟會（十三年十月の創立同盟銀行五十五行）神戸同盟銀行集

會所（十九年二月の創立 同盟銀行十四行）中國四國銀行同盟會（二十一年五月の創立 同盟銀行三十七行）奥羽北海銀行同盟會（二十六年十月の創立 同盟銀行六十四行）

橫濱銀行集會所（二十七年四月の創立 同盟銀行十七行）富山縣銀行同盟會（二十九年三月の創立 同盟銀行二十八行）京都銀行集會所（三十一年二月の創立同盟銀行十六行）の類あれども此中手形交換所あるものは神戸（三十年七月の創立）京都（三十一年二月の創立）の二所のみ」

我邦維新以來歐米の制度に模倣したるもの少からざりしに獨商業上一日も缺くべからざる興信所の設なかりしかば從ひて迅速安全なる取引をなすこと能はず且其上無用の資を費すこと多かりしが大阪において外山修造（元日本銀行大坂支店長）主唱して大阪貯蓄銀行、第十三、第三十二、第百四十八國立銀行を發起者となしこの四銀行より年々三千圓の資金をいださしむることゝなし明治二十四年七月大阪市内の國立私立銀行を集めて興信所設立の事を協議せしが此際ことに日本銀行は大阪支店より年々二千圓をいだすことを承諾せりこゝにおいて五千圓の資本金を以て二十五年四月一日大阪西區土佐堀一丁目において開業せり是實に我邦において興信所を設立したる嚆矢とす其組織は獨逸交換所（シンメルフェレンゲ興信所）の制によれりといふ偶この年（廿五年）秋灘地方酒造家の恐慌に際し機關の設備不完全なりしに拘はらず

興信所

大阪興信所

加盟者に向ひて警戒報告を與へしかばこの事件により興信所の必要を世間に紹介せしがことに神戸地方諸銀行をして一層其必要を感せしめたりこれより業務年々增加し來り二十九年神戸に出張所を置き明くる三十年京都、名古屋に出張所を置くに至れりこれよりさき二十八年編輯部を設け日本全國銀行會社資產要覽、商工業者資產錄等を發行せしが又三十一年九月より新に日報を發行するなど加盟者外のものに向ひても少からさる利便を與へられき其後三十二年七月飜譯部を設けて英文通信を開始し加盟外國人に利便を與ふることゝせり二十五年の末には加盟者僅に三十一なりしに今は（三十三年四月）四百四となれり以て其進歩せし狀況を知るべし

神戸名古屋の出張所

東京興信所

大阪の興信所につぎて明治二十九年二月東京に興れり初め二十五六年のころ澁澤榮一首唱して東京交換所組合銀行の有志者並に日本銀行橫濱正金銀行に協議して創立の事に運ひしも種々の事情ありて果さゝりしに二十七八年戰役の後百般の事業俄に振興し來り商工業愈多事となりしかば大に興信所の必要を感し東

京銀行集會所組合の有志者並に日本銀行の人々發起となり其事務を森下岩楠に託し二十九年二月五日日本橋坂本町東京銀行集會所に會し規約を協定して創立事務所を同所におきしが此年七月日本橋南茅場町に移轉し開業せり當時加盟銀行僅に二十六にして其資本金日本銀行の助成金を合せて壹萬貳千圓なりきさて其組織は米國興信所（組育プラッドストリート會社）によれりといふ横濱市とは商業上の關係密接にして且會員も少からさりしかは此年十一月横濱に出張所を設くるに至れり（其後桐生足利地方に通信員をおけり）其後大阪の興信所と連絡を通じ彼我相援けて商工業者の便宜を計ることを約しついて大阪興信所が出張所を神戸、名古屋に設くるに及びて又これらと連絡を結びたり又横濱外商の加盟し來るものありて此種の會員が漸次增加すべき勢なりしかば歐文を以て回答するの必要を認め三十一年九月より英文を以て問合に答ふる事となし、が果して外國人の會員たるもの現に十數名に達せりとぞ興信所事務の振興につれて三十二年十月より一年二回商工信用錄（秘密にして會員の外を貸渡すことを許さず）を發行して會員に貸渡し又かねて一年四回會社要錄を發行せらる二十九年十二月

横濱出張所

會員四十一（發起會員十七第一種會員一第二種會員一第三種會員三第四種會員十九合計四十一）なりしもの今は（三十三年五月調）一百八十九に達せりされば大阪東京とも益す業務を擴張して海外各地の興信所と連絡を通ずる計畫ありといふこれらの外近年東京には二三の商業興信所起れり

大阪同盟銀行累年交換高

年次	送金手形		振出手形		當座小切手		交換所小切手		合計	
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
明治十三年	一二、八九二	四、七三二、八五六	九四五	一七〇、九五三	六七、五三二	二五、四八〇、九七三	六、一八八	五、五四四、〇九二	八七、五五六	三五、九一八、五三
同 十四年	一〇、一七七	三、五二二、九三三	四〇九	八八四、一六四	八四、八八六	三一、六八七、七八四	九、三六三	九、一五六、九一三	一〇四、八三四	四五、二四一、七九四
同 十五年	一八、七一〇	五、四四八、〇三三	六一八	一、五五六、九四三	八四、五七三	三三、七四四、五三〇	七、六三七	六、七二八、〇一〇	一二、五三七	四六、四八七、五〇五
同 十六年	一四、九七九	三、九一〇、〇四三	三〇五	八八八、一三六	五三、七七六	二〇、〇五三、七一三	七、九五三	六、五八四、九八一	七七、〇三〇	三一、四三五、八七三
同 十七年	一四、六八九	四、一六三、七三三	一五七	三七〇、二三二	四一、〇一六	一三、〇一〇、四一三	六、八九一	五、一一三、六八九	六二、七五三	三三、六五六、〇六五
同 十八年	一五、五七四	五、四九〇、七〇二	七八	一七三、八六〇	三六、〇三五	八、九二〇、三四〇	四、二九一	三、一五三、三〇六	五五、九六八	一七、七三七、二〇七
同 十九年	一八、三六七	六、五三五、五二六	八二	二四一、九一七	四〇、七一八	九、五八七、五五二	七、六二一	五、七〇九、七〇〇	六六、七七七	二三、〇七四、六九四
同 廿年	二三、一四五	七、七二七、九三三	一〇五	一八一、八四四	四五、八五六	一二、三一七、二八五	六、九三六	四、八四五、一〇三	七五、〇四三	二四、〇七三、一六三

同　廿一年	三一、八九三	一〇、八三〇、五九九	一三七	一九〇、四六四	五五、七八八	一三、八五九、五三三	六、九八七	五、〇三八、二五三	九四、七九七	二八、八六八、八四九
同　廿二年	三六、五九六	一三、三六、一三	一五三	一八〇、五三六	六八、九〇八	一五、八二四、九五四	七、二〇五	五、八六五、五四七	一二、八三二	三四、一八七、一五〇

株式取引所條例

第六十五章　取引所

維新の初ごろまではなほ商業上米油二品の取引盛なりしかば政府が東京大阪の豪商にすゝめて會社を起さしめしときも東京の貿易商社大阪の攝津米油會社などにては官准を得て米油限月取引をなしゝが大阪の堂島米會所は空相場なりとて嚴禁せられ久しく廢業せしも漸く明治四年四月に至り官准を得て再興せしかばこれより盛に米穀の取引を始めしが東京の貿易商社も東京商社と改稱して益す米穀の取引に從事することゝはなりぬその後七年十月政府は米國の取引法によりて政府發行の公債證書、借用證券、官准會社の株券等の賣買取引を許されしがこれと同時に米商會所、橫濱洋銀取引所はこの條例の方法によらしめらる株式取引所條例は發布せられしかど當時はなほ未だ公債證書、官准會社株券の賣

米穀相場會社準則
米商會所條例

買取引至て少く設立を企つるものなくして其儘になりしが米商會所の方は八年四月大藏省より米穀相場會社準則を發布せられ米穀相場會社に始めて手數料その他現收入總金額十分の四の稅を課せらるゝことゝなりぬまた九年八月米商會所條例を發布せらるこの條例によれば營業年限を五箇年とし且參萬圓以上の資本金を以て組織したる株式會社たるを要することゝなれりこゝにおいて東京商社（兜町）中外商業會社（繩敷町）大阪の堂嶋米商會所いづれもこの條例によりて米商會所を創立せしがこの際大津、赤間關、桑名、新潟、兵庫、金澤、松山、名古屋、岡山、京都、德島等に起れり株式も其後公債證書の賣買日一日に其數を增加せしがことに九年八月銀行條例の改正ありて銀行紙幣の抵當に公債證書を以てすることを許されしより俄に其賣買高增加し取引の公設市場なき爲大に不便を感するに至れりこゝにおいて澁澤榮一、小松彰等時機の既に至れるを察し同志者を募り取引所條例條款中やゝ當時の事情に適せさるものありしかば條例の改正を政府に請願し十年十二月創立願書を大藏卿に提出して允准を得しも明くる十一年五月

新條例の發布ありしかば新條例に準據して定款申合規則等に改正を加へて再申書をいだしこの年五月兜町において開業せしがこの新條例によりて仲買人の負擔賣買證據金の如きは大に減少せらる大阪も五代友厚、廣瀬宰平等新條例によりこの年六月創立の允准を得八月北濱町において開業せりされども初のほどは新舊公債證書、秩祿公債證書、金祿公債證書、起業公債證書、第一銀行株券、兜町蠣殻町の兩米商會所株券、堂島米商會所の株券、東京株式取引所株券、大阪株式取引所株券、橫濱株式取引所株券（橫濱米穀取引所）の類に過ざざりしが其後漸々これらの取引をなすものいで來れりといふ米商會所條例株式取引所條例とも屢改正ありしかどなほ不完全なりとて十九年の半ごろより取引所改正論朝野の間に起りしがつひに二十年五月十四日取引所條例を發布しついで六月一日取引所條例施行細則を發布せらる當時現存の米商會所及株式取引所は營業滿期を以て廢止しこの條例によらしむることゝし二十年九月一日より施行の旨達せらる政府はこれまでの株式組織の相場所を廢し歐米に行はるゝブールスの法をとり會員組織の公設市

場に改むるとてこの條例を發布せられしといふこゝにおいて東京大阪より取引所設立の願書をいだし其允准を得しが米商株式兩取引所より屢延期を請願してきかざりしかばつひに延期を許可し廿二年六月官吏を歐米に遣し更にブールスの調査を命ぜらるこれと同時に新舊兩取引所よりも調査委員を遣しゝがこれら調査委員歸朝の後米商株式兩取引所の延期を許され東京大阪の兩新取引所は解散することゝなれり取引所條例はかくの如き有樣に陷りて實際行はれさるものとなりはてしがつひに二十六年三月取引所法を發布せられ從來の米商會所條例、株式取引所條例、取引所條例を廢し更にこの新條例によらしめらるこの改正によりて取引所の組織を株式、會員の二種としたるは舊取引所の株式組織と新取引所の會員組織とを折衷したるものなりきとぞされども其設立は株式組織のもの多くして百二十一箇所會員組織のものは僅に土浦（米穀）高崎（米穀）敦賀（商品）明石（米穀）若松（米穀）加東（米穀）の六箇所あるのみ

株式會社組織取引所累年比較表

年度	取引所數	株主人員	仲買人員	資本金	積立金	仲買人身元保證金	收入金
二十七年	九八	二、一六九三	一九七〇	五六九、八〇〇〇円	八、四三三円	三三六、四一八〇円	一六六、九〇三円
二十八年	一一五	一、三七七七	一九八八	五八五、六二〇〇	一三、九六五〇	三三六、三八〇〇	二〇九、二六二〇
二十九年	一一八	一、四〇六四	二三八三	七九七、七七〇〇	二四、五〇一三	二九二、一六〇〇	三一五、一八三
三十年	一一三	一、六〇九五	二三九九	九六五、五〇〇〇	三五、一一〇三	三八一、一〇六五	三四〇、四三九六
三十一年	一一三	一、七〇八四	二三〇二	九八三、二五〇〇	四五、七一二一	三三三、一一五〇	二八五、一六四四

會員組織取引所累年比較表

年度	取引所數	會員	仲買人員	資本金	會員身元保證金	積立金	收入金
二十七年	七	一七〇	七二	四、六〇〇〇円	四、四八五〇円	五四〇〇円	二、二一三円
二十八年	八	二四八	七九	三、九〇〇〇	一〇、四三〇〇	五七九六	三、四二八七
二十九年	七	三〇六	七九	三、三〇〇〇	一〇、六〇〇〇	六〇一一	二、七五二五
三十年	五	七二	二四	一、九五〇〇	二、一七〇〇	九三三	二八一二
三十一年	六	七二	一九	二、二五〇〇	二、三九〇〇	一〇四八	一、〇九二三

貿易商社

東京商社

第一款　米穀取引所

明治元年我政府は三井八郎右衛門を諭して東京に商社を結はしめ其總頭取となし鐵砲洲に六千坪幷に本所船藏二箇所を下付し府下の商人に向ひて貿易取引に従事するものは商社に加入すべきことを勸誘せられしかば東京市中の商業家は大抵この商社に加入することになれり所謂貿易商社これなり二年六月二十四日貿易商社に對して米油限月取引を許されしがこの年十月に至り限月米は禁せらる故に四年の春まで米穀取引は休業せしとぞこの年三月二十日に至り限月米商許可せられ口錢高一割上納のことゝなれりこの年十一月十四日鐵砲洲より海運橋兜町へ移轉し東京商社と改稱す（商社は物産引立の爲函館三陸北越其他へ出店を設け戰爭後非常の損耗を蒙り殆ど瓦解せんとせしが明治五年十一月大藏大輔井上馨官金を無利息年賦にて貸渡し漸く維持することを得たり）七年六月尾形德次郎、鶴岡忠藏等別に一會社を設立し限月約定米賣買

米商會所の再興

を出願せしも會社規則取調中にて許可なかりしかど人民相互に約定を結ひ賣買いたす義は差支なしと沙汰せらしかばこの年八月五日にいたり第一大區十四小區蠣殼町一丁目一番地（今の蠣殼町米商會所の地）に中外商業會社と稱し開業せり

中外商業會社

大阪も東京の如く新政府の勸誘により三井權右衛門頭取となり越前藩邸（中島公園地）に攝津米油會社をたて、米穀の取引をなしゝがなほ堂島においては四藏（肥後、中國、長門、加賀）建米の制行はれていと盛なりきさるを明治二年二月米穀一時非常に騰貴せし際武富辰吉（元肥前の商人）多數の米穀を買集めて譴責をうけつひに入牢せしがつゝいて大隈參與京都より來り全く空米相場を禁止せらるこれより堂島の商業衰微し毎宵夜店を張るに至れりされば米商仲買人は屢奉行所にいでゝ嘆願せしも許可せられざりきこゝにおいて武富辰吉、磯野小右衛門等主として米商會所再興の事に盡力し更に營業規則を調製して三年十二月願書を大藏省にいだしゝかば明くる四年春井上大藏少輔東京より來りて調査せられこの年四月七日許可せらるついで大藏省より田中善助、近藤嘉七、武富辰吉、磯野小右衛門の四人を米頭取となし且米

攝津米油會社

油會社の頭取を兼ねしめられつひに堂島米會所を開業することを得たり（當時の營業規則は馬關の北國問屋正米賣つなきの方法より取りしものなりといふ）堂島米會所も開業後日を追うて繁榮を來たし六七年の頃に至りては一日の賣買高數十萬石の多きに達せりさるを七年十月限の賣買においては古今未曾有の大取組となり到底期日に現米の受渡を了すべき術なかりしかば大藏省においては空米賣買に見做され同期の取組米悉皆消却を命ぜらるこの年（七年）十月に至り株式取引所條例を發布しついで十二月百二十號の布告を以て從來の米油限月賣買を廢せられ右條例の方法に從はしめらる八年四月大藏省より米穀相場會社に始めて手數料其他現收入總金額十分の四の稅を課せらるゝことゝなりしが又九年八月米商會所條例を發布せらる此條例によれば營業年限を五箇年とし且參萬圓以上の資本金を以て組織したる株式會社たるを要することゝなれりこゝにおいて東京商社は三井八郎右衛門官許を得て兜町に米商會所を創立し（九年十月二日開業）中外商業會社は米倉一平官許を得て米商會所を蠣殼町に創立せり（十月三日開業）これより十六年六月まで兜町蠣殼町の

株式取引所條例

米穀相場會社準則

米商會所條例

東京米商會所

大阪米商會所

二箇所にて米相場をなし來りしかつひにこの年十六年七月六日東京米商會所を兜町の一箇所となしぬ大阪も鴻池善三郎等發起となり米商會所の設立を出願し其許可を得て創立せり十一月二日開業東京大阪の外米商會所條例によりて大津、赤間關、桑名、新潟、兵庫、金澤、松山、名古屋、岡山、京都、德島東京大阪を加へて十四箇所等に起れり大阪も創業の際は發起人と米商人との間において紛議を生じ久しく和解せざりしと條例規則の稍嚴密にして從前の如く賣買自由ならざりしとにより市場振はざりしが十年西南の役ありつゝいて財政の變革ありて世上一般に投機業流行せしを以て一時盛況を極めき然るに十三年四月大阪府下の豪商紙幣價格回復を名として多數の米穀を一時に賣出しゝ結果米價却て騰貴し底止する所を知らざる有樣とはなりぬこゝにおいて大藏卿は四月十三日全國各地の限月米商を斷然停止せしめらる東京もこの停止までは非常の盛況なりきそは東京從來の習慣たる入引（イレビキ）法の專ら行はれたるによれりこの年十三年五月條例を改正して發布せらるこの條例の改正は仲買人の身元金を增加して身元金千貳百圓證據金貳割以上其責任を重くし其他種々の嚴則を設けて

米商會所條例の改正

賣買を拘束せられしに過ぎずこえて十月に至り一般に停止を解かれしがこれより衰へしといふされば東京の米商仲買は株式の方に移るもの多かりきこれ只株式の方は諸事自由なりしによれり大阪もこの條例の改正と同時に會所外において會所類似の業をなすもの續々起りし爲米商會所にとりては大に不利益を蒙りしとぞ十四年五月に至り身元金を證據金に代用することを許され且會所にて正誤を拒絶せざることになりしかば各地の米商會所の商況やゝ盛になれり然るに十五年十二月稅則改正ありて明くる十六年四月會所稅賣買手數料現收入十分の二より實施せられしかばまた市場頓に衰へしといふこれ世上一般の不景氣なる上規則の嚴密なると課稅の重きとによれり十八年十一月條例を改正して大に減稅會社稅とし約定代金千分の二を收め仲買人稅を免せらるせられしかば一時密賣の風減少せしもなほ證據金の割合不當なるより東京の如きは盛に入引法行はれしかば政府はこれを密賣脫稅と見做しつひに明くる十九年五月役員仲買人あまた拘引せらるこれに引つゝきて米商會所の期限切迫しとかく人氣振はざりき東京も大阪も十九年下半期よりブールス設置の噂起りしがつ

取引所條例

ひに明くる二十年五月十四日勅令十一號取引所條例を發布せらるこの際期限既につきたるを以て一箇年の延期を請願せしが二十一年に至り農商務省は延期を許したるのみならず米商會所約定代金千分の二を減じて株式取引所の如く萬分の六に直し大に米商會所の負擔を減ぜられしが其後二十三年又々延期を許し米商會所條例中米穀代用の區域を改め（上米中米は共通代用を許すも下米は許さず）且仲裁法を設けらる二十六年三月法律五號取引所條例の發布により從來の米商會所條例は廢せられたり

仲裁法

株式取引所條例

第二款　株式取引所

明治七年十月始めて株式取引所條例を發布して政府發行の公債證書、借用證券の讓與を公認したるもの及官准會社の株券等を賣買取引することを許さる然れども當時これらの賣買取引をなすもの至て少く且仲買人の身元金五百圓賣買約定實價四分の一の證據金の如き其負擔に堪へさりしが如きも幾分か設立を躊躇せしめたりき其後公債證書の賣買日一日に其數を增加せしがことに九年八月銀行

條例の改正ありて銀行紙幣の抵當を公債證書を以てすることを許されしより俄に其賣買高增加し取引の市場なき爲大に不便を感するに至れりこゝにおいて澁澤榮一、小松彰等時機の既に至れるを察し同志者を募り取引所條例定款中やゝ當時の事情に適せさるものありしかば條例の改正を政府に請願し十年十二月二十六日創立證書定款及申合規則を大藏卿に捧呈し二十八日創立允准の命に接せしも明くる十一年五月八號布告新條例の公布ありしかば新條例に準據して定款申合規則に改正を加へて再申書をいだせりこの新條例により仲買人の負擔賣買證據金の制の如き大に減少せらるこの年五月二十日開業免狀を下附せられ東京日本橋兜町五番地において六月一日より開業せり大阪も五代友厚、廣瀬宰平等新條例によりこの年六月四日創立願書を大藏卿に捧呈し十七日允准を得しかば大阪北濱二丁目十一番地（諸商の共有物）において八月十五日開業せり初のほどは東京大阪とも新舊公債證書、秩祿公債證書、金祿公債證書、起業公債證書の五種のみにして其中ことに賣買の盛なりしは金祿公債證書なりきとぞ其後東京において第一銀行、

東京株式取引所
大阪株式取引所

兜町米商會所、蠣殻町米商會所等の株券漸く市場に上りしが大阪も堂島米商會所、東京株式取引所、横濱株式取引所の株券に過ぎざりきとぞ十二年九月三十七號布告金銀貨の賣買を許され市場甚だ活潑なりき明くる十三年四月一時停止せられつゐて條例の改正あり（仲買人を甲部乙部に分ち甲部を公債株式仲買人とし乙部を金銀貨仲買人とす且乙部仲買人は身元金を千二百圓にせらる）五月四日解停の命ありしも十九日に至り更に金銀貨の定期賣買を禁止せらる金銀貨の賣買全く禁止せられ市場一旦衰頽せしも十三年下半期より公債株式盛になれりよりて東京の如きは米商のもの多く株式にうつり來れり其故は入引もゆるされ證據金も安かりしによれり十五年二月二十七日六十七號布告税金を改め（賣買手數料總高十分の一明くる十六年四月一日より實行せらるこの改正によりやゝ衰微を來しゝが十六年八月二十七號布告金銀貨の賣買を許されし爲十八年五月ごろまで銀貨の賣買盛なりき然るをこの年五月二十八日三十九號布告布告を發し明くる十九年一月一日より全く其取引を禁止する旨命せらる又この年十八年十一月二十八日條例を改正して（公債證書千分の三株式萬分の六に改め且定期内に轉賣又は買戻をなす者は其轉賣買戻に係る税金を免除仲買人納税規則を廢止せらる十九年四五月に至り公債株券非常に騰貴し一

時隆盛を極めたり當時一般に公債株券を買收して一定の利子を待つの風生じ商估爭うて購求したるによれり二十年五月十四日勅令十一號會員組織の取引所條例發布せらるされば株式取引所米商會所とも營業滿期を以てこの條例によらしめらるゝことゝなれりされどもこの條例は株主幷に仲買人に非常の損害を與へ會員組織の風俗に適せざるを論じ二十四年六月まで延期を請願せしがつひに二十二年五月まで延期を許さる其後更に二十一年七月井上農相は營業期限を二十四年六月まで延期を許し歐米に行はるゝプールス取調の爲農商務省より官吏を派遣すると同時に新舊兩取引所よりも亦取調委員を派遣せしめられたり二十三年九月九日株式取引所米商會所とも三箇年の延期を請願せしが陸奥農相は翌十月條例を改正して延期を許されたり改正の要は仲裁法を設くること二十四年七月以降仲買人の身元金を二千四百圓（以前は四百圓）となすこと取引所毎半期通常積立金の外尚利益金十分の二の別途積立金をなすこと各取引所の株式を市場において賣買せさること各種賣買約定平均相場の定め方を改正すること等なりき二十六年三月法律五號

取引所法發布せられこの年十月一日より施行せらるゝことゝなれりよりて株式取引所條例、米商會所條例、取引所條例いづれも廢せられ更に新取引所條例によらしめらる

第三款　橫濱洋銀取引所

明治の初年より橫濱には默許の姿にて南仲通二丁目に洋銀相場所ありきこゝに出入するものは仲買人及其手代に限ることにて賣買高多き時は百萬圓に上れりといふ皆直取引にて預合をなしゝとぞ（市場の景況により日歩をとりしが紙幣の方に取る時は逆日歩さいひ銀貨の方にとるを順日歩さいふ）賣買の預合をなし置く場合には毎日の平均直を以て其損益の計算をなし差金の取遣をなすに過ぎざりき當時銀貨の取引に從事する者は皆專業者にして東京の米商株式などゝ連絡を通じ居るもの少かりき十二年二月洋銀取引を禁止し株式取引所條例によらしめらるゝよりて其稅金も亦これに準していたださしむることゝなれり十二年二月開業以來は定期賣買も盛なりしが從來直取引預合の習慣行はれし爲追

々定期はやみて直取引のみ盛に行はれしがこは全く直取引預合の方は只日々の差金を勘定するまでにて證據金をいだすなどの不便なきによるものかこの年十二月九月洋銀取引所を改め橫濱取引所と稱すこの際墨銀の取引を止め貿易銀を本位として取引せしめらる（以前はすべて匁の名稱を用ゐしが此時より錢の名稱を用ゐることゝなれり）この時東京大阪の兩取引所にも金銀賣買を許されしも大なる取引はなかりき十三年四月一日停止を命ぜられしが五月に至り特別に銀貨の直取引のみ許されき停止前は橫濱も稅金の緩みし時なりしかば橫濱に來るもの多くありて大に盛況を呈しゝが四月以後は稅金高くなりし爲大道において私に直取引するの風を生じ九月に至り拘引せられたるものありしもこの風なほ止まざりき十八年五月兌換券條例發布の爲其終りをつけ橫濱取引所もつひに休業せりされば仲買人は米商會所に移るもの多かりき

第四款　取引所

明治十九年の半ごろより取引所改正論朝野の間に起りしがつひに二十年五月十

取引所條例

四日勅令十一號 取引所條例を發布しついで六月一日取引所條例施行細則を發布せらる當時現存の米商會所及株式取引所は營業滿期を以て廢止しこの條例によらしむることゝし二十年九月一日より施行の旨を達せらる政府はこれまでの株式組織の相場所を廢し歐米に行はるゝブールスの法をとり會員組織の公設市場に改むるとてこの條例を發布し現行取引所條例制定說明書、同條例注釋、同施行細則注釋などいふものを農商務省の商務局より編纂して配布せられきブールス Bourse といふ名の起原は元和蘭領にて後白耳義國に屬せしブリュージュ府 Brugge に十三世紀より十六世紀に亘りて已が救所なる革の錢嚢三個を門上に彫刻しおきしにて名高く世に傳へらるゝヴァン、デル、ブールスといへる富豪家の名よりいでたるなりといふさて十三世紀より十四世紀の間この家宅を倉庫となし又商人の宿泊所となして誰いふとなくゾ、ブースと呼びなしけるとぞ其後セノア、フロレンスあたりの商人集り來りて伊太利亞人の設所をこの家におきしがこの家の前にて爲替手形の賣買をなしけるよりつひに取引所の名さはなりぬ千四百六十年アントワープの市役所にてこの名稱組織を用ゐて一の取引所を建築せしが其後千五百三十一年には宏壯なる建築物となし他の取引所の模範さなれり

京取引所設立の特許を得たりしが大坂も藤田傳三郎外四名にて取引所設立の特許を得たり東京は日本橋阪本町に設立の計畫をなしゝが米商株式とも俄に廢すべからざるとて頻に延期を請願しつひに一年間延期を許さる二十一年九月井上馨農商務大臣となりブールスの容易に行はれさるを看破せしかば舊取引所を延期し且米商會所の納稅千分の二を減じ株式の如く萬分の六に直さしめ大に米商の負擔を輕からしめたり二十二年六月商務局次長南挺助を歐米に遣しブールスの調査を命せらるこれと同時に新舊兩取引所よりも調査委員を遣すべきことを訓諭せらるより東京取引所創立委員小川爲次郎東京株式取引所肝煎相良剛造同取引所株主總代小野友次郎の三人も亦歐米に赴きてブールスを調査せしが二十三年に至りこれらの委員歸朝し延期說を主張せしかば時の農商務大臣陸奥宗光更に舊來の取引所を延期し米商會所に對しては代用區域を定め上米中米は共通代用を許すも下米は許さゝることゝし且仲裁法を置かるこゝにおいて東京大阪の取引所は解散することゝなれり二十六年三月法律五號 取引所法を發布せられ從來の株式取引所條例、米商會所條例、取引所條例を廢し更にこの新條例を發布せしめらるこの改正によりて取引所の組織を株式、會員の二種としたるは舊取引所の株式組織と新取引所の會員組織とを折衷したるものなりきといふされどもその設立は株式組織のもの多くして會員組織のものは僅に六個所あるのみ

代用區域

仲裁法

取引所法

第六十六章　保　險

保險の起原

保險業中最も早く起りたるは海上保險にして其起原詳ならずと雖も既に十三世紀のころ地中海沿岸において發生し十四世紀ころに至りては伊國のベニス、フロレンスなどいふ商業繁昌の土地において盛に行はるゝまでに成長せしとぞされども十六世紀のころまでは大むね資本の合併を禁ぜしを以て保險も皆一個人の手において營まれたりき然るに千六百二年和蘭革命の結果彼の和蘭東印度會社の設立ありし以來資本合併の風潮盛大となりつひに千六百二十九年（我寛永六年）に至り和蘭において合資會社の組織を以て保險業を營むものいづこれを世界における海上保險會社の濫觴とすこの會社について千六百六十八年佛國に起りしが惜いかなこの二會社は不幸にして其業を永續すること能はざりき其後千七百二十年（我享保五年）に至り英國倫敦にロイヤル、エキスチェンジ Royal Exchange 及ロンドン、アッシュランス London Assurance の二會社起りそれより十八世紀に至り歐洲

強制的保險の調査

各國において續々起れりといふ我邦においても今より百五十五年前（延享三年）飛脚問屋島屋佐右衛門といふもの陸奥福島、京都間を往復する荷物に受合といふことを始めしがこれ即保險の濫觴なり然れどもこの法によるもの少かりきとぞそはともかくも維新に至り西洋の保險法 Insurance を我邦に輸入して第一に調査せしは火災保險なりき初め獨逸人バウル、マイエットの大學教師として我邦に聘せらるゝや種々の保險を包含したるものを官業として起さしめ已も亦其利益に與らんことを工夫せしが時機尚早かりし爲到底其事の行はれざるを了り我邦家屋の木造にして屢火災に罹るを見つひに强制的の火災保險を官業として起さしむることに改め時の大藏卿大隈重信に建議し其用ゐる所となり更に大藏省の顧問に雇はれ專ら他の火災保險取調委員と共に其事を調査せしがこの法案は參事院にて否決せられつゝいて大隈重信も亦官を罷めて去りしかばマイエットの考案は水泡に歸したれども備荒貯蓄法に變じて世には顯れいでぬされども民間において最も早く保險業を起したるは海上保

海上保險

險なりとす海上保險は華族九條道孝等が明治九年三月東京横濱間鐵道年賦拂下の議を請願して允准を得六拾四萬貳千圓上納せし後故ありて拂下の取消を請願せしかどなほこの金を以て國家有用の事業を起すことの議ありしかば郵便汽船三菱會社長岩崎彌太郎華族に勸めて十一年十二月允准を得明くる十二年八月東京海上保險會社を起せりこれを我邦における海上保險會社の濫觴とすこの後十五年を經て二十六年に至り日本海陸保險會社など起りそれより日本海上保險會社起りて今は四會社となれり（資本金壹億壹千五百萬圓、件數六拾九萬參千八百七保險金額七億九千四百五萬八千貳百六圓）また生命保險も明治十二年の末ころより莊田平五郎、小幡篤次郎、阿部泰藏等設立の志ありしがつひに十四年六月允准を得て明治生命保險會社を起せりこの後八年を經て二十一年にいたり帝國生命保險會社起りそれより漸々增加せしがことに二十六年以來俄に勃興し或は創立後幾ならずして解散するものありしも今なほ三十八會社ありといふ（資本金八百九拾參萬五千圓保險金額壹億六千七百五拾七萬貳千圓）

生命保險

火災保險

參百拾六圓餘三十二年十二月調

火災保險は海上生命に先ちて我邦に輸入せられしかど强制的官業の法

案否決せられし後は民間において企つるものなく其儘になりしが其後火災保險法取調委員たりし東京府知事松田道之の設計せし書類により二十一年十月東京火災保險會社を起すに至れりこの後五年を經て二十四年に至り明治火災保險會社起りしより漸々增加せしもことに三十年以來俄に勃興し今は十九會社となれり（京濱、金澤、內國、中外、中央の六會社を除き資本金千五百八拾七萬圓保險金額貳億四千八百貳拾九萬千七百七拾七圓餘三十二年十二月調）海上、生命、火災三保險の外病傷（內國生命病災保險會社、大阪生命病災保險會社、運送（日本海陸保險會社最上川回漕保險會社）貸屋（貸屋保險會社）家蓄（家蓄生命保險會社、牛馬組合同盟合資保險會社今はこの二社とも廢業せり）等の保險業をさへ企つるものいで來れりさはいへいづれも小資本の會社のみにて朝に起り夕に倒るゝが如き有樣のもの其數を知らず危險甚しかりしかば政府においてもこの點に注意せられつひに三十三年三月法律六十九號保險業法を發布せらるこの法律によれば保險事業は株式會社又は相互會社たるべきこと又保險會社は他の事業を兼ぬべからざること又同一の會社にして生命保險と損害保險とを併せて其目的となすべからさること又會社の資本は拾萬圓を下らざること等にてこれより危險なる小資本の會社は跡を絶ちて漸々確實のものとならんか

第一款　海上保險

明治十年のころに及びては西洋形船を以て海運の業を營むもの漸く增加せしが就中郵便汽船三菱會社の如きは稍堅牢なる船舶を以て內國の諸港及淸國一二の要港に定期の航通をなすに至れりされども國內において海上保險の事を起すものなかりし爲船主貨主いづれも危險を顧慮するの餘航海業の發達を遲緩せしめたるの感ありき故に政府は海上保險に關する各國の法規類例を調査し又我邦危險の度合等を調査して會社の創立を奬勵せんとするに當り偶華族九條道孝外二十四名のもの嚮に明治九年三月東京橫濱間鐵道拂下の議を政府に請願し年賦金にて上納することゝなり旣に六拾四萬貳千圓上納せしがこの年九年十二月に至り故ありて拂下の取消を請願せしかど尙更にこの金額を以て國家有用の事業を起すことの議ありしかば郵便汽船三菱會社長岩崎彌太郎二十五名の華族に謀り海上保險會社設立の事を勸めつひに十一年九月東京海上保險會社設立の願書をいだしこの年十二月允准を得明くる十二年八月一日より開業せり（資本金五拾萬圓其中四拾貳萬八千圓は鐵道會社設立の爲華族より入金せし分を以て其儘資本金に加入し殘額七萬貳千圓は身元ある商估より募りてこれに加入せしめたり）まづ貨物保險の業を開き內國諸港及支那、朝鮮の要港に代理店を置けり船舶檢查の事たるや海上保險の業を營む上において主眼の要務なるも當時我邦において未だ歐米に行はるゝロイド會社の組織の如きもののあらさるを以て新に海上保險の業を創始するは實に至難のことに屬せしなりこゝにおいて同社は船舶の檢查を行ひ保險の適否を定められんことを政府に請願せりよりて政府はこの年八月中旬これを許可し船舶の檢查をなす毎にその成績によりて船名、種類、噸數、製造人、持主、等級、期限等を詳記したる檢查證書を同社に交付して保險合格の船舶たる旨を證明することゝなれり同社はこれを一々船主に報道して益す構造の改良を計るべきことを促せりまた十五年五月船主及造船家の便を計り造船規則を設け其標準を示し爾後內國において構造する船舶にして本則に適せざるものは同社において其積載貨物の保險をなさゝることを各船主に通知し幷に廣告せり最初荷物保險の申込をなしたるは橫濱のみな

りしが其後函館北國筋より申込むもの續々いでしといふ

政府の保護

十六年十一月政府は同社從來の資本金に對し政府より四拾萬圓を加へ即百萬圓となし船體の保險をも併せて經營すべきことを命令せらる（政府の株金は平常これを政府に備へ置き若し資本金を以て損失を辨償する場合あるときは總株高に割合即四分二十三年十月命令書を改正し保險損失仕拂の順序は第六分の割を以て支出することを約せらる）一準備積立金第二純益金第三資本金としこの順序により仕拂をなし資本金より損失を辨償する場合に至りたるときは資本金を以て辨償すべき百分の四十に相當する金額を政府において擔保せらるゝことゝなれり（この年十一月資本金を百二十萬圓に增加す）

日本海陸保險會社

プール、ロンドン、グラスコー等に代理店を置きしが同社は後年に至りこれが爲に少からざる損失を蒙れり（英國において發刊するフェーヤプレー Fairplay は千八百九十年十二月の雜誌において我東京海上保險會社の代理店が保險取扱の迂遠なるを嘲弄せし文を載せたるが如き英國における當時の事情を見るに足れり）

明治十一年以來絶えて海上保險の事業を企つるものなかりしが漸く二十六年三月大阪において片岡直溫、土居通夫、田中市兵衛等百貳拾萬圓の資本金を募り海陸運輸の貨物幷に船舶保險の目的をもて日本海陸保險會社を設立せり又この年

十一月大阪において大阪製銅會社長增田信之朝鮮輸入組銅商と綿絲組合の人々と相謀り海上火災兩保險の目的を以て百六拾萬圓の資本金を募り大阪保險會社を設立せしが惜いかなこの會社は二十八年五月に至り專ら火災保險のみとなれり（資本金を二分して各八拾萬圓となし一部は火災保險會社となり一部は實業銀行となれり）東京において**大阪保險會社**（海上部火災部）

次郎、武井守正等海上保險の事業を企てしがこれと同時に塚原周造等も亦海上保險の事業を企てしといふ其後この二派の人々合併して設立することに決し參百萬圓の資本金を募り帝國海上保險會社と稱し十一月五日開業せり（この年東京において生命火災海上陸上商品物貨の保險を目的として百萬圓の資本金を募り東洋保險會社と稱し六月十日開業せしが商法違反の爲裁判所の命令により二十七年十二月二十七日解散せり）**帝國海上保險會社**

又帝國海上保險會社の開業一箇月前に（二十六年十月六日）富山縣高岡において高廣次平、志摩長平等瀨船積載の荷物保險の目的を以て資本金拾萬圓を募り北陸海上保險會社を設立せしかどこの會社は二十八年十二月一日任意解散して高岡商業銀行となれり二十七年に至り東京海上保險會社、帝國海上保險會社、日本海陸保險會社の三社相提携することを約し再保險の取引をなすことゝなれり只大阪保險會社のみは三社より排斥して加入せ**北陸海上保險會社**

日本海上保險會社

しめざりき其約束主として船體保險に關すればなり二十七二十八年戰役の際一時に船舶增加せし爲保險料を引上げしが二十八年の初より三社の間に競爭起り貨物のみことに二十九年ごろは一層甚しかりきといふこれよりさき二十八年の末より船主において保險料引上げの專橫を憤り別に海上保險會社を設立するの考を懷きしものありしがつひに大阪の船主同盟會員（廣海、大家右近、濱中）を初として北陸の船主これに加はり參百萬圓の資本金を募り二十九年四月日本海上保險會社を起せりよりて東京海上保險會社、帝國海上保險會社、日本海陸保險會社の三社團結してこれに當り取引を開かざることに決す（日本海陸保險會社は二十九年に至り資本金を增して貳百五拾萬圓となし英國倫敦に代理店をおきつひに東京海上保險會社の轍をふみ少からざる損失を蒙れり）二十九年の末三社の大會議を大阪に開きまづ豫防策かば三社の人々前途を憂へ此年（二十九年）

として東京、大阪其他樞要なる地に共同取扱人を設け三社はこの取扱人を經て保險の申込を受くるの外は一切直接に被保險者より申込を受けざることゝし又取扱人は其申込たる保險を一々三社に平分する事を約束せんとの議ありしかど

共通計算法の計畫

共通計算書

此取扱人の件は成立せずしてこれに代ふるに共通計算法を以てすることに決議せり從來海運船業其他の運送業には競爭を防ぐ唯一の手段として共通計算法を行ひ居れどもこれを保險に應用せんとしたるは蓋し本邦をもて嚆矢とすべしこの共通計算法はかの關西汽船合併計算書を模範として共通計算表を作り三十年二月一日より實施する豫定なりしが三社間において種々の事情ありし爲一箇月を延期し三月一日より實施することゝし二月下旬共通計算率を發表しいよ〳〵共通計算所を設立して實行の準備に着手するや偶東京海上保險會社の當局者益田克德其職を辭せしかば同社の方針俄に一變し言を左右に託して其實行を遷延せしむるのみにて到底行はれざることゝなり其計畫をして空しく曖昧模糊の裡に沒了しぬされども共通計算の實施を名として保險料の引上げを請求せしかば三十年においては三社とも少からざる利益を得しといふ當時三社の同盟外に孤立せし日本海上保險會社の如きも亦三社に倣ひて幾分か其保險率を高むることを得たり加之三十年に至り日本海上保險會社も三社と取引することゝなり相當の

利益を得しが三十二年の初株主間動搖しこれが爲保險率を引下げこの年四月に至り三社より取引を拒絶せられ再び孤立の姿となりしも又三十三年二月より三社もこれと取引することになれりといふ

これよりさき共同海損の事あるや開港場の外國人に託して精算することなりしが明治二十九年一月十日郵船會社の瀨船酒田丸の香川縣鍋島沖航行中火災に罹るや郵船會社、東京海上保險會社、帝國海上保險會社、日本海陸保險會社の四社は邦人に託することの必要を認め郵船會社員永富雄吉に託して精算をなさしめたりこれを邦人にて精算せし始とす

保險證券の改正

四社の聯合會において法學士志田鉀太郎を顧問に聘しこれに帝國海上保險會社支配人村瀨春雄加はりて起草し十月東京會議にて確定せしかば十一月より一般にこの新保險證券を用ゐることゝなれり

海上保險仲買人

これより先き明治二十五年六月一週間ばかりに船舶の遭難せしもの數艘ありて其損害數十萬圓に上りしかば他の保險會社はこれを機會にして保險率を引上げたり又三十一年一月大阪會議の結果保險證券を改正して完全のものとなせり

又この年三十四年一月佐藤毅始めて海上保險仲買人となりしがその後增加して今は東京に三人大阪に一人となれりされば共同海損の清算もこの仲買人にてなすことゝはなりぬ、

海上保險會社一覽表

三十一年十二月調

社名	創業年月	資本金	拂込資本金	積立金	
東京海上保險會社	十二年八月	三、000、000	七五0、000	七四、四三	拂込資本金百圓ニ付割賦金
日本海陸保險會社	二十六年三月	二、五00、000	一、000、000	—	
帝國海上保險會社	二十六年十一月	三、000、000	七五0、000	六、八00	一0
日本海上保險會社	二十九年四月	三、000、000	七五0、000	二九、000	八

第二款　生命保險

明治十二年の末莊田平五郎、小泉信吉、小幡篤次郎等生命保險會社の設立を企て創立見込書を作りこれを朋友の間に配りて其意見を問はれしがいづれも其設立を有益の事業として贊成せしかば十四年二月二十一日交詢社（京橋區南鍋町）の一室を借受けて創立事務所となし阿部泰藏、物集清久の二人專ら歐米の生命保險法を調査

明治生命保險會社の開業

し定款規則書の類を作り六月十三日發起人小幡篤次郎、莊田平五郎、阿部泰藏、中村道太、肥田昭作、朝吹英二等十一名より明治生命保險會社設立願書を東京府廳へいだし六月二十九日允准を得しかば七月八日より開業せしといふこれ實に我邦に於ける生命保險會社の嚆矢なりとす歐米諸國には往々株金を備へざる會社あれども全く株金なきときは被保人をしてこの會社は株金拾萬圓を募集しこれを以て金祿公債證書を買入れ株主分配金を年一割と定めたり蓋し金祿公債證書の利子凡年一割に當るをもてなり又この會社は被保人に利益分配付の契約をもなすことゝせりこれ經驗なき新事業には最も安全にして且道理に合ひたるものなればなり第一回の毎四年の計算には營業上の利益僅に壹萬貳百八拾七圓餘に過ぎず其中參千圓を別段積立金となし分配の事なかりしが其後明治二十二年七月九日（開業より滿八年）第二回の毎四年の計算に至り營業上の利益貳萬五千百七拾九圓餘を得其中より被保人（分配付の契約者）へ參千五百七拾圓を分配し始めて株主へも參千圓を分配せり（生命保險は本邦創始の事業にして利益少かりしかば常に經費を節約し準備積立金に不足無からしめんが爲に

十七會社死亡表

共濟五百名社

取締役監査役等は二十七年まで全く無報酬なりきとぞ

生命保險に必要缺くべからざるものは死亡表なれども當時我邦死亡の調査極めて不充分にして信據すべきものなかりしかば發起人は英國十七箇の生命保險會社聯合して其被保人の死亡を調査し編成したる所の十七會社聯合經驗死亡表を採用し利率を年四分と豫定したり其利率稍々低廉なれどもこれ萬一死亡數の豫測に超過せんことを慮り安全の方針を取りし爲なりとぞさて開業の當日第一に來りて保險契約を結ひしは化學者宇都宮三郎なりき生命保險は新規の事業なるのみならず死後に金を得る不吉の契約なりとてこれを嫌忌するもの多く最初保險の申込をなしゝは發起人の朋友知人より始まり漸次に文明の教育を受けたる學者官吏會社員等に及ぼし世間一般に保險の行はるゝに至りしは二十年このかたの事なり

これよりさき明治十三年中東京において成島柳北、安田善次郎等共濟五百名社を創立し社員中死亡者あれば各社員より金貳圓づゝをいだし合計壹千圓を集め

日本保生會

帝國生命保險會社
日本生命保險會社

て死亡者の遺族に贈與する方法を設けたれとも死亡表に據らず年齢の老幼を問はず身體の強弱を論せず毎年の出金額も死亡者の多少に從ひて一樣ならざるが如き組織のものにして到底生命保險の名稱を下すべきものにあらざりき又十四年中東京において若山儀一日本保生會と稱する生命保險會社の設立を企たれども種々の事情起りし爲開業に至らずして廢せりこの會社の組織は全くニューヨーク生命保險會社によりたるものなりきといふ

生命保險會社は明治二十一年まで七年間設立するものなかりしかば明治二十一年まで十五年以來十八九年の間紙幣濫發の結果商業一般に不景氣なりし爲生命保險會社の設立も亦遲延せしめられしものか二十一年三月東京において帝國生命保險會社顯れいづこれ我邦における第二の生命保險會社なり明くる二十二年九月大阪において日本生命保險會社起れり この會社は理學博士福澤利喜太郎調製日本人口統計表に基ける死亡生殘表を基礎として保險料を定めしといふ 世人この三社をさして我邦生命保險の三大會社といふ又この年十月東京に大日本生命保險會社の設立などありて

生命保險會社の濫興

生命保險業漸く將に盛ならんとするの兆を顯し來れり

二十六年には銀貨下落の結果物價騰貴し商況活潑なりし爲他の會社の勃興と同時に生命保險會社も亦其數を增加せり即職工生命保險會社 後に萬世生命保險會社と改稱す 内國生命病災保險會社 生命保險の外に疾病、負傷、火災保險等を兼業したれども後に內國生命保險會社と改稱し生命保險のみを專業とせり 海員生命保險會社 後に海國生命保險會社と改稱す 名古屋生命保險會社、酒家生命保險會社、大東生命保險會社等相つぎて起り又明くる二十七年には佛教生命保險會社、有隣生命保險會社、北陸生命保險會社、相互生命保險會社、明教生命保險會社、共濟生命保險會社、北陸生命保險會社、火災保險兼業 仁壽生命保險會社、大阪生命病傷保險會社、京都生命保險會社等この年に開業せりこの外創立の中途にして廢業し或は創立後幾もなくして解散したる會社も亦少からざりしかば 二十六二十七の兩年中に二十七會社起れり 世人漸く生命保險會社の濫興を非議し政府も亦法律を制定して保險事業を監督するの必要を感ずるに至れり二十八年眞宗信徒生命保險會社、九州生命保險會社、其他數會社起り二十九年中央生命保險會社 後に六條生命保險會社と改稱す 護國生命保險會社、日宗生命保險會社等起りしが三十年には愛國生命保險會社、日本生存保險會社

等の開業を見たるのみにて漸く二十八年以來新設會社の數を減じ三十一年來殆ど新設の會社を見ずこれを要するに二十六年以來生命保險會社の濫興は需要供給の平衡を失ひたると二十七二十八戰役後暴騰したる企業心の漸々沈靜したるとによれるものか

第三款　火災保險

火災保險の計畫

初め獨逸人バウル、マイエットの大學教師として本邦に渡來するや水災火災其他あらゆる種類を包含したる保險事業を起さしめて利益を壟斷する考を抱きしが當時未だ我邦の商業幼稚にして到底行はれざるを看破せしかば我邦ことに東京市內において大火の屢起るを見まづ火災保險事業より着手するの容易なるを了り火災保險論を草しこれを邦語に飜譯せしめ（寺田勇吉飜譯）新聞社に送りて保險の必要を喚起せしめしが其後大隈大藏卿に說くに獨逸法の强制火災保險業を起すことを以てせり火災保險の如き危險なる事業は到底企業心の發達せさる我邦においては民設にて興すべきものにあらさるが故官設組織になして保險料の率を低くし此業を全國に普及せしむる爲獨逸において行はるゝ强制法によらしむる計畫にてこれが爲經濟界を振興せしむるのみならず政府の收入をも增加せしむる考なりきされば大隈大藏卿は其說を容れマイエットを大藏省の顧問となし明治十二年大藏省中に火災保險取調掛を置き大隈大藏卿自ら委員長となり內務少輔品川彌次郎、東京府知事松田道之、大藏省書記官平田東助、東京府書記官千田貞曉、中警視石井邦猷幷にマイエットを委員となし法案及其他の事項を調査せしが既にして大隈大藏卿專任參議となり佐野常民代りて大藏卿となりしかば佐野大藏卿委員長となり十四年に至り法案完成せしかば太政官に稟議するに至れり其主旨は全國に强制火災保險法を布き火災保險により漸次家屋の改良を計るべし又別に建築條例を設けて家屋建築の制限をたて危險の度を少からしむべしといふにありき然るに時の參事院は强制法を不可なりとして其議を否決し大隈參議も亦政府を去り遂に十五年五月太政官はこの稟議を斥けられたりされども一は備荒

火災保險取調係

强制的火災保險法

貯蓄法となりて全國に行はれ一は東京に屋上制限法を設けしめられしが如き皆こゝに起因せしものなりといふ

火災保險法はかくの如き運命に遭遇して其望なかりしが松田道之はなほ其念慮を絶たず全國に普及する能はずんばせめては東京府下なりとも實行せんものと屬官に命じて其取調をなさしめしが不幸病歿し一時此業の望全く絶えにき其後松田道之の舅鵜殿長氏松田道之が設計の書類に基き民設組織として此業を經營せんと欲し資本金貳拾萬圓を募り事務所を京橋區三十間堀に設けて會社の設立を出願しつひに二十年七月其允准を得東京火災保險會社と稱すこれ我邦における火災保險會社の嚆矢なりとすついて明くる二十一年十月假開業をなしゝも當時世間一般に火災保險の思想なかりしかは從ひて申込むもの少く事業進歩せさりしが二十二年五月株主總會を開き營業の方針を定め明くる二十三年十二月事業を擴張せしより業務日を追うて擧かり幾ならずして保險契約高拾八萬圓に達せり

東京火災保險會社

又一方において廿一年五月川田小一郎、莊田平五郎、增島六一郎、阿部泰藏、淺田正文等火災保險會社設立の事を議せしが火災統計の詳ならさる時に當り俄に火災保險會社を設立するは大早計なるを以て姑く朋友間火災の危險を共擔し患難相救ふの目的を以て一の協會を組織し他日火災保險會社を設立するの基を開きおかんといふ事に決せしかば阿部泰藏を幹事に推薦しこの年（二十一年）十月一日より明治生命保險會社（日本橋南茅場町）の內に火災保險會事務所を置き會友の家屋を保險せり然るに其後二十三年四月十七日定期總會の時會友の評議にて組織を變更して株式會社となし廣く火災保險の業を營むことに決し明くる二十四年一月明治火災保險會社と稱し會社設立の事を東京府へ出願し二十五年一月十九日允准を得六拾萬圓の資本金をもて二月二日開業せり（坂本町明治生命保險會社內）これを我邦における第二の火災保險會社とす

明治火災保險會社

東京につぎて火災保險事業の起りしは大阪にして大阪の火災保險事業は明治二十五年二月松本重太郎、田中市兵衛、外山脩造等相謀り五拾萬圓の資本金を募り

て日本火災保險會社を設立したるを始めとす（中之島三丁目大阪倉庫會社構内において二十五年六月二十五日開業せり）大阪は明くる二十六年に至り更に銅業火災保險會社、大阪火災保險會社の二會社起れり其後二十七二十八の兩年は絶えて設立するものなかりしも二十九年より漸く各地において設立するものいで來りしがことに三十二年に至り俄に九會社の設立を見るに至れり

火災保險會社一覽表　三十三年三月調

社名	創立年月	資本金	所在地
東京火災保險會社	二十年七月	五、〇〇〇、〇〇〇円	東京市
明治火災保險會社	二十四年一月	一、〇〇〇、〇〇〇	東京市
日本火災保險會社	二十五年四月	一、〇〇〇、〇〇〇	大阪市
銅業火災保險會社	二十六年四月	二〇〇、〇〇〇	大阪市
大阪火災保險會社	二十六年十月	六〇〇、〇〇〇	大阪市
帝國火災保險會社	二十九年十月	五〇〇、〇〇〇	京都市
日本酒造火災保險會社	二十九年十一月	一、〇〇〇、〇〇〇	大阪市
家屋物品火災保險會社	三十年七月	二〇、〇〇〇	東京市
小樽貨物火災保險會社	三十年七月	—	小樽市
横濱火災保險會社	三十年八月	五、〇〇〇、〇〇〇	横濱市
東京物品火災保險會社	三十一年三月	一〇〇、〇〇〇	東京市
關東火災保險會社	三十一年十二月	三〇〇、〇〇〇	東京市
東洋物品火災保險會社	三十二年五月	一〇〇、〇〇〇	東京市
財產火災保險會社	三十二年五月	一〇〇、〇〇〇	東京市
中外火災保險會社	三十二年六月	三〇〇、〇〇〇	東京市
金澤火災保險會社	三十二年九月	一〇〇、〇〇〇	金澤市
中央火災保險會社	三十二年十月	三〇〇、〇〇〇	東京市
內外火災保險會社	三十二年十月	一〇〇、〇〇〇	東京市
內國火災保險會社	三十二年十一月	三〇〇、〇〇〇	東京市
京濱火災保險會社	三十三年二月	二〇〇、〇〇〇	東京市
江戸火災保險會社	三十三年二月	一〇〇、〇〇〇	東京市

第六十七章　倉庫業

兵庫の貸庫

大阪大津の如き大名の藏所をおきし地には藏所より賣拂ひたる米穀に對し米切手（預證券）を交付するの慣習ありて其切手の效力は今日の預證券と毫も異らさりしがこは只大名のみの事にして一般の商人よりは絶えて米切手に類する預證券をいだすものなかりき兵庫は北國より輸送し來る米穀肥料の集散地にてこれらの問屋海濱に多くの倉庫を建てゝ所有せしかば其中空庫となりたる分は他人に貸與する慣習なりしが遂に貨物の陸揚を掌る內濱組外濱組十二組の仲仕頭にて倉庫貸渡の事を支配し仲仕頭より預證券をいだすことゝなり其預證券によりて金融をつくる慣習なりきといふこの他物貨集散の港には多少貸庫をなすものありしかど兵庫の如く預證券をいだすものなかりしが偶梅浦精一、朝吹英二、原善三郎等既に銀行の業各地に起りしかども手形の流通圓滑ならざるを嘆し倉庫會

倉庫會社
均融會社

社をたて其預證券を流通せしむることを企て明治十五年十一月倉庫會社（資本金六萬五千圓）幷に均融會社（資本金貳拾萬圓）を東京深川佐賀町に設立したりこれを我邦における倉庫會社の濫觴とすこの兩會社は同じ株主により設立せられたるもの故素より異名同體のものに過ぎざりきこの會社は本店の外支店を横濱におきしが本店は米穀肥料を保管せしかども別に倉庫を設けず問屋の倉庫を借入れ檢査したる上鍵を預りて預證券を渡し問屋はこの預證券を均融會社へ持ゆきて金員を借入るゝ仕組なりき均融會社はこの預證券を特約の銀行に送りて再割引せしといふ又横濱支店は同地の倉庫を借入れ專ら生糸の保管をなし横濱市中の銀行にて金融をつけしかば大に生糸業者にとりては便利なりきとぞ然るに株主中常に利害を異にするものありてつひに十八年の末に至り解散せり又これと殆ど同時に大阪においても鴻池一門の人々主唱して中島に在る所の筑前庫八棟を買入れ（この外肥後庫幷に薩開拓使所屬庫なども借入れたり）大阪倉庫會社（資本金貳拾萬圓）幷に融通會社（資本金貳拾萬圓）を起せり其組織全く東京の倉庫會社均

大坂倉庫會社
融通會社

融會社の關係と毫も異らざりき十六年五月十日中島二丁目において開業せしが

神戸棧橋會社

これと同時に大津、兵庫にも支店を置きしといふ（兵庫支店の倉庫部は同地の豪商北風正造の名義にて取扱れしが明治十八年の末北風正造の手代某不正のことをなしてつひにこの支店は廢することになりしとぞ）融通會社は二十年十一月に至り資本金を增加して大阪共立銀行となれりこれよりさき明治十三年十月上山惟清、種田誠一等五代友厚に謀り神戸埠頭に一大棧橋を架し倉庫を設けて貨物の保管をなさんことを企てしが政府においても豫ねて希望せし事とて其願意を容れ十四年一月ことに內務省雇技師和蘭人ヨ、ハ、デレーケを神戸に遣して實地測量せしめられしが十五年五月二日いよ〳〵內務省并に大藏省の允准を得しかば（營業年限九十五年）更に五代友厚、藤田傳三郎、住友吉左衛門、三井元之助、鴻池善右衛門等二十名發起人となり拾六萬圓の資本金を募りこの年十一月棧橋稅及荷物揚卸手數料倉敷料等の見込書を作り居留地商業會議所へ提出して外商の承諾を求め十六年架橋に從事し明くる十七年十一月に至り竣工せしかば（長さ四百九十二呎六吋幅四十二呎二年八月更に九十三呎四吋を延長せり）この月十五日開業の式を擧く明くる十六日はじめて英國ピーオー會社汽船チベット號來りて繫ぎしといふこれを神戸における倉庫事業の始めとす（三十二年より一般の商品をも取扱ひ預證券を發行することゝなれり）これにつぎて十八年六

大津倉庫會社

月滋賀縣大津において大津倉庫會社（資本金五萬圓）を起せり（二十年七月資本金を十萬圓に增し二十五年一月近江倉庫會社と改稱せり）この倉庫會社も大津湖畔に在る所の舊大名の倉庫を利用せしものなりきとぞ東京も倉庫會社の解散せし以來倉庫事業を企つるものなかりしが二十年四月岩崎一門の人々（川田、荘田、肥田）三菱會社の所有せし倉庫の深川に散在するものをもて（十八年三菱共同合併後深川の清住、小松、一色あたりに散在せし三菱會社の倉庫凡四千坪餘を使用せしといふ）深川小松町に東京倉庫會社（資本金五拾萬圓）を起し三菱爲換店と連絡を通じて金融をつけしといふ其後大阪（二十五年）兵庫（二十八年）に支店を置き專ら貨物の保管并に貸庫の事業を營みて完全なる倉庫會社となれり又この年（二十年）五月京都において田中源太郎、中村榮助、川勝光之助等發起人となり京都府より下京區第三十組東鹽小路町の倉庫（十八棟八百四十六坪餘）を買入れ七條米商會所と米穀の受渡に關する契約を結び京都倉庫會社（資本金五萬圓）を起せり二十二年に至り東京倉庫會社に つぎて深川黑江町に東京米穀倉庫會社（資本金貳拾五萬圓）この會社は中村道太、小川爲次郎等の發起にて東京米商會所受渡米并に一般の商品を保管し預證券を發行して其受渡を便利ならしむる工夫にて預證券に對し自ら金員をも貸渡しゝとぞ（この會社にては甲乙二種の預證券を發行せり甲は普通の預證券にて三箇月以

東京倉庫會社

京都倉庫會社

東京米穀倉庫會社

內の期限にて出替することなれども乙は米商會所の受渡に其預證券を以て現米同樣に受授せしむる爲に發行するものなり故にこの預證券の讓行を求む場合には米商會所の檢査役が受渡の檢査をなすと同樣の方法にて檢査し其米穀に關し定めたる性質を悉く預證券に記載し受渡の場合に再び檢査することなく受授せしむるなり其證券に記載せる性質の有効期限は其檢査の月により區別あり即夏期の檢査の分は一箇月以內十月以後の分は三箇月以內有効なり

て川西清兵衛等石油倉庫會社を起せり 資本金拾五萬圓後增加して五拾萬圓となせり これよりさき兵庫市中一般に石油を貯藏して憚らざる有樣なりしかば神戸商業會議所において大に其危險なることを論せしが其後兵庫縣においても種々工夫せらるゝをりから石油貯藏所設立の計畫ありしかば石油貯藏規則を發布して暗に其事業を助けられきより て地を和田岬にトし堅牢なる煉瓦倉庫を建築せしが二十七年和田倉庫會社と改稱して一般の商品を保管し預證券をもいだすことゝなれりこの會社は三十年十月に至り會社の全財產を三菱會社に讓渡して解散せり サミユルサミユル商會の石油タンク船を和田岬に廻し石油倉庫會社の敷地內にある石油タンクに隨揚せんとするも開港區域外なるを以て允准なかりしが川西清兵衛種々盡力せし結果つひに二十五年九月兵庫灣を開港區域內とするの公布ありたり かくの如く十五年より二十六年まで凡十二年間は倉庫會社を起すも少かりしが二十七二十八戰役後二十九年に至り俄に殆ど三十の倉庫會社を見るに至れりされど其中規模の大なるは神戸の日本貿易倉庫會社二十九年二月設立資本金百五拾萬圓 福岡縣門司の九州倉庫會社二十九年八月設立資本金百萬圓 に過ぎず其他

は大むね小資本のものゝみなりき三十年三月法律十五號 保稅倉庫法を發布せらるゝや神戸機橋會社の如きは他に卒先してこの年三十年 九月大藏省の允准を得十月二十日より私設保稅倉庫の事業をも營むことゝなれり

第六十八章 條約改正 內地貿易

初め舊幕府は安政以來北米合衆國、露西亞、和蘭、大不列顚、佛蘭西、葡萄牙、普魯士、瑞西、白耳義、伊太利、丁抹の十一國と條約を結びて橫濱、神戸、長崎、新潟、函館の五港を開きしが維新開國以來更に西班牙、瑞典諾威、獨逸北部聯邦、澳地利洪喝利、清、布哇、秘魯、韓、墨西哥、伯剌西爾、暹邏、知利等と條約を結びしも大むね安政の條約を基礎として結びたるものゆゑ不完全なる條約なりきされば稅權回復の如き治外法權撤去の如き改正を要するもの多かりしがことに明治五年七月以後は安政條約の改正期限なれば官民ともにこの機を逸せずして條約改正の目的を達せんことを企望せしかば政府においてもいよ〳〵大使派遣の事に決し四年十一月

十日右大臣岩倉具視を遣歐米特命全權大使とし參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尚芳を副使として（宮内、司法、兵部、大藏、文部、工部より各理事官を遣し歐米の文物制度を視察せしむ、この一行總て四十八人）北米合衆國、英吉利、佛蘭西、西班牙、葡萄牙、白耳義、和蘭、獨逸、露西亞、丁抹、瑞典、伊太利、墺地利の十三國へ遣さる（五年九月十四日歸朝）これもとより尋常一樣の禮聘諮問にあらずしてその實は條約改正の端緒を開かしめむとの考なりしが北米合衆國に至りゆゑありて條約改正談判の事をやめ單に禮聘諮問にとゞめしむることゝなれりその後政府は十一年外務卿寺嶋宗則をして東京駐在の各國公使と改正談判を開かしめらる北米合衆國政府第一これに應して改正條約を締結せしかど（十一年七月公布）我輸入稅目の改正に付英國公使パークス等異議を唱へてきかずつひに米國との條約ならさるため實行の運に至らずしてやみぬ十三年外務部主任大隈重信井上馨等稅法二權の幾分を回復する目的にて聯合會議を開き頗る秘密に交渉せしか端なくも和蘭公使の手より漏泄して横濱ヘラルド新聞に掲げられゆくりなくもまたこゝに頓挫を來しぬ明くる十四

年大隈重信官を罷め十五年井上馨外務卿となり各國公使の同意を得て豫議會議を開きつゞいて十九年五月始めて外務省に各國公使を集めて第一回の會議を開き二十年四月二十八回に移るや勝安芳ボアソナード等の條約改正中止の建白いづついて七月二十日農商務大臣谷干城參内して條約改正を論ずるもの一層激しくなりぬりつひに冠を掛くるに至れりこれより條約改正案に關する意見書を上（外國法官任用、外國人土地所有權）こゝにおいて二十九回を開きしのみにて諸法律成定まで延期することゝなり井上馨官を去れり二十一年二月大隈重信代りて外務大臣となるや所謂強硬政略をとり現行條約を狹義に解釋してこれを勵行しまづ外國人に諸種の不便を感ぜしめ外國人より自ら進みて條約改正を促し來らしめんとせりされば最惠國條款の解釋の如きも甲國若し日本において或讓與をなし特種の權利を得たる場合に乙國も亦この利益に均霑せんとせば甲國と同一の讓歩をなさゞるべからずとなしこれを列國に通告し又外人の内地旅行に關する規定を勵行する等一方において峻嚴なる手段をとり他方においては從來の各國聯合談判を改めて明

治十一年寺島宗則のとりし政略により國別談判を開くことゝし二十一年十二月下旬北米合衆國と談判を開き（二十二年二月調印）二十二年新に墨西哥國と對等の條約を締結し勢に乘して更に歐洲各國との條約改正に着手せしが條約中外國法官任用（領事裁判權を撤去し爾後五箇年間大審院に外國人を入れて法官とする事）外國人土地所有權の事あるをもてまた異論を唱ふるもの多くつひに中止となり大隈重信も亦兇徒の爲に其一脚を失ひぬされどもこれより條約改正の事大に歩武を進めたりといふ其後青木周藏榎本武揚等外務大臣となりて絶えず改正談判をなしたるも其功を奏せざりしが陸奥宗光の外務大臣となるや其後をつぎまづ英國より着手することに決し伯林駐在の青木公使に訓令して英國政府と談判を開かしめつひに二十七年七月十六日英國と新條約を調印しこの月二十七日公布せらるついで十一月米國との條約なり十二月伊國との調印もすみしが二十八年より三十年十二月に至るまでに條約を改正せしもの凡十二國合計すべて十五國との舊條約は悉く改正せられたり三十年三月（法律十四號）關稅定率法（輸出稅全廢）を定めこれと同時に保稅倉庫法（三十年三月法律十五號）を定めて公布せらる條約改正もつひに三十二年七月十七日及八月四日（佛、墺二國）を以て實施せらるゝことゝなれりこゝにおいて維新開國以來官民の翹望せし治外法權を撤去し外國人居留地の制を廢して内地雜居を許し諸外國人をして我法權の下に服從せしむることゝなりぬこれよりさき舊幕府において横濱（横濱港は武藏國久良岐郡横濱村、横濱新田、太田屋新田、野毛浦、戸部村、吉田新田、太田村、平沼新田、石川中村、北方村、根岸村、本牧本郷村の十二村よりなれり）神戸（神戸港は攝津國八部郡神戸村、二茶屋村、走水村の三村よりなれり）長崎（文久三年和蘭人の出嶋を以て一般外國人の居留地に定められ後二年頃までは支那人居所に居住せしが北後新地大浦等の居留地へ移れり唐人屋敷火災に二月焼失伊三次へ全部拂下となれり）新潟（新潟港は越後國湖原郡に在り古名船江津舊幕府の直轄地にて東四十町南北二十七町の一市街なり）函館（函館港は北海道渡島國龜田郡にあり古名館と稱せし地にて元松前家の領なりしが安政以來幕府の直轄地となし奉行をおきし所なり）の五港を開くや外國商人居留地によりて商館を構ふ我賣込商人これを屋敷と稱し彼等がいふまゝに柔順せしかばつひに彼等は種々の惡慣習をつくり我商權を蹂躙して我商業を左右せしが十四五年に至り我賣込商人の如きも漸々其非を了り商權の回復に注意することゝはなれり例へば横濱の生絲取引における貫々料の如き神戸の燐寸取引における五厘金の如き類なりこゝにおいて横濱の如きは澁澤喜作、馬越恭平、朝吹英二、茂木惣兵衛、原善三郎、梅浦精一等明治十四年九月横濱本町六丁目に生絲聯合荷預所を設立し生絲取引の弊風を矯正せん